

昭和四十二年六月

四日市市議会議定例会目次

ページ

オ一号（六月十二日）

会議録署名議員の指名について	八
会期の決定について	八
専決処分について	八
報告	八
昭和四十一年度四日市市繰越明許費についてその他	一〇
報告	一〇
財団法人四日市市開発公社の経営状況について	一二
報告	一二
四日市市役所出張所設置条例等の一部改正についてその他	一三
議案説明	一三

オ二号（六月十五日）

一般質問

志積政一君

市財政の将来性についてその他	七九
伊藤信一君	
新しい住居表示について市役所はどんな指導をし、これに適合した処理をしているかその他	一〇二
加藤定男君	
関連質問	一二三
才三号（六月十六日）		
一般質問		
前川辰男君		
調和のとれた近代工業都市の本質とはどのようなものをいうか	一三六
訓覇也男君	
関連質問	一五八
大谷喜正君	
都市改造と道路行政についてその他	一六六
後藤藤太郎君	
関連質問	一九二
小林哲夫君	
関連質問	一九六
大島武雄君	
教育行政について	二〇二
四日市市役所出張所設置条例等の一部改正についてその他	二二〇
質疑、討論、議決	
昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給する期末手当等の特例に関する条例の制定について	二二一
議案説明：質疑、討論、議決	
固定資産評価審査委員会委員の選任について	二二三
議案説明：質疑、討論、議決	
人権擁護委員の推薦について	二二四
議案説明：質疑、討論、議決	
請願書等審査結果報告	二二五

昭和四十二年六月十二日

四日市市議定会定例会會議録（才一号）

四日市市議會

昭和四十二年六月十二日(月曜日) 昭四十二年度四月四日市市議定例会會議録 才一號

米田好兼速記

昭和四十二年六月十二日(月曜日)

○議事日程 才一號

昭和四十二年六月十二日(月)午後二時開會

才一 會議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 報告才二号 専決処分について……………報告

才四 報告才三号 昭和四十一年度四日市市線越明許費について……………〃

才五 報告才四号 昭和四十一年度四日市市事故線越しについて……………〃

才六 報告才五号 昭和四十一年度四日市市水道事業會計予算の線越しについて……………〃

才七 報告才六号 財団法人四日市市開發公社の經營狀況について……………

……………議案説明

才八 議案才五二号 四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について……………

……………〃

才九 議案才五三号 四日市市税条例の一部改正について……………議案説明
 才一〇 議案才五四号 四日市市水洗便所改造助成条例の一部改正に
 ついて……………

才一一 議案才五五号 土地の取得について……………
 才一二 議案才五六号 市道路線認定について……………
 才一三 議案才五七号 市道路線廃止について……………
 才一四 議案才五八号 市道路線の一部廃止について……………
 // // // //

○本日の会議に付した事件

才一 会議録署名議員の指名について
 才二 会期の決定について
 才三 報告才二号 専決処分について
 才四 報告才三号 昭和四十一年度四日市市繰越明許費について
 才五 報告才四号 昭和四十一年度四日市市事故繰越しについて
 才六 報告才五号 昭和四十一年度四日市市水道事業会計予算の繰越しについて
 才七 報告才六号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
 才八 議案才五二号 四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について
 才九 議案才五三号 四日市市税条例の一部改正について

才一〇 議案才五四号 四日市市水洗便所改造助成条例の一部改正について
 才一一 議案才五五号 土地の取得について
 才一二 議案才五六号 市道路線認定について
 才一三 議案才五七号 市道路線廃止について
 才一四 議案才五八号 市道路線の一部廃止について

○出席議員(四十三名)

味岡一郎君	天春文雄君	荒木武治君	伊藤金一君	伊藤泰一君	伊藤太郎君	伊藤信一君	岩田久雄君	大島武雄君	大谷喜正君	笠田七衛君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○欠席議員（一名）

小林喜夫君

吉垣照男君
 山本勝君
 山中一君
 山口信生君
 矢田繁郎君
 安垣勇君
 六平司君
 宮田勇君
 松島良一君
 増山英一君
 前川辰男君
 藤井泰治君
 日比義平君
 日沖武男君

早川正夫君
 服部昌弘君
 長谷川鐸元君
 野崎貞芳君
 生川平蔵君
 豊田妙稔君
 坪井妙子君
 辻誠二君
 谷口專九君
 高橋力三君
 志積政一郎君
 坂上長十郎君
 後藤藤太郎君
 小林哲夫君
 訓覇也男君
 喜多野等君
 川村潔君
 加藤定男君

○議案説明のため出席した者

市	助	助	市長	市長	総務	税務	産業	厚生	衛生	土木	建設	副	教育	教育
長	役	役	公室	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	役	委員	委員
九	岩	庄	川	谷	平	伊	阿	小	中	三	園	村	杉	栗
鬼	野	司	崎	沢	井	藤	南	西	山	輪	浦	木	浦	林
喜	見	良	祐	文	清	涼	輝	忠	英	喜	和	書	武	武
久	齊	一	男	男	三	一	彦	臣	郎	代	己	代	男	男
男	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

市立四日市
病院事務局長
天野正春君

水道事業管理者
城井義夫君

消防
長竹内鉄雄君

○市議会事務局

事務局	次長	議長	主事	主事	主事
局長	長	長	係長	事	事
菊地英也君	岩谷剛君	小坂靖君	坂井衛君	佐藤正俊君	板崎大之丞君

午後二時四分開会

○議長（日比義平君） ただいまより昭和四十二年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、四十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりでございます。

○議長（日比義平君） ただいまより会議を開きます。

日程才一 会議録署名議員の指名について

○議長（日比義平君） 日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、坂上君と野崎君にお願いすることにいたします。

日程才二 会期の決定について

○議長（日比義平君） 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より六月十六日までの五日間といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五日間と決定いたしました。

日程才三 報告才二号専決処分について

○議長（日比義平君） 次に、日程才三、報告才二号専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 皆さまには、今次選挙によって今後本市の発展のため格別のご指導ご協力をいただくことと相なったのであります。私の市政に対する考え方につきましては、去る三月議会において申し述べたのであります。が、改選後最初の定例会でございますので、ここに要約して申し上げたいと存じます。

本市の将来は、伊勢湾臨海工業地帯における中核都市として重化学工業を中心に産業の開発並びに公共投資を含む社会開発の促進をはかり、いわゆる調和の取れた近代工業都市を建設することが本市の発展、市民福祉の増進に連なるものと確信し、微力ながら精魂を傾け努力を尽してまいりたいと存じます。

本年度予算につきましては、その基本的な考え方として、健全財政の保持、重点的な経費の指向並びに財政構造の問題等について配慮したのであります。

躍進途上にある本市におきましては、なすべき事務事業が山積しているのでありますが、本年度重点事項といたしましては、

- 一 道路下水道の整備促進
 - 二 公害対策及び都市緑化の推進
 - 三 住宅建設、社会福祉の増進並びに環境衛生施設の拡充整備
 - 四 小中学校及び市民体育館の建設並びに教育費の父兄負担の軽減
 - 五 農業水産業の育成と中小企業の振興
- 等について意欲的に取り組み、強力に推進いたしたいと存じておりますので、なにとぞ議員各位のご指導ご協力を衷心よりお願い申し上げます。

ただいまご上程の専決処分につきましては、昭和四十一年度一般会計予算の歳入に計上いたしました市債二億五千四百九十万円のうち、土木事業資金に対する融資額が年度末に至り五百万円の減額並びに特別事業債にかかる融資額の決定をみましたので、予算の補正を必要とすることになり専決処分を行なったものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 専決処分について、ご質疑がございましたらご発言を願います。

ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっておりまして報告才二号につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議ありませんので、さように決定をいたします。

報告才二号を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、報告才二号専決処分については、承認することに決定いたしました。

日程才四 報告才三号昭和四十一年度四日市市繰越明許費について、ないし

日程才六 報告才五号昭和四十一年度四日市市水道事業会計予算の繰越しについて

○議長（日比義平君） 次に、日程才四、報告才三号昭和四十一年度四日市市繰越明許費について、ないし日程才六

報告才五号昭和四十一年度四日市市水道事業会計予算の繰越しについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の三件についてご説明申し上げます。

報告才三号は、昭和四十一年度一般会計予算並びに公共下水道及び西浦土地区画整理事業など二特別会計予算の繰り越し明許費繰り越し計算書でありまして、いずれも次年度へ繰り越しを予定されるものとして、去る三月の定例市議会においてご決議をいただき四十二年度へ繰り越したものであります。

内容といたしましては、一般会計予算においては山城・札幌線土地購入費ほか三件三千六百九十四万三千四百六十五円を繰り越し、公共下水道特別会計は常磐ポンプ場建設費二千五百八十万円を、また、西浦土地区画整理事業特別会計におきましては、家屋等移転補償費一千四百十九万一千三百三十円をそれぞれ繰り越したものであります。

報告才四号は、昭和四十一年度一般会計予算繰り越し繰り越し計算書でありまして、海蔵保育園建設費、大谷墓地公園進入路土地購入費並びに塩浜中学校移転新築費など三件で、総額二千二百二十四万四千四百円を繰り越したものであります。これら事故繰り越しにかかるものにつきましては、四十一年度中に事業を完了する予定で契約等の支出負担行為を行なったのであります。各種の事情により同年度中に完成せず、やむを得ず四十二年度へ繰り越したものであります。

報告才五号は、昭和四十一年度水道事業会計予算のうち、同年度までに支払い義務の生じなかった北山町地内取水ポンプ室築造工事費二百十九万円と局庁舎建設工事費のうち一億四千四百八十三万四千円を四十二年度へ繰り越し使

用しようとするものであります。

以上、予算の繰り越しについてのご報告を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 以上についてご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご質疑もございませんので、報告才三号ないし報告才五号は、承認することにして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、報告才三号昭和四十一年度四日市市繰越明許費について、ないし報告才五号昭和四十一年度四日市市水道事業会計予算の繰越しについては、承認することに決定いたしました。

日程才七 報告才六号財団法人四日市市開発公社の経営状況について

○議長（日比義平君） 次に、日程才七、報告才六号財団法人四日市市開発公社の経営状況についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の報告才六号は、財団法人四日市市開発公社の経営状況についての関係書

類を地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出したものであります。

○議長（日比義平君） ご質疑ございましたら、ご発言を願います。

ご質疑ございませんか。

別段ご質疑もございませんので、報告才六号は了承することにいたします。

日程才 八 議案才五十二号四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について、ないし

日程才十四 議案才五十八号市道路線の一部廃止について

○議長（日比義平君） 次に、日程才八、議案才五十二号四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について、ないし日程才十四、議案才五十八号市道路線の一部廃止についての七議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案才五十二号は、羽津、海蔵、常磐及び日永地区において昭和四十一年度事業として実施いたしました住居表示整備事業による町または字の区域及び名称の変更に伴い、市役所出張所設置条例等について所要の改正をしようとするものであります。

まず、市役所出張所設置条例につきましては、出張所の位置の名称及び所管区域内の字の名称に変更のあったものについて、改正をしております。

次に、市立保育所条例、市立小学校及び中学校設置条例、市立幼稚園条例及び市立公民館条例につきましては、それぞれ施設の位置の名称に変更のあったものについて改正をしております。

議案才五十三号は、市税条例の一部改正案でありまして、今回成立いたしました地方税法の一部を改正する法律のうち、本年度から適用される部分について改正しようとするものであります。

改正のおもな内容といたしまして、まず才一に個人の市民税について申し上げますと、事業専従者控除の控除限度額の引き上げ及び障害者、未成年者、老年者または寡婦等に対する非課税の限度額の引き上げ並びに前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者がある場合の才一人目の扶養親族にかかる扶養控除額の引き上げ等、負担の軽減をはかるとともに申告手続きの簡素化をはかっております。

次に、法人市民税であります。均等割の税率について、従来は法人の規模の大小にかかわらず一律八百円と定められておりましたが、今回、資本金等により税率に格差を設けてその引き上げを行なうとともに、申告の簡素化その他規定の整備をいたしております。

固定資産税は、都市交通の緩和と安全をはかるため、地方鉄道業者が設置した跨線道路橋等について課税の特例を設け、負担の軽減をはかっております。

電気・ガス税では、ガスに対する免税点を引き上げて、負担の軽減と合理化をはかっております。

市たばこ消費税につきましては、前年度才一種臨時地方特例交付金のたばこ消費税への移行に伴い、三・一%の税率引き上げを行っております。

その他、延滞金等の計算の基礎となる期間計算の簡素、合理化をはかる等、法律改正に伴いまして関係条文の整備をいたしました。

議案才五十四号水洗便所改造助成条例の改正案は、昨年来実施しております既設の便所の水洗化に必要な資金の助成について、改造の普及促進をはかるため貸し付け金の範囲を大小便所に改造する場合及び大小兼用便所に改造する場合、それぞれ一万円の増額をいたしたくご提案申し上げます。

議案才五十五号は、本年度の市営住宅の建設用地一・二四〇余平方メートルを市内あさけが丘三丁目二千二百六十二万四余をもって、四日市市開発公社から取得しようとするものであります。

議案才五十六号は、西伊倉町及び小鹿が丘市営住宅地内の道路について市道として認定しようとするものであり、また、和無田町中通り線については、県との交換により取得した旧県道を市道とし認定しようとするものであります。いずれもその所在につきましては、お手元の参考図に示すとおりであります。

議案才五十七号は、三菱化成工業株式会社四日市工場の社宅建設用地内に介在する市道について、交換に供するため、その用途を廃止しようとするものでありまして、所在につきましては、お手元の参考図に示すとおりであります。

議案才五十八号は、三岐鉄道株式会社が東茂福町地内に建設する社宅用地内に介在する市道の一部について、交換に供するためその用途を廃止しようとするものでありまして、所在につきましては、お手元の参考図に示すとおりであります。

以上、六月定例会に提出いたしました議案についてご説明申し上げますが、どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりでございます。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（日比義平君） 次に、本日までにて受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりでござります。

それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

請願・陳情一覧表

昭和四十二年六月定例会付託

受理番号	件	名
請願才五号	寺方町二区排水路並びに側溝整備について	教育民生
才六号	適格者名簿の提出に反対しその破棄について	総務衛生
才七号	在日朝鮮公民の民族教育に対する保障について	〃
才八号	高花平に消防出張所設置について	〃
陳情才七号	市道追分町二号線側面石積み並びに舗装工事施工について	建設
才八号	富洲原地内閉鎖道の復活再開について	〃
才九号	富田一色地内に公園設置について	〃
才一〇号	市立ひなぎく保育園園舎老朽化及び便槽の破損対策について	教育民生

受理番号	件	名
陳情才一一号	三重県窯業試験場の近代化と拡充に伴う土地提供について	付託委員会 産業水道

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる十五日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十一分散会

昭和四十二年六月十五日

四日市市議会定例会会議録（才二号）

四日市市議会

昭和四十二年六月四日 市市議会定例会会議録 才二号

米田好兼速記

昭和四十二年六月十五日（木曜日）

○議事日程 才二号

昭和四十二年六月十五日（木）午前十時開議

才一 一般質問

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

○出席議員（四十三名）

伊	伊	伊	荒	味
藤	藤	藤	木	岡
太	泰	金	武	一
郎	一	一	治	郎
君	君	君	君	君

山 山 矢 安 六 宮 松 増 前 藤 日 日 早 服 長 野 生 豊
 中 口 田 垣 平 田 島 山 川 井 比 冲 川 部 川 崎 川 田
 忠 信 繁 豊 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平
 一 生 郎 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 蔵 稔
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

坪 辻 谷 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加 笠 大 大 岩 伊
 井 口 橋 積 上 藤 林 林 覇 野 村 藤 田 谷 島 田 藤
 妙 誠 専 力 政 長 藤 喜 哲 也 定 七 喜 武 久 信
 子 二 九 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男 衛 正 雄 雄 一
 君

○市議会事務局

専務局長 菊地英也君
 次務局長 岩谷剛君
 議事係長 小坂靖君
 主事 坂井衛君

消防長 竹内鉄雄君

水道事業管理者 城井義夫君

市立四日市病院事務局長 天野正春君

教育委員長 杉浦西太郎君
 教育長 栗林武男君

建設部長 園浦和己君
 副収入役 村木喜代次君

土木部長 三輪喜代司君
 衛生部長 中山英郎君
 厚生部長 小西忠臣君
 産業部長 阿南輝彦君
 税務部長 伊藤涼一君
 総務部長 平井清三君
 市長公室長 谷沢文男君
 収入役 川崎祐一君
 助役 庄司良一君
 助役 岩野見齊君
 市長 九鬼喜久男君

○議案説明のため出席した者

天春文雄君

○欠席議員(一名)

山本照男君
 吉垣勝君

主 事 佐 藤 正 俊 君
主 事 板 崎 大 之 丞 君

午前十時十一分開議

○副議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十一名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配付の一般質問通告の一覧表により、各会派から通告がまいっております。

発言の順序は、通告一覧表のとおりであります。

○副議長（山中忠一君） 日程に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 開会にあたりまして、議長のお許しを得まして一言申し上げさせていただきます。
す。

このたび公害患者の大谷一彦さんがなくなられましたことに遺憾なことで、大谷さんにとりまして、あるいはご家族にとりましてまことにおくやみのことばもない次才でございます。

この大谷さんの死亡に続きまして、公害患者対策あるいは公害の問題に対する処し方について、若干のご説明を申し上げます。
し上げさせていただきますと考える次才でございます。

ただいま患者の現状は、ご承知のように三百六十二人でございまして、実数は四百人でございますが、その差の三十八人につきましては、全治いたしました人が十三人、転出あるいはその他の原因によるものが十六人で、死亡が九名でございます。この死亡九名の内訳は、事故死が五名でございます。老衰あるいは胃かいよう等による方が四名でございます。この三百六十二名中の患者の内訳で、かなり重いと考えられる方が三十二名でございます。軽症の方は三百三十名でございます。いずれも気管の疾患でございます。ぜんそくでございます。

したがって、これらの患者の対策ということがまず第一でございます。われわれはさように考えておりますが、これまでも発生源対策等に関連して申し上げておりますが、まず市といたしまして考えておりますことは、公害患者対策と発生源対策と、公害発生物質の究明のこの三つの点であろうかと思っております。

公害患者対策といたしましては、まず、このぜんそくの究明のために厚生省が委託しておりますところの大学、あるいは県・市、医師会等が共同で行ないますところの医療協議会というものを結成いたしました。この四十二年度の予算にも国は四百五十万円の経費を計上いたしました。継続事業として、ぜんそくに対する医療技術の解明をいたすことになっております。

これに對しまして、県あるいは市にも負担金をしるということでございますので、でき得ましたならば、この医療協議会による医療技術の開発のために協力をさせていただきますと考える次才でございます。

なお、ご承知のように、医療負担といたしまして国、あるいは県、あるいは企業が負担してくれます場合には、市が計上いたしておりますところの医療費の余剰を生じますので、それらの経費もこの医療技術の開発のために医療協議会に負担金として出していけば、さらにこの問題が早く解決するのではないかと考えておる次才でございます。

それから、昨年から実施いたしておりますところの保健婦の臨宅訪問でございますが、この件につきましては四十二年度の予算といたしましても、市でもこれを予算化いたしておりますので、引き続き継続事業といたしまして、保健婦によるところの患者の臨宅訪問を実施いたしたいと考えております。

それから、県が四十二年度の予算として公害センターの構想を打ち出してありますが、この公害センターの構想は主として四日市から強く推進しておるものでございますが、実施は大気の汚染の監視をするわけでございまして、この公害センターができましたならば、さらに嚴重な大気汚染の監視ができるのではないかと、考える次第でございます。

それから、避難所等につきましても、公害患者等から熱心な要望がございます。しかしながら、この避難所だけではどうにもならないというので、医師を置くというようなことがございます。厚生省等におきましても、患者の避難所をこしらえよという意見がございましたが、国立病院にこれを設置しようということで、患者との見解の相違がございまして、避難所の実現を見ることができませんでしたのですが、市といたしましてこの避難所を建設することについて、やはり当直の医師を置くとか、場所等にいろいろの難点があるので、目下検討中の問題でございます。

それから、市立病院に患者用の病床を十八床つくらさしていただいたんでございますが、ただいま十八床は満床でございます。その十八床のうち公害患者は二名でございます。塩浜病院あるいは国立病院等を含めまして、公害患者は約二十名近く収容されておるようでございますが、出入りが激しゅうございますので、ただいまのところ何人が定着しておるといふ事は申し上げることはできない状況でございます。

公害患者につきましては、皆さんのご賛同を得まして、前平田市長当時にこの公害患者の認定制度というものが公社行政の一端として採用されたわけでございますが、何ぶんこの病気の一般的な通用性、あるいは患者が拡散の結果広がるといふような傾向もあるかと思っております。

広域化の問題を生じておると、そうしてまたこのぜんそくという病気のいろいろの原因というものが、遺伝であるとか心因性であるとか、家屋じんであるとか、いろいろのことがいわれます。そのために認定する基準というものが非常にむずかしいと。したがって、認定いたし対策陳情が精一ぱいできてございまして、生活保護にまでこれを持っていくという事は、一地方自治体としてはきわめて困難な問題ではないかと現在では考えておる次第でございます。

なお、発生源対策でございますが、発生源が一向に進まぬではないかというおしかりをこうむっておるわけでございますが、過去におきまして、四十一年度までには発生源対策といたしましては、六十三億円という金が投じられております。

四十二年度の公害施設関係は約十七億九千万円でございます。SO₂対策といたしましては、八億五千万円が計上されております。その内訳は、ご承知のことではございますが、昭和石油の百三十メートル煙突、百二十メートル煙突、三菱油化の九十五メートルの煙突、百メートルの煙突、大協石油の百二十メートルの煙突、これがいずれも工事中でございます。そのほかに協和油化が九十五メートルの煙突を建設中でございます。

これら、いずれも建設中のものでございます。ただいまのところ、まだその効果が出ておりませんことはまことに遺憾でございますが、四億七千万円を投じましたところの石原産業の酸化チタンのミストコントロールの設備は、先般完成いたしました。ただいまその効果の実験測定中でございます。これが完成いたしましたならば、四日市市のスモッグについては、かなり効果があるのではないかと考えておる次第でございます。

水質汚濁につきましては、ただいま五億円の予算が計上せられまして、昭和石油がPPI方式によるところの油分

回収装置をただいま建設中でございます。

それから、工業廃水を循環式に使うために水冷塔を活用いたしましたして、その工業廃水を海に捨てないような工事を進めております。これが一億七千六百万円でございます。

それから、協和油化がPPI方式によるところの工業廃水の処理をただいまいたしております。四十三年度以降には、引き続きまして大協石油等がかなりの大量の資金を投じまして、直接脱硫装置の設備を実施するやに伺っております。

なお、そのほかに三菱油化が緑化に力を入れておるとか、あるいはモンサント化成が水質に努力をしておるとか、いろいろなことがございますが、ただいま申し上げましたように、大気汚染の問題は昨年九月にもこの市議会でいろいろご質問がなされまして、ご答弁させていただいた次才でございますが、ただいま上記の申し上げましたような工事中でございますので、この工事がやがて完了いたしました際には、私は大気汚染の程度につきましては、かなり解消されるのではないかと確信いたす次才でございます。

なお、ご承知のように大気汚染につきましては、一般的には高濃度汚染というものがかなり低下をいたしております。去る五月の十八日、十九日、二十三日の三日間にわたりまして非常に高濃度の汚染が流れたわけでございますが、これにつきましては、原因が非常にわかりにくうございますので、ただいま気象庁へ連絡いたしましたしてその原因の究明をいたしつつあるわけでございますが、四日市市はすでに報道されておりますように、回風前線がございまして、回風前線によるところの異常気流によるために、異常の気流によって特殊な汚染状況が出てくるということは考えられるわけでございます。

それから、さらに公害発生物質の究明につきましては、先般の議会においてガスクロマトグラフの購入をご承認をいただきましたが、このガスクロマトグラフ等を活用いたしましたして、発生ガスの究明に努力いたしておる最中でございますので、さらに引き続きまして公害患者の対策とあわせて公害発生源の対策を進め、公害発生物質の究明をいたしまして、公害の解決には一段の努力をさせていただきますと考えておる次才でございます。

簡単ではございますが、開会に先立ちまして皆さんのお許しを賜わりまして、一応のご説明をさせていただきます。なお、大竹ポリケミカルの事故に関連いたしました若干ふんさしていただきますが、さっそく市長、消防長、おのおの独自の立場から、コンビナート各社に対して警告、あるいは要望をさせていただきます。また、谷沢公室長のもとに会社の技術担当の方をお招きいたしまして、強くそういう要望をいたしております。

なお、この原因等につきましては、ガス漏れ、これは四日市市の工場におきましては、安全弁をこしらえ、さらに自動停止装置をつくるというような二重安全装置を採用されておると。そしてまた、防災のための避難壁等も四日市の場合これが実行されておるわけでございますが、そのパイプのどこが破裂するかわからないという点もございませし、このパイプの老化現象というものが非常にこわい原因になるそうでございまして、気圧が、たとえば百気圧になり五十気圧になるというような、たえずパイプの中の気圧が変化することによって自然にパイプが老化すると、そのようなためにパイプの保全には特に注意を要することでございます。

なお、この施設に修理をいたしました場合に、最初の運転をして、そのガスを通じたときにきわめてそこに危険な現象が起こると、空気がまざるとか、あるいは異常な機械の故障が起こるといようなことで、修理後の最初の運転に危険が伴うということでございますので、その際には特に注意をするように強く要望しておる次才でございます。

○副議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時二十六分休憩

○副議長（山中忠一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど市長からご報告がありました公害問題について、各会派からご質疑、ご意見の通告があります。

まず、自由クラブ伊藤太郎君、どうぞ。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 昨日から新聞紙上で、大谷一彦さんが公害患者として療養せられておりましたにもかかわりませず、ああいうような最期を遂げられたというのを知りました。非常に心を痛めておるものでございます。

なお、けさほどは市長は特にその点にも十分心を使われまして、それに対処するいろいろな方策をお聞きいたしましたのでございますが、なおこの点に關しまして二、三のお尋ねを申し上げたいと存じます。

まず才一番。状況に非常に私が暗いためにまず才一番は、大谷さんがなくなられたその真相は、新聞紙上で拝見しておるそのとおりであるかどうかということについて、理事者からひとつ詳細に承りたい。

その次、二番目は、そういう聞くところによると、大谷さんは子供さんもなかったとか、非常にさびしい日常を送っていらっしやったかのように拝するのでありますが、（「子供あるよ」と呼ぶ者あり）そういう点について先ほど市長は保健婦の巡回を密にして、生活の相談にまでいろいろと携りたいというような趣があつたかのように思いますが、その点についてさらに今後どのように持っていくご意思であるか承りたい。

その才三番目といたしましては、患者の認定でございますが、この点にどのような基準を設けて認定なさっていらっしやるのか、その点を三番目にお伺い申し上げたいのでございます。

なお、四番目になります。市長は公害センターを設けてさらに打ち込んだ公害の基礎的研究をやると、こうおっしゃって見えますが、まことにこれは時宜を得たものと思えます。

そこで、私がお伺い申し上げたいのは、どの企業からどんなような汚染物質が排せつされているか、そういうようなことを具体的に強く調査するご意思はないか、従来の発生源対策のあまり進まないその原因は、私はこの点にあるんじゃないかと思えます。企業の発生源対策を喚起する上には、どうしてもこの点が重要なきめ手であると考えますので、その点について今後この公害センターを中心に強く進めていくようなご意思はないか。

そこで、なおその次に、ちよつとお聞きいたしました市立病院が、何か十八床公害患者のためにあるのに、公害患者が二名入っておるだけでもう一ぱいになっておるといふお話がありました。その点がちよつとふに落ちない。

なお、発生源の対策をさらに強化する意味におきまして、市長のご説明によると、発生源対策は煙突を九十メートルにする、百メートルにする、百二十メートルにするというようなこと。あるいは煙突にコットレルをつける、こういうようなことを本日もお聞かせくださいましたし、過去にもそういうことをおっしゃっていらっしやいます。実際私自身が体験し、私自身が強く不満を感じているのは、煙突から排せつするそれだけではなくて、その下に数多く立ち並んでおるあのプラント、あのプラントから持ってくるあの悪臭、汚染をされたあのガスがものすごいこの呼吸器病、いやぜんそくのもといをなしていること。

しかも不快な念を抱かせておることは、これは当然といわなければならないと思っておりますが、この方面についての施設がほとんど私は無関心にあるんじゃないかと、こんなに思うんでございます。

次に、災害問題についてお尋ねを申し上げます。

去る八日の日に、合成ゴムで爆発事故がございました。ちようどお昼ごろであったと思いますが、あの付近の市民は、いままであった新潟の爆発とか、あるいは川崎の昭和電工の爆発とか、あるいはフランスにおけるリヨンの爆発とかでビクビクしておる矢先に、しかもその前には大竹の三井ケミカルが爆発したということでおそれをなしておるときに、ドカンと爆発をいたしました。それとはかりに付近の市民は非常に胆を冷やしたものでございます。

ああいうようなことを繰り返すというようなことがあっては、付近の市民には私はほんとうに申しわけない。市政としてこのくらい不行き届きな点はないと私は確信いたしますので、あの事故についてどのような緊急な措置が講じられ、緊急にどういうような手当てをなさっていらっしゃるか、この点についてお伺いを申し上げます。

以上、数点に相りましたが、何とぞご答弁をお願いを申し上げます。

○副議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

大谷氏の逝去の真相につきましては、直接大谷さんのほうへもお伺いしていろいろお伺いしておりますところの衛生部長からお答えをさせていただきます。

保健婦の臨宅制につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、これを強化する案につきまして、また患者の認定等の医療審議会の様子につきましても、衛生部長から報告をさせていただきます。

公害センターの件でございますが、これは県営の公害センターでございます。ただいま県当局は予算折衝中でございます。かなり有望であるというように伺っておりますが、企業別にどのような汚染物質が出るかということばまあたいへん困難なことでございます。まあテレビでも先般中国地方の南陽町の悪いガスが、一つではそのような

悪い結果が出ないけれども、大気中が上がってからその悪いガスがお互いに結合して有毒ガスになるのではないかと、いろいろな意見が出ておりました。先ほど申し上げましたようにガスクロマトグラフを買わさせていただきましたので、このような悪いガスを中心といたしましてこの悪臭ガスの追求をしようと考えておるわけでございます。必ずそのような悪臭ガスの追求については、顕著な効果が出るものと確信いたしております。

次の、市立病院の入院状況でございますが、これは十八人のベットは余っておるから、私は十六人の公害患者以外の方を収容しておるといふことであろうかと思っておりますが、その点につきましても、詳しい点は担当者から説明をさせていただきます。

発生源対策の強化でございますが、これは先ほど申し上げましたようにただいま全部工事中でございます。ことに拡散効果というものは、この工事が完成いたしませんことには顕著な効果が出ないわけでございますが、低い煙突があるのはどうかということでございますが、昭和石油にいたしても、大協石油にいたしても、これはすべて低い煙突から出るのを全部高い煙突へ集合して発散をするという集合煙突の工事もあわせておりますので、そのような集合煙突の効果が出るのではないかと考える次でございます。

災害問題の合成ゴムの爆発でございますが、この点につきましては、この合成ゴムの工場を検査いたしましたものからお答えさせていただきます。工場長にお目にかかりましていろいろお願いしたんでございますが、将来とも十分に注意をいたさうに要望いたしました。

まあ、たいしたことではなく、ガス漏れの程度でありましたことは、まことに幸いなことでございましたが、今後ともこういうことのないように十分注意をさせていただきますと考える次でございます。

○副議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　まず、故大谷さんの死亡に関する事実が新聞報道のとおりであるかどうかということですが、死亡の日時、その縊死された状況はおおむねの新聞が正確に伝えられております。それで、それ以外のことにつきましてご関心があるかと、新聞記事以外のところで少し状況をお話し申し上げたいと思います。

出身は横浜市でございます。現住所にいられたのが、昭和二十九年から三十七年に四日市の元町にいられて、現住地に、いまの十七軒町にいられたのが三十七年の十月でございます。

家族構成は、ただいま市長が言われましたように、奥さん一人、大正二年生まれでございます。

営業といたしましたは、名古屋の岡女堂と関係がございまして、甘納豆で親戚だそうでございます。

所得につきましては、お二人とも相当な所得をお持ちでございます。

公害関係の審査会における認定状況は、昭和四十一年の四月二十二日に認定病名は気管支ぜんそく、通院という判断を下しております。

それで、かかられたお医者さんは市立病院の品川先生が担当になっております。

で、縊死されて、発見されて直ちに救急車に乗せられて、ここの審査会の会長であります二宮病院の二宮先生が、午前六時五十五分にそれを診断されております。二宮先生の証言によりますと、すでにそのときには死亡されておったということでございます。

主事医の所見といたしましては、品川先生の所見といたしましては、本人はぜんそく発作時に通院処置をしていたと、医師としては入院を要する症状は認められなかった、本人も入院を希望してなかったと、それで主として通院の状況は夜間の来院が多かったということが述べられております。それから、性格的には普通で、自殺するような陰性は

は見られなかったということが、主事医から伝えられております。

それで、私のほうでこのことにつきまして厚生省へ電話で即答いたしておりましたが、さらにその時点の気象状況汚染状況、それから投薬の状態、投薬した種類の薬、それから日時といったものが一応調べたのでございますが、これは長くなりますので、一応いま公害対策課で準備しておりますので、都市公害対策委員会あたしの開催時には間に合うと思いますが、そういうことで、この治療内容の詳細は省略させていただきます。

最終的にこの中で特記すべきことは、昭和三十九年の五月二十六日が初診でございます。高血圧症が認められたと、それから退院後、せき、たんの訴えがあり、気管支ぜんそくとして六月七日に診断したということでございます。それで、市立病院における最終診断は、昭和四十二年五月三十日と、こういうことになっております。

以上、非常に簡単でございますが、新聞報道に関するのと、それ以後の事実についてふえんさしていただきました。

次に、才二の問題の保健婦の巡回制度、これは市長が先ほど説明いたしました。一昨年七月、木平さんが不慮の死を遂げられたということにおきまして、緊急対策といたしまして、保健所と相談いたしました。市への委託による臨宅訪問、これはおもに通院患者と、それから入院と認定いたしました。事実問題として、入院してない人を対象といたしまして、保健所の保健婦さん十名を動員いたしました。約一カ月、去年の十一月に一カ月臨宅訪問をしてもらったわけでございます。

その内容、その他につきましては、ちようど名古屋大学のほうもそういうことに気を向けておりましたので、名古屋大学のほうのご指導も得たと、これの原本、その他は保健所に保存して、特記すべきものは対策課で調べてくるのと、こういうやり方をやっております。本年度につきましては、当初予算からそれに要する実費を予算化しております。

まして、本年度は二回程度これを実施するという計画になっております。

それから、認定基準はどうなっているかということですが、これは昭和四十年の新しくこういう公害関係医療審査会というものを設けた際、六人の専門の医者による検討が加えられて、内部基準でございますが、認定処理要項というものをつくりまして、処理したわけでございます。

まず、居住歴といたしましては、汚染地帯に三年以上在住した人、ただし乳幼児は除く、乳幼児は居住歴を認めない、居住歴をはずすと、これが居住による一つの基準でございます。

それから、医学上の基準につきましては、WHO（世界保健機構）で現在とられておる方式の、せき、たんが三カ月以上続くもの、あるいは肺活量が年齢の差によって七〇%か六〇%というのがございますが、現在WHOでとられておるものに準拠すると、こういうことで、これをフレッチャーの定義と称しておるようですが、そういうものでは大気汚染と呼吸器疾患という関連で一つの数的な基準をとると。これがために検査を呼吸器、あるいは一秒率、血沈ハフトダストその他いろんな数項目の検査を要することになっておりますが、この検査を現在は塩浜病院の産業医学研究所に一括委託してございますが、患者もふえましたので、本年度からは大体話し合いがつきまして、四日市病院のほうも新鋭機械が入りましたということから、本年度七月以降は塩浜病院における産業医学研究所と、それから四日市病院の検査室と、それから新しく四月一日に完工いたしました医師会が経営する医療センター、この三カ所で検査をして、レントゲンの透視をもって六人の専門家の医者が合議でもってそれを判定すると、こういうやり方をやるわけでございます。

それから、市立病院の病床につきましては、病院のほうからお答え願いたいと思います。

この合成ゴムのことにつきましても、消防のほうで発生、それから火災処理はご報告があると思いますが、公害対策課といたしましては、内部の火災よりもむしろ付近における漏洩ガスの悪臭というものを重視いたしました。また、バイクに乗って保健所とともに、一緒に急行いたしました。民家のほうの被害なり、それから特に悪臭、それから有毒ガスの漏洩ということに警戒配備についたわけでございますが、間もなく消火し、そういうガスも短時間で消えたという報告を受けまして解除したというのが実情でございます。

以上、簡単でございますが、終わります。

○副議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（天野正春君）登壇〕

○病院事務長（天野正春君） 先ほど伊藤議員の、病院の公害患者の病室の問題についてご質問がございましたのでそれに対してお答えいたします。

ご承知のように、病院は現在病床といたしまして四百二床を持っております。この四百二床の内訳は、一般の病床が二百七十七床、それから結核患者の病床が八十床、それから伝染病患者の病床が四十五床で、四百二床になるわけでございます。

ご承知のように、昨年十一月市立四日市病院の才三病棟が完成いたしました。その中へ一応公害病患者の病床といたしまして十八床をとったわけでございますが、公害病患者の方々の病床といたしましては、昨年十一月でできました才三病棟の才一階に位置しております。

現在、市長が申し上げました十八床のうち、二人で満床になっておると、こういうふうにご答弁申し上げたのでございますけれども、これは現在四日市市立病院に常時入院の患者の方々の数は、大体三百四十から五十を数えております。これは各患者によって違うわけでございますけれども、現在公害患者の病床を扱っておりますのは、大体ぜん

そく系統の方々の入院を一応現在あいておりますので、そこへ入院していただいて治療をしていただいておりますので、万一公害患者の認定がございまして入院せよということになれば、直ちに入れかえができる状態になっております。

○副議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） 去る六月八日の十一時に発生いたしました日本合成ゴム四日市工場の爆発事故についての概況と、今後の対策についてご報告をいたしたいと思います。

その前に、広島県の大竹市所在の三井ポリケミカル工場におきまして爆発事故がございましたので、それを調査にまいりました。そして、その原因等まだはつきりわかりませんが、大体の状況を知ることができまして、それによって四日市市におきましても石油化学工場がございまして、事故の起きないことが保障しがたいので、これに對して市長部局にありましては市長名をもって、また、消防局におきましては消防長名をもってそれぞれ事故防止に關する要望書、あるいは警告書を出さしてもらったのでございます。

聞くところによりますと、この警告書を工場におかれましてご検討をいただいております最中に、この事故が起きたというのを聞いております。

で、事故の発生は六月八日の十一時〇〇分ごろに起きたのでございまして、概要といたしましては、最初に大きな爆発音と、かなりの振動がありまして、四日市市南消防署望楼において同時に黒煙の上昇を認め、直ちに出勤した南消防署才十号、才十二号車も車庫から道路上に出たときに、工場中央付近より大量の黒煙と火炎の上昇を認めたのでございます。

で、現場到着時は、工場のC A A抽出装置の蒸溜塔、これは高さが二十メートル、直径一・二メートルでございまして、その蒸溜塔の下部におきまして猛烈な勢いで火炎が噴出しております。火炎の範囲は直径約十メートルにわたります。炎は高さ八メートルほど上昇して大量の黒煙を発生しつづありました。当該工場の自衛消防隊の消防車二台と、従業員十数名が大型の消火器によって初期消火活動を行なっておったのでございます。

さらに消防活動といたしましては、先ほども申し上げました南消防署才十号車は、現場到着と同時に、火点西方約五十メートルの位置にある工場内の消火せんに部署し、燃焼時のタワーが危険物施設であるために、工場消防責任者に対して状況聴取を行ない、化学消防手段が最適であるとの助言によって、ホース五本を延長して化学消火液にて消火活動を行ない、約五分間にて鎮火せしめたのであります。

さらに、工場責任者と協議し、当該タワー並びに関連施設の再発防止のために、冷却注水を行なったのでございます。

また、同署の才十二号車は、あわ消火の装備がないので、社員の一部を才十号車の消火活動に協力させるため、下車後工場正門に引き返して、後続消防隊を正門前において待機させる旨の署長指令の伝達と、待機場所の指示を行なったのでございます。

救急車は、現場に至り負傷者のないことを確認して、正門前にて待機せしめたのでございます。

火災の原因でございしますが、本火災はペンタン脱硫装置、脱ペンタン塔と申しておりますが、これの運転稼働中に十時四十五分ごろ、コントロールルームの計器盤に当該タワーの温度に異常を認めたために運転を一時中止いたしました。その状態を点検しようとしたところ、突然爆発が起こったというものでございまして、このことからいたしまして、事故当時以降引き続き調査継続中でございますが、十日に至りまして先ほど申しました脱ペンタン塔の分解が

可能となりまして、その装置を分解して原因調査の究明に当たっておりますが、ただいままでにわかっておりますところは、タワー内庄の異常上昇によってリボイラーの接合部分が異常圧力にたえられず離脱して、塔の底にたまっていたペンタン約一・五立方メートルが噴出したために、その際発生した摩擦熱、あるいは静電気火花によって噴出ガスに引火して爆発、燃焼したものといたまのところでは推定されておるのでございます。

それで、今後の対策でございますが、これは過去いずれの石油化学工場、その他危険物火災等においても総体的にいえることは、最初出ガスときの施設そのものは綿密に計算もされ、また検査もされて設計がなされ完成されておりますけれども、年月の経過に伴いまして老朽化してまいるのは、これはやむを得ないのであります。その老朽化したところを事故を起こす前に早く知るところのために、これは規則でもっと点検を十分せよということもございしますが、そういうことを怠っておる結果、次には操業のミス、次には部外者と申しますか、運送とか、工事のためには外からやってきた連中の火気に対する不注意というものが原因をして事故を起こしておるといふことにかんがみまして、さっそく工場に対しては施設、計器類等の点検、整備の強化をさらにやっていただいて、そして事故の起こる原因となる損傷とか、あるいは老朽の箇所を早期に発見するということ。

それから、プラント内における対策というものは、現在原因を調査中でございます。具体的にどこがどうであつたかということが、確定的には打ち出しておらないので、的確なことはいまのところいえませんが、とにかく従業員に対して安全操業に関する教養をさらに強化して、安全の確保をしてもらいたい。

それから、部外者、工事従業者等の火気取り扱いに関する教養と監督の強化をはかってもらいたい。さらには、事故発生した場合に消火、あるいは延焼の防火、救具及び連絡、あるいは付近住民に対する安心感を与える広報活動というふうなものをやっていくようにということを指示をいたしておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

再開は、午後一時。

午後零時二十分休憩

午後一時七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 先ほどは、理事者の方々から私の質問に対してご懇切な答弁にあずかりまして、まことにありがとうございます。

まず才一に、お尋ね申し上げました大谷さんのなくなられた真相につきましては、全くご同情のほかありません。ほんとうにご家庭の様子からどこから推し進めても、あの公害病に悩みをかけられてその結果であるということはいくわかるのでございます。私もときおり公害の患者の方々が苦しんでいらっしやることを目撃することがございますが、一たんせき上げてきますというのと、もう伏せて全身の力を込めてせきがいなくなる。そうして、かなりのかなんかに半分、あるいは八分目までたんを吐き上げられる姿というのは、ほんとうにたえられないものがあつたであらうということに、ほんとうにご同情申し上げる次第であります。

しかし、いまとなつてはどうともいたし方がございませんので、市長のお話にもありましたように、今後はこの患

者への対策にも十二分の実現をはかること。さらに、根本的な問題として発生源の対策を徹底的に進めていただく。さらには、この汚染物質を十分究明をしていただいて、私が特にお尋ね申し上げたように、どの企業からどんな汚染物質がどのように出ておるかという点を、何とかして私は究明していただきたいと思えます。

市長のお話では、これは非常に困難だとおっしゃって見えますが、困難ではあるけれども、この点を突きとめていかぬことには、ほんとうの発生源対策の施策が、私は生まれてこないと確信をいたしております。個々の企業から出る汚染物質の究明こそが、私はこの発生源対策の根幹をなすものであると確信をいたしておりますので、この点の推進を特に要望いたします。

保健婦の設置、この活動につきましても、今後大いに期待をいたしたいものであると思えます。市長のおっしゃるように、公害センターはなるほど県が設置を計画し、これを実施するのでございましょう。けれども、過般の新聞で見ましても、市長が熱心に知事に食い下がっていらっしやることを聞いて、私も非常に喜んでおるものでございますが、何とかしてこの公害センターを一日も早く実現をして、そうしてこれが発生源対策の根幹になるように、あるいは汚染物質の究明のもとになるようにお進め願いたいのでございます。

前後いたしましたのが、なお大谷さんの自殺の真相をお聞きいたしましたして、私は、保健婦の活動がもっとあの人に接近しておいたら、あるいはあそこまで窮していらっしやるんやったら、病室もすでにりっぱな理想的な病室が準備されたんだから、そこに入院をさしてもらったりして、手当てを十分にしていたら、あるいはこれを食いとめることができたんじゃないかと、非常に遺憾でならないのでございます。

これを要しまするに、公害の対策としては、あくまでも発生源の対策をし、一方にはかかられた患者のこまかい点に、生活の点までもご相談にのってあげるといふ愛情をそこに注いでいくと、この二点に私はしぼられるんじゃないかと、こう考えるのでございます。

次に、災害対策についても、消防長からしさいにお聞かせを願ったんですが、消防署のとられたあのときの措置につきましては、私、非常に喜ぶものであります。ところが、過般というと一日、二日ですが、二十九日にありました大竹市の三井ポリケミカルで爆発事故の被害の現場をつぶさに見せにやっていたかまして、今後その爆発現場に対する措置だけではなしに、先ほど私がお願いをいたしましたような付近の市民の安全をはかる点にも、さらに私はご注意を賜わりたいと思えます。

大竹市の場合でも、あるいは今回の場合でも、あのパイプの中に何でもカーボンが詰まっております、詰まりかけておったというようなことは、共通した点であると思えますので、今後さらに何とかしてこの施設の操作に油断のないようにご指導を願いたいと思うことが一点。

次に、同時にその状況をいち早く市民に知らしていただきたい。その点について、大竹市に私はうかがったところが、事件発生と同時に、同時にではございませんが、発生後三十分にして広報車にして、こういうぐあいにしてこんなにおさまったから、あと統括して起こる心配はありませんと、そういうようなこと、どこどこに災害の本部を設けたからこういうぐあいにくださるということ、いち早く市民に報道されておること、これは、私は時宜を得た措置であったと思っております。

さらに、会社側が時を移さず、ここらでいうと自治会長さんですか、そういうような付近の自治会長さん宅を、手分けして早くそういうような実情を会社みずからもお伝えに回っておるといふ事実をお聞きしてまいったんでございます。

なお、その後の措置をどのようになさるか、緊急どのようになさるかということについてもお伺いもしましたし、

二百メートルあるいは五百メートル地点におきましての被害状況も見せてもらいましたが、そこで私どもが発見をいたしましたことは、コンクリートの建物がこの爆風にはものすごく強いということを発見いたしました。近くにありま
すコンクリートのブロックの塀もひとつもこわれておりません。窓ガラスは多分にこわれております。スレートの屋根
は飛んでおりますが、しかし、コンクリードでつくった塀とかブロックの塀はいさかきも損傷を受けていない事実を見
まして、ものすごいコンクリードで防壁をつくったならば、この災害から守ることができるといことは、これは歴然
たるものでございまして、私どものようにあの危険な土地に住んでおる者がその目で見るときには、ほんとうにそれ
が心にピンと響いたのでございます。

なお、委員会の中の報告会のときにも、あの三井ポリケミカルの西側はどうだと、どなたかがお尋ねになりました
東側は非常な災害を受けてガラスがものすごくこわれたが、西側は一向言わぬやないかと聞かれた際に、西側は倉庫
地帯でコンクリートの建物がたくさん建っております。その向こうやからもうほとんど被害はありません。この一事を
見ましても、いわゆるコンクリードによる防災壁をつくるのが、この爆風を防ぐためにいかに大きな役割りを果たし
ておるかということは、あの現場を見れば歴然たるものがございます。

その点について、今後十分に研究されまして、私はこれに対して急所急所を緊急に措置されたいことを特に要望い
たしまして、私の質問を終わることにさせていただきます。

○議長（日比義平君） 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 公友会を代表して質問させていただきます前に、大谷さんのみたまに對して、深甚なる弔意を表して
質問させていただきます。

先般、私が、この公害認定患者の資料を見せていただきました、三百六十三名のうち二百五十四名について私なり
の調査をさせていただきました。いろいろそのカルテの中にもいろいろいことが出ておりました。で、先般、市長のご
説明の中で、この公害患者をどのようにするか、認定の基準は非常にむずかしいし、なかなかこれは解決つきにくい
と、こういうことをおっしゃって見ましたが、私もそれは同感と、かように思います。

といいますのは、そのカルテの中に、このぜんそくをやりやすい人の体質として共通点がございました。一つには
かぜを引きやすい。それから、かつて既往症として肋膜炎とか急性肺炎にかかった人がどうしてもこういったぜんそく
にかかりやすいということが、そのカルテの中から発見されました。そういう面からいきますと、私は、現在のこの
公害、必ずしも直接原因にはならないというふうな論法も引き出されるんじゃないかと、かように思います。

ところが、一方、この公害患者が出ております発生地区の集中的な場所を調べてみますと、それは、どうしても塩
浜地区をはじめといたしまして、日永、浜田、磯津と、こういったところにほとんど六八%ほどの公害患者が集中的
に出ておるといこと、この事実を見ますと、やはり公害患者として認定を受けた患者の影響は、やはりこうした有
毒ガス、いわゆる亜硫酸ガスによるものが非常に大きなウェイトを占めておるんじゃないかという感じがするわ
けでございます。

そういう意味におきまして、私は、今回、大谷さんがなくなられたということについて、市当局といたしましては
目をつむらずに積極的に、これを回避せずに前向きな姿でもって、私は解決していくべきが至当じやなからうか、か
ように思うわけでございます。

で、そういうことからいまして、私は、やはりこの認定患者に對する、先般も市長おっしゃいましたが、生活扶
助の問題については、一地方自治体の力ではいかんともしたい、というおことばでございましたが、中にはこうい

う露骨なことはカルテの中に残しておられる方もございます。非常に露骨なことはでございますので、お気を悪くなさらないようにお聞き願いたい。

これはただ一枚でございましたが、私はもう近く死んでいく身だと。私は、死ぬんだったら市長を先に殺してから死んでやると。こういうふうな厭世感ともなるともいえぬ悲惨なことが、実はそのカルテの中に発見されました。

私はこの文字を読みまして、もう現在の段階においては危機を回避せずに、まっすぐにこれに、現実の姿に目を向けて解決に当たらなければならぬのじやないかと。

そういう意味で、先ほど発生源対策も出しましたが、その進捗状況から見まして、やはり非常にむずかしい問題点があり、それなれば、その前にその認定患者に対する医療扶助あるいは生活扶助といったものに、最大の努力を傾けるべきが至当じやなからうか、かように思うわけでございます。

したがいまして、いままでに理事者としてせい一ぱい努力をされました、国なり県に対する努力を再度、もう一度試みて、少なくとも最重症患者には生活扶助、しかも、その一家の中心となって働いておられる方々の中で、最重症患者と思われる人の生活扶助を考えるべきじやなからうかと、かように思うわけでございます。

ひどいご家庭になりますと、その家族五名の構成の中で、奥さん以下子供四名までがこの公害患者として認定を受けておられる家庭がございます。私もこの事実を見まして、ほんとうに気の毒だと。こういった家庭には、どんな万難を排してでも生活扶助をしてやるべきではなからうか。そうして、そのカルテの中を見ますと、転地療養、いわゆる親戚とかどっか遠いところへ行つて、空気のいいところへ行くとすぐ直つてしまふ、こういうことが書いてございます。そういう点を考えあわせまして、重症患者だけでも私は市独自の医療センターといったようなものをつくるべきじやなからうか。

そうして、しかも、その中に一家をささえていく中心人物であるご主人がおられる場合には、そのご家庭に対して生活扶助を考えるべき段階に来ておるんじやなからうかと。一地方自治体でもってこれは解決が困難であるというごとは、私自身もよくわかりますが、この困難さを突破するところにほんとうの意味の社会福祉政策が生まれてくるんじやなからうか、かように思うわけでございます。

そういう意味におきまして、今後そういった医療センターあるいは生活扶助に対して、再度、市長はどういう働きかけを国なり県に対して行なうつもりがあるのか。その点について、再度お尋ねしたいと思ひます。

こういうふうにしたしまして、先ほど伊藤議員からもるるご質問がございました発生源対策については、もうさらさら申し上げることもございませぬが、昭和四十年並びに昭和四十一年、それから本年五月までの公害対策課の資料を見させていただきますと、地区によっては一向その有毒ガスの発生が減っていない。これは何に原因しておるのか。

いままで六十三億になんなんとする発生源対策としての企業側の努力もさることながら、いまだにそうした有毒ガスの発生が、地区によっては四十年、四十一年、四十二年を合わせてなかなか減りそうな気配を見せていない。これは何か原因がありはしないか。こういった原因について、どういう点が実はむずかしいのか。なぜそういうふうになつてきておるのか。地区によってはうんと減つておる地区もございませぬが、ある地区によってはなかなか減りそうもない。気象条件の問題もございませぬが、これについての詳細な資料がございましたら、これについてご返答願いたい。

それから、伊藤議員のお話にございました災害対策でございますが、三井ポリケミカルの工場で起こりました爆発事故に対して、私自身もいたしましたし、おそらくや四日市であれと同じような爆発事故が起こつたとしても、災害はあれの何十分の一に終わつたんじやなからうかと、私自身考えました。といいますのは、あちらの大竹市のほうで

は、この公災害に対する知識といったものが非常に低調でございます。それだけに、企業側の努力が非常に怠っております。

そういった意味からいきまして、四日市市で声高く叫ばれておるこの公害問題について、企業側も非常に大きな関心と同時に緊張感をもってその対策に苦慮しておられるということは、現在の爆発事故の状況から見まして、おそらく将来大きな災害を起こさないんじゃないか。

ただ、ここで心配になりますのは、むしろいま林立しておる大きなタンク、何万トンと収容されておりますタンクある時期がまいりまして突発的な大地震なんかが起こったときに、これに対して耐久度はどの程度まであるのか。そして、もしそれが崩壊して原油が流れたり、ガソリンが流れたりしたときの対策はどのようになっていくのか。

さらに、油運送船がたくさん入ってまいりますが、こういった海上における突発事故、先般もあの英国の沖合いで原油船が座礁し、その原油が流れてたいへんな事故になりました。英国とフランスが共同戦線をとって、この対策に大わらわになったという事実を聞いておりますが、四日市市にもそういった危険必ずしもないわけではございません。一たんこの四日市港周辺に原油が流れ出したとき、どのような市として対策があるのか。

おそらくこういう大問題については、市の一消防署ではとても力尽せないと考えますが、どのような連携態度をとっておられるか。この対策がどのように行なわれているか。

以上、三点について質問を申し上げる次第でございます。よろしくご返答をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 早川議員のご質問にお答えいたします。

認定患者の生活保護のことでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、まあ患者の認定制度さえもいろいろと考えられるわけでございます。まあこれを社会福祉の行政として全国で四日市のみがこれやっておりますわけですが、まあ、この認定制度を今後とも維持するということが、地方自治体として一ぱいのことでございます。生活保護ということになりますと、前の議会においても申し上げましたように、生活保護法の適用を受けていただかなければならないと。

われわれは、国に対してもこういうことを申し上げておりますが、国におきましては、原爆患者が二十六万人今日まだ残されておる、それに対してささえいささかの生活保障も行なわれておらないのだと。ましてや公害というばく然たる現象に対しては、生活保護を適用することはできないというお答えでございます。まあ、われわれといいたしましては、今後ともこういう問題につきまして、いろいろと研究をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

医療センターにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおりで、遠隔地に設けるといふ点につきましては、いろいろの難点がございまして、国は大里だとか久居だとかそういうところの国立の病院を利用してもらいたいということでございますが、患者さんのほうでは、そのようなところでは困るというお答えでございます。

また、医師の当直であるとかそういうことにつきましても、多々難点がございまして、また、利用の状況につきましても、はたしてどこまでそれが十分に利用できるものかにつきましても、疑問が私はあるのではないかと考えます。できましたならば、やはり塩浜病院のような、近くに夜は来て、昼は働きに出ると。そうして病院の近くなれば、急病のときには当直医もおるといような事業を考えるべきじゃないかと考えておる次第でございます。

大気汚染の程度につきましては、先ほど、朝のときに多少説明をさせていただきましたが、たとえば申し上げますと、五月三十一日には非常に大気汚染のあった日でございますが、このときが一番ひどかったときの時間から申し上げ

げますと、三浜小学校、保健所、窯業試験場、磯津等の数字を申し上げますと、十三時には三浜小学校で〇・一五 P M、保健所では〇・二、窯業試験場では〇・六、磯津では〇・〇四。

同じ日の十六時には、三浜小学校〇、保健所〇・〇八、窯業試験場〇・六一、磯津〇。十九時には、三浜小学校〇保健所〇・〇六、窯業試験場が〇・二五、磯津が〇というような数字が出ておりました、窯業試験場のみが非常に高い数字が出ておるわけでございますが、島の保健所等の説明によりますと、風向きあるいはそういうことから考えてコンピュータから流れてきたものとは考えられない。地域的な汚染であるために、警報は出さなかったというご説明でございます。

このような現象につきましては、目下、衛生部におきましても研究中でございますので、先ほど申し上げました四日市の特殊な気流前線のための影響もあるかもわかりませんが、窯業試験場は、最近是非常に高くなるという傾向がござります。

また、SO₂の濃度も四十年、四十一年、四十二年を比較いたしますと、この四観測地点とも全部下がっておる傾向でございます。たとえて申し上げますと、磯津は四十年の一月には〇・一三四、四十二年には〇・〇六六、保健所では四十年一月が〇・〇三六、四十二年には〇・〇二一というぐあいに、ほとんどの地域で下がっているのが現状でございます。これは、SO₂の月間平均濃度でございます。まあ、このいろいろの相違のある現象につきましては、今後とも研究をいたしたいと思っております。

次に、大竹の三井ポリケミカルの爆発に際してのことでございますが、四日市市の場合は、たとえて申し上げますと、三菱油化等におきましても、避爆壁の用意は十分にできておるといふことでございます。また、昭和石油あるいは大協石油等におけるところのタンク、あるいはその他の設備につきましても、マグナチュード八までくらいにたえられ

るような設計がされておるといふことでございます。

また、三月にはトリー・キャニオンというタンカー船が沈没いたしましたして、百三十億円というような甚大な被害を英仏海峡に起こしておりますが、伊勢湾あるいは東京湾等においてこういうものがあつたならば、非常な被害があるといふことは考えられるわけでございますけれども、もう現在のタンカー船においては、ある造船会社の人の話では特殊な爆発がない限りそういう危険はほとんど考えられない。現在のタンカーでは、そういうことはなかるうといふことでございます。

しかしながら、四日市港といたしましては、将来わりとタンカー船がいろいろ入ってまいりますので、これは管理組合とも相談しておることでございますが、四日市港外にこういうような輸送船は係留をさせる。四日市港にこの船を、大きなタンカー船を入れて大きな被害を避けるようにしたい。できる限り防潮壁の外、あるいは四日市市の港外の港域内にこれを係留したいという考え方でございますので、将来の四日市港は、そういうような形において災害を防がなければならないのじやないかと考える次才でございます。

○議長（日比義平君） 早川議員。

〔早川正夫君登壇。〕

○早川正夫君 再度、質問に立つわけでございますが、市長も大谷さんの死以来、非常なご苦心をしておられると私は聞いております。当然市の長たる者が、この対策については十全の配慮と努力をするのは当然とはいながら、われわれ議員といたしましても、市長を助けてこの問題解決に当たっていかなければならぬと、私はかように考えるわけでございます。

将来ともやはり、かりに一名だけの場合はいざ知らず二名までも自殺者が出るということについては、よくいわれ

る人の生命は地球よりも重い、この事実はいまこそほんとうにはっきりしてまいりました。死んでいく身にとってはたいへんな苦しみだったろうと思います。

私はこの事実に対して目をふさぐことなしに、理事者、議会一同そろって問題解決に当たろうと、かようなことを要望いたしました。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（日比義平君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 開会劈頭に市長のほうから特別報告がなされたということにつきましては、事の重大さを認識したも
のとして非常に私どもは期待をしたわけでございますけれども、内容については、ただ単にいままで行なわれてきた
ものの平板的な経過報告であったのではないかと思つて、非常にもの足らなさを感じるわけです。そういう点につき
まして、抜本的な対策と緊急的な対策の二つに分けて質問をしてみたいと思つています。

まず才一番に、昨年の六月の定例議会で、私どもは非常に四日市に起こつておる不幸な事態に対しまして重大な決
議をしたわけです。その中で期待されたものは、公害基本法の制定であつたわけですが、国会審議が進むにつれま
して、この問題がだんだんと明確に報道されてまいつて、それと同時に、並行しまして内容がだんだん骨抜きになつて
いくというふうな批判を聞いておるわけですが、これに対して市長はどう受けとめ、また、対策を立てるべきである
かということについて、まずお伺いしたい。

ちよつと訂正します。

先ほど申し上げた六月の議会というのは、七月の臨時議会のことですので、ちよつと訂正いたします。

それから、次に、先ほどからも同僚議員の方からいろいろ言われておる点につきましては、重複を避けますが、こ
れほど四日市の市民を苦しめ、また、日本全国から大きな問題視されておる現状の中で、発生源をとらえるというこ
とがいかに重大であるかということは、るる申し述べられておつたわけです。ところが、それについて、非常にその
追及がむずかしいということで、どうも核心に触れておらない。

気象条件とか、あるいはその他自然現象等はあるにしても、どこから、どこで何をつくつておるのか、こういうこ
とについては明確であるわけです。具体的に申すならば、昭和四日市石油十八万バレルの製造能力をもつてやつて
おると。これは、チェックできるはずで、そこにおいて発生するものが、どれくらいの量があるかと、こういうこ
と。

それからまた、その他の工場におきましても、毎日、使用しておるところのボイラーの容量からいきまして、容易
に重油の消費量というものは計算できるはずで、こういうものをはっきり受けとめて、そうして企業責任を明確に
さしていく。

先日の新聞を見ますというところ、厚生省が、いや政府が決定をしたところの医療負担について負担率をきめておりま
すが、市長は、それについてどの工場にどれだけの責任があるかということは、非常にきめがたい。したがつて、こ
れは無理じやないかと、こういうようなことを読んだように思いますが、これは、一体やる気があるのかないのかと
疑いたくなるような発言ではないかと思われま。

先ほど申し上げましたようなやり方で追及すれば、その案分というものはできるし、また事ここまで来ておる以上
は、道義的に、企業のほうから自発的に、こういう問題の解決に対して積極的な訴えがあつてもいいわけです。そう
いう点を突いて、市長はさらに一その努力を続けてもらいたい。

また同時に、こういう事態にありながら、さらに新しい工場の設置、あるいは増設等が行なわれておるわけです。

これに対して、前の議会においても質問をいたしました。これをまだ認めていくのかどうか、この点もはっきりとお答えをいただきたい。

それから、あとにつきましては、要点だけを申し上げますと、緊急対策といたしまして、まず患者対策の問題が質問がありましたので、その中で特に一歩前進させる問題だけを申し上げたいと思うんですが、保健婦を積極的に活用すると。このことはたいへんけっこうなことです。

と同時に、大谷さんのなくなられた事実というものを冷静に検討してみますというのと、毎日毎日公害で苦しめられほんとうに心身ともに疲れ果てた、そういうことが、あるいは突然死に至らしめたという不幸になるのではないかと思います。患者として精神的にも肉体的にも、あるいは経済的にも非常に大きなマイナスを背負って、非常にさみしい思いをしておるわけです。

したがって、もっと現在の公害対策課の窓口を広げまして、公害に対する生活相談といえますか、これは今後いろいろ経済的な問題だとか、あるいはそのほかいろいろと移転の問題だとか、こういう問題があると思います。そういうものに対して親切に、具体的に相談に乗れる窓口、いわゆるケースワーカーの設置も並行して行なってもいいのではないかと思いますが、この点をどう考えられるか、お伺いしたい。

それから、緊急避難所の問題について、せっかく磯津避難所がつくられておりますが、医者がいないということによって、患者の方々が容易にこれを活用できない状態にある。こういう見せかけのような形にならないようにするには、やはり警報の発令とか、あるいは事態が悪化した場合に、特別にそこに医師を派遣するという時間的な問題があってもいいんじゃないかと思えます。これは解決できるはずですよ。

それから、もう一つは、やはり遠くのほうに避難所をつくると。なくなられた大谷さんは、苦しくなってくるというのと、湯の山のほうまで自分で車を運転されてようやくたどり着かれたということも聞いておりますが、そういうものも、ひとつ考慮できるはずですよ。

それから、市長の報告の中に、公害患者からはずれた方々の内容が説明されましたが、移転をされた方々が、はたして移転先においてどういう状態になったかという、いわゆる追跡調査のようなものをやっておるかどうだか。あるいは今後やる意思があるのかどうか。これらは、やはり調査の対象として貴重な資料になるのではないかと思います。それから、緊急事態が発生いたしましたして、警報が発令されたということがいまままであるわけですが、これについては非常に問題がたくさん出ております。昨年も出たわけですが、一体、警報がいつどのように発令されたのか一般市民には非常にわかりにくいという問題、あるいは発令された結果、その効果がどうなっているかという問題、いろいろあると思えます。

そこで、一つは、この警報発令の権限を知事から移譲されるように、申し入れされる意思があるかどうか。聞くところによりますというのと、緊急事態が発生したときには、県のほうでは女子職員が電話で会社に、どうも状態が悪から燃料転換をお願いしますと、このような形で行なわれたというようなことを聞いておるわけですが、このようなことで実際に緊急事態を防ぐことができるかどうか、非常に大きな疑問が残されるわけです。

まあ、このことは県議会でおそらく追及されることだと思いますので、それは避けませんが、まあそういう状態に対して、やはり地域の住民の代表者である市長が直接、先頭に立って指揮をとると。このようなことが必要ではないかと思つて、いままのような質問をするわけです。

最後に、もう一つ。この緊急事に対する燃料転換の指示が、あるいは要請がなされたと思えますが、この実態につきまして、どれだけの時間どのようになったか。また、それに対して、それぞれ企業の費用負担がどのくらいになつ

たのかということ、たとえば五月の十八日、十九日、このような時期にしばらく休んでいただくところから、お答えをいただきたいと思えます。以上。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの前川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、公害基本法についてでございますが、まあ新聞でご承知のように、現在の基本法だけではほんとうの効果を発することはできない。これに基づくところのいろいろの政令が發布せられて、排出基準をきめるとか、あるいは最も重要なところの環境基準をきめるということでなければ、公害基本法あるいは公害防除に対しては十分なものではないと、今後ともこの排出基準、あるいは環境基準の設定につきましては、努力をいたしたいと考えておる次才でございます。

次に、発生源対策でございますが、結局のところ発生源対策の追及されるものは、四日市市においては、私はSO₂と悪臭、水質の汚濁と、この三つのもが一番重点的に取り上げられるべき問題ではないかと思えます。そうしてまた、一番困難な問題は、その中でも悪臭の問題でございます。あとのときにもご報告申し上げましたように、それ単一ではあまり影響のないものが、化合することによって悪い影響を及ぼしておるのではないかと、そういうような考え方もございますように、まず対象は、たいへん困難ではございますが、単一単一の悪臭の根源をガスクロマトグラフ等によってとらえることによって、こいつを糾明しなければならぬと考えておるわけでございます。

また、この発生源対策の一つとして、企業負担等を考える場合に、発生源の根源をたたく場合に、重油の消費量であるとか、あるいは製造高等によって追及できるではないかというようなご質問でございますが、もとより単一に重油の消費量、あるいは製品の製造高等によってその企業の規模なり、あるいはSO₂の出るものがわかるわけでございますけれども、発生源対策を十分に講じたならば、はたしてどのようになるのかと。

また、中小企業のたくさん寄っておるところで、重油を燃やすような企業がたくさんある場合には、そこには濃い濃度が出るのではないか。先ほど申し上げましたように、五月三十一日におきまして、三浜小学校あるいは磯津等においては、ゼロの数字が出ておるにもかかわらず、あるいはまた一時ごろには〇・一五、〇・〇四に対して、窯業試験場だけが〇・六というような数字が出るという事実にも照らしましても、私は、単純にこの重油の消費量だけ、あるいは製造高だけでこの企業負担を強制することができるとかどうかということに対して、疑いを持っておるものでございます。

そうしてまた、それなりの発生、巨大なる金額を投じて発生源対策をして、なおかつその負担をしなければならぬのかと、それをしないたくさんの企業があるのではないかと、という反論が出た場合にも非常に困難である。一般的に申しますと、重油の消費量であるとか製造高等によってこの発生源をとらえることは、容易ではございます。そうしてまた、ある程度の妥当性はございますが、かなり進んだ拡散効果であるとか発生源対策が行なわれている場合にも、行なわれない工場を無視してそのような発生源対策を講じておるところの大工場に対して、一方的にこの企業負担等を強制することができるかどうか等についても、私は疑問があるのではないかと考える次才でございます。

したがって、このような企業負担等の割り当て等については、やはり何と申しましても、通産省あるいは厚生省等のご指導をいただいて、これを私はやらなければならないのではないかと考えておる次才でございます。

また、今後のこの新工場の建設、増設等についての考え方をお尋ねでございますが、やはりコンビナートを形成しておると、そうして石油化学であると。石油化学工業が主になっておるといふ観点から申しますと、いろいろのや

はり余剰ガスを使って製品を作っていくということ。そしてまた、パイプが老朽化する、あるいはまた古くなるというような点から、たえずこれを建てかえていかなければならないと。

しかも、ご承知のように、最近は二十万トンのエチレンの生産能力をも三十万トン以上でなければ、これからは承認しても、国が認めても、国際場裡においては意味がないのではないかと、というような大型化した激しい競争世界になっておられますので、いまのままでもうやめておけということは、やはりもう企業としてはやめておけということになるのではないかと考える次才でございます。やはり新しい技術で新しい装置をつくって、小さい古い装置を切りかえていくというのは、当然であろうかと思えますので、私は今後の新しい工場の新設につきましても、公害というもの状態という限度において、そうして、増設の場合にはやはりそのような生産基準に合ったところの高効率のよい装置をつくらなければ、新工業都市としてもこれから成り立っていく根拠がないのではないかと考える次才でございます。

保健婦の活用並びにそれに関連いたしましたして、公害課の窓口を拡大して、ケースワーカー等を置いて、生活保護まで相談に乗ってやるのが当然ではないかというお話でございますが、これらの問題につきましても、今後とも県と市が相談いたしましたして、いろいろやりたいと思います。もとよりケースワーカーを使うということも、生活保護法の適用というものを前提といたしまして、保健所等々と一体となって、福祉事務所が相連携してこの窓口の拡大を、やるとするならばやらなければならないのではないかと考える次才でございます。

避難所に関連いたしましたして、医師を派遣しろというお話でございますが、大体避難される時間が、発作が起るといふのは、やはり空気が冷えてきて、空気の冷えるときに起るといふことから、どうしても夜間にこのぜんそくの発作が起るといふことを考えますと、医師の派遣ということは、非常にむずかしい問題があるのではないかと考えます。

したがって、磯津にりっぱな避難所ができませんでした。これは十分に活用できないという点につきましては、私も遺憾に思う次才でございます。これは、今後とも検討するいたしましたして、やはり何とかいたしましたとしても病院のそばに医療センターなりそういうものをつくらなければ、私はこういう問題は解決はしないのではないかと考えます。

また、遠方避難所の点につきましても、先ほどお答えいたしましたとおりでございます。また、公害患者が、先ほど転出等によって減っておるといふ数字を申し上げましたが、移転先までの追跡調査は、ただいまのところいたしておりません。

警報の発令につきましては、これは、現在のところその該当するような企業、旧企業に対してこれを行なっているということでございます。企業だけでよいのかという点については、多分に疑問のあるところでございますが、この警報の発令の権限を、知事より市長へ移譲して、市長からこれを発令したほうがいいのではないかとご指摘でございますが、このような問題につきましては、厚生省とも相談いたしましたして、今後とも検討いたしたいと思っております。燃料転換の実態につきましては、衛生部長から報告させていただきます。

○議長(日比義平君) 衛生部長。

「衛生部長(中山英郎君)登壇」

○衛生部長(中山英郎君) 最近、発令されました時点における緊急措置、燃料関係を主として申し上げます。

一番最初が五月三十一日、才一種警報発令十二時、才二種警報発令十三時十五分、才一種に戻して時間が二十一分、才二種が終わりましたのが十九時十分、こういう間でございます。

その時点で、各関係工場がとった措置、まず北のほうから申しますと、十三時に才一種警報が出た後一時間後に、

大協和石油は軽油を一〇％混焼に切りかえております。それから、このときの濃度が上昇きみで、才二種警報が発令された直後に、軽油混焼率を一〇％から二〇％に切りかえとります。

それから、中電の四日市火力発電所は、才一種警報発令と同時に、低サルファアの重油に切りかえる、これは二・二のSコンテンツでございます。

それから、石原産業については、硫酸部内で五％の操業ダウンで、ボイラーの燃料油をSコンテンツの一・五％の重油に切りかえる。

それから、昭和石油は、製品重油をSコンテンツの二・八％に切りかえて、三分の一はLPGガスを混焼した。

それから、中電の三重火力発電所、これは四号機のみを運転して、十四時三十五分に一・四三％の重油に切りかえた。

それから、合成ゴムは、軽質のガスを七〇％混焼、三菱油化は副生ガスを五〇％に切りかえた。

それから、大協和石油は、才三トッピングを休止して、午起の精油所の部につきましては、ボイラーを七〇％ダウンと。同時に二・二％の重油を混焼すると、こういう報告でございます。

それから、その前の時点では、十八、十九と二日続いた時点でございますが、まず、五月の十八日は警報発令が十三時、才一種警報発令と。十四時、一時間後に才二種警報を発令と。才二種警報を十六時三十分解除、才一種警報解除が十八時三十分。

で、その間のおもな措置は、合成ゴムにつきましては、十三時三十分、七〇％のガス混焼と。

大協和石油と大協和石油は、ボイラーの重油について、低サルファアの重油を使用と。才二種警報発令と同時に三〇％を操短と。それから、大協和石油は、才一種警報発令と同時に軽油一〇％混焼。才二種警報発令とともに二〇％の軽油

混焼と。

四日市火力は、才二種警報発令後三十分、二万キロワットの負荷制限をして、二・二の低サルファアの重油に切りかえた。

昭和石油は、才二種警報発令とともにLPGガスを混焼と。

石原産業は、才二種警報発令三十分後、一五％の低サルファア油に切りかえと。硫酸部門におきましては五％の操業短縮。

続いて、十九日に発令されました時点におきましては、才一種警報発令十時三十分、才二種が十一時。(前川辰男君「あとはええわ」と呼ぶ)よろしいか。(笑声)

大休、そういうことでございます。

○議長(日比義平君) 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 先ほどからの市長の答弁を聞いておりますと、私ども市民にとってだんだん心細くなってくるわけです。

何か発生源に対する問題としまして、一がいに製造高と重油消費量だけでは割り切れぬと。ことをかえていうならば、それじややはりそれらの企業には全く責任がないのかと。責任がありませんというような方がいい方なのか、そのところをお伺いしたいわけです。

その気象条件でそのことが一たん拡散され、あるいは集合されるというようなこともあるでしょうけれども、それじゃ全くですね、いまの市長の答弁からいけばそれは全然別ものなんだと。どっかほかのわからないところからやっ

てきて、こういう問題が起こるんだ、このように受け取れる節々があるわけです。

なお、そのほか新增設問題につきましても、同じことがいえるんじゃないでしょうか。私は決して産業をとめるといいうい方で、そういう発想でものをいってないはずですよ。現状が市民にとってゆゆしき問題である。それが何ら抜本的に対策が立てられない中で、さらに増設されるということは、もっと市民を苦しみの中に追い込んでいくんじゃないかと。それでは困る。一体どうするんですかということを聞いていますよ。

それに対して、エチレンの生産量を二十万トンから三十万トンクラスにしなければならぬということは、やはり最近の産業の発展のために市民生活を犠牲にしてもやむを得ないんじゃないか、こういういい方のようにとられるわけです。これではですね、産業と市民生活の調和という問題がいまやかましくいわれて、また、そういう発想で皆さんも質問をされ、問題にもなっておると思うんです。その辺のところの受けとめ方が全く違うように思いますので、さらにその点をしっかりと踏まえて、市民に納得のいくような説明をしていただきたいと思えます。

それから、あと燃料転換問題について部長のほうから説明がありました、これにもいろいろと疑問だらけなんです、時間をとりますので、のちほど資料にして皆さんに配っていただきたい。

さらに、私が質問しておりましたのは、一体そのために経費がどれだけかかってコストにどのような影響を及ぼしていくのかということを開きたかったわけですから、そういう答弁がありませんでしたが、それも一緒に資料にして渡していただきたい。

以上です。

○議長（日比義平君） 市長。

「市長（九鬼喜久男君）登壇」

○市長（九鬼喜久男君） 発生源対策に関連いたしましたして、大企業には責任がないと、私は申し上げておるわけでございます。重油の消費量、製造高だけをメドにして、たとえば医療費の発生源者負担をいような単純な割り当ての方式は、なかなか地方自治体だけでは適用しにくいことを申し上げておるわけでございます。大企業がなければ発生源がないわけでございますので、そういうことは私は申し上げておりませんので単純にただいま行なわれておりますところのああいような発生源対策を施しておる最中におきまして、まだその効果のわからぬときに、私はこれだけの重油の消費量があると、製造高があるということだけを基準にして発生源の対策の割り当てをするのは不適當であるということを申し上げておるわけでございます。製薬試験場にそのような煙の行かないような風向きのあるときでも製薬試験場付近だけに異常なことがあらわれておること、やはり一方的にいうことはできない一つの根拠があるのではないかと、ご指摘申し上げただけで、決して大企業が発生源でないと、また大企業に全く責任がないということを申し上げておりません。必ず大企業にこれが発生源があるということは、変わりないことでございます。

また、新工場の建設等につきまして申し上げておることは、これは、これまでの議会においても申し上げましたが四日市におけるところのコンビナートの発展が、きわめて安易に農家の裏の農地を埋め立てて、そこにコンビナート工場を建設したというふうないろいろの立地上、あるいは都市計画上の不備のために大きな公害という現象が、特に顕著にあらわれておるわけでございます。たとえば千葉だとか、あるいは大阪の布施、堺等におけるような新しい工場埋め立て地に立地するということは、このような四日市の農家に隣接した、そうしてまた、市民の住居に近いところに立地しておるところの企業よりは、はるかによいのではないかと、このように考え方を申し上げておるわけでございます。そのようなところに、できるならば大きな能力の工場を移して、そこで操業させるべきだということを申

し上げたわけでございます。(「何じや、それは」と呼ぶ者あり)

○議長(日比義平君) 暫時、休憩いたします。

休憩時間、十分。

午後二時八分休憩

午後二時十九分再開

○議長(日比義平君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 新風クラブを代表いたしましたして、公害問題のみに限って質問いたします。

一般質問通告中には、いろいろと公害に関連する諸問題があつて、たとえば都市改造事業であるとか、産業の振興対策等にも数多く公害の諸問題に関連するのでありますが、重複を避けまして、通告申し上げております二点にしようしてお尋ねいたしますが、質問の前に市長にお尋ねしたいと思ふことは、先ほど来から数多くの議員各位からも公害に対する発生源問題がいろいろと言及されていたのであります。

市長の答弁によりますと、何か焦点がぼけていて、答弁の要領が不十分かのような印象を受けるわけですが、多忙な業務を持つておられる市長が、そういったことの内容の真相に至るまで把握することは、困難であることを想像しますときに、いまの衛生部の所管事務がほとんど公害の諸問題に終始して、他の衛生業務そのものに支障があるかないかというところまで懸念されるほどの山積したこの公害問題を、公害対策課のみでこの諸問題を処理できるかどうか。

ことはいいかえれば、公害部というようなものまで設けて、本問題に対する糾明なり、その他山積した諸問題を解決する必要があるかのように想像されますが、そういった機構上の問題についても、問題点が残っておることを思ふますときに、その点についての見解の説明を求めます。

次に、通告申し上げておりますうちの才一点、すなわち公害基本法の問題でございます。

これは、先ほど前川議員が多少触れられたのでありますが、途中しり切れとんぼになって、あまり具体性をもったご答弁がなかったように思いますか、この公害防止基本法案なるものが、昨年の十月ごろからごく最近になってやうと閣議の決定を見て、政府提案としてたゞいま国会で審議されているかのようなことを聞きますときに、その内容がいわゆるざる法であるとか、または、産業界の圧力で法案そのものの内容が骨抜きになりはすまいかといったことをよく耳に聞くわけであります。

まあ、こうした批判の内容が真実であるかないかは別にしまして、少なくとも国まかせであるという法案でなくして、全国でも例を見ないほど本市が公害の諸問題について行き悩み、あるいは苦勞をし、多くの問題をかかえているというときに当たつて、最近に至るまでの半年余りにわたる間、市長をはじめ関係理事者の各位が、政府、国会等にこの法案が提出されるまでにどれほどまでの努力と希望を申し述べられ、運動をせられたかという、その内容についてのご説明を願ひたいのであります。

才二点といたしまして、先ほど申し上げたように、都市改造事業とも若干、関連はいたしますが、本日、開会と同時に、市長は、故人となられた犠牲者をはじめとした問題から特別意見発表をされたのでありますが、二人の犠牲者を出したことについては、なるほど私どもにも悲しむべきことであり、また再びこのようなことがあつてはな

らないことは言をまちませんが、公害患者のみが四日市の公害によって苦しめられ悩んでいることではなくて、それ以外にも多くの犠牲者があることを、われわれは忘れてはならぬのではないかと思うのであります。

すなわち、公害地に住む市民の各位が、経済的にも精神的にもあらゆる角度から多くの悩みを持ち、苦しみを受けて、日常不安な生活を続けていることは、言をまたない事実であります。地域的に片寄った意見で、まことに私も当を得ないとは考えますが、たとえば塩浜地域の公害地の中心地であるとか、あるいは才二の公害発生地帯であります高浜、午起地帯であるとかいうところでは、患者以外のそれに匹敵するような多くの悩みと苦しみを持っておる事実があるのであります。

つまり、一例を申し上げれば、高浜地域には百数十戸になんなんとする公営住宅をはじめ、それに類する一般の市民が数百人居住しているのでありますが、この公営住宅なるものが、事もあろうに市の行政的な措置によって次々と転居し、そのあとの取りこわしを意欲的に、積極的になされているその事実を見たときに、付近の住民感情はもろろんのこと、二戸建てであるべきうちの二戸を取りこわして、残った一戸に生活する人の気持ちを思うときに、私は、患者と何ら変わるところもない大きな苦しみを持つものであると信ずるものであります。

もちろん法の上からいきましたが、市の条例の上からいきましたが、いろいろと答弁されるような内容をお持ちであることは、私も百も承知いたしておりますが、道義的にもあらゆる角度の上からいっても、そうした施策が当を得た行政措置であるかないかというのを思いますときに、過ぎ去ったことに対してはいたし方ないとしても、今後賢明な市長であり、あたたか味のある九鬼市長であれば、むしろこういった問題についての善処を強く希望するものであります。

これなどの問題に関連いたしましたして、十数年前には永住の地と自分が定めて、才二の故郷ともいい、住みよい地域だということに意を用いて、それらの方々とともにまじわったさやかな営業者の一部もあつたのであります。この人たちが市の積極的な、ことを悪くいえば、立ちのきを強要するかのような施策のために、人口がだんだんと減少して、やがては零細企業の営業が成り立たなくなるような運命も、遠からず来ることを考えあわせてみますときに一種の派生的な公害対策として、市がどのようにこの問題について解決をはかろうとするかということ、聞きたいのであります。

また、それに関連いたしましたして、固定資産税の評価の問題であるとか、あるいはその他諸税の減免問題について、これは高浜、午起のみでなくして、塩浜その他の公害発生地にかかわる一連の関連であります。そういったことを市は考えたことがあるのかないのか。もしなかったといたしても、これなどをどのように今後、解決し、あるいは育成をはかろうとする考え方を持っておるかどうかという問題が、才二点の問題であります。

つけ加えて申し上げますれば、公害地といっても、意識してその公害地に居住したのではなくて、公害地に住む住民の大半は、その地域の先住者である。発生源の工場群は、あとから来た発生源企業者であつて、その地域に居住する住民は先住者であるということを、くれぐれも忘れないように、今後の諸問題について検討を加える必要があるのではなからうかと思ひます。

お尋ねいたしました内容につきましては、以上二点であります。簡潔にして当を得たご答弁を希望して、質問を終ります。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず衛生部の問題でございますが、公害の問題で手一ぱいでほかの仕事はできないのではないかと、機構上、部への昇格が必要なのではないかどうかというご質問であつたかと思ひますが、衛生部が公害問題で手一ぱいであるという事はないと思ひます。

まあ、結局、公害の問題は、やはり機械類、機器類等の分析等によるところも多々ございますので、このような機器の充実をすることによって、私はかなり強力に推進することができるとはなかないかと。また、幸い県の公害センター等ができました暁には、そこ共同してやれば、さらに能率が上がるのではないかと考える次才でございます。ただいまのところ部への昇格をする必要はないと考えております。

なお、公害基本法に関連しての問題でございますが、国へどのような形で要望したか、というご質問でございます。まあご承知のように公害現象と申しますものは、非常に多岐の官庁にわたつております。もとより厚生省と通産省の考え方も違ふと思ひます。また、経団連の運動なり特殊な動きのあることもご承知のとおりでございますが、たとへて申しますと、排水等につきましては、経済企画庁が所管しております。また、食料関係の工場、たとへて申しますと味の素のような工場の所管は農林省がやっております。その他通産省、厚生省、大蔵省、自治省等、所管団体がたくさんございます。

そうして、たとえば公害防止事業団のような事業をお願いいたしましたけれども、必ずしも厚生省と建設省と自治省と大蔵省のこの四省の見解が一致するとは限らない。まあ四日市市の公害防止事業団等の事業等につきましても、これを実施に運ばさしていただくまでには、幾多の難関がございます。難関がございますして、各省の協調を得るのになかなか手数がかかりました。

このようなわけで、われわれといたしましても、再三、総理府の各省連絡会議等にも出席をいたしましたして、いろいろ意見を申し述べました。これは、あるときは三重県の副知事、あるいは企画部長等と同道したわけでございますが公害基本法の設定並びに四日市市に特殊な対策を講じてもらいたいということにつきましては、再三再四にわたつて上京いたしましたして、各省と連絡をいたしておるような次才でございます。

ともかくわれわれが申し上げておりますことは、公害というものが統一的な官庁の見解によつて処置をされたい。厚生省でいっておられること必ずしもそのとおり大蔵省、あるいは通産省等でも通用しない。また、通産省の見解が厚生省とも一致するものではないというようなそごのないようにお願いしたいということを、強く要望いたしておる次才でございます。

また、才三間の公害患者以外に多くの被害者があるというお話でございますが、私もその点につきましては、全くよくわかる次才でございます。

高浜町の市営住宅の問題に限つて申し上げますと、この市営住宅のあるところが、片や西に名四国道、東に発電所というような環境でございますして、いまの見地から申し上げますと、決して住みよい条件のところではございませんし、また、かつては伊勢湾台風等の台風下におきましては、なげしのところまで水がつくというような地域でございますした。

あのところへ市営住宅を設けたことはどうであつたかという点は、いまから、あとから申し上げますと幾多の疑問があるわけでございますが、現在あるところのものを、われわれは強制的にこれを、立ちのいてもらいたいと申し上げておるわけではございません。かつて昭和三十八年ごろには、発電所から黒い煙が出るとかそういうような悩みのもとに、ぜひとも移住をしたいという申し出がたびたびございましたが、現在におきましてはそのような申し出もございませんが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、この高浜町の環境を考えまして、少しでも空地は

遊園地にするとか、あるいは公園にするとか、そういう考え方のもとに、われわれは空いたうちはぜひとも人を入れないでそれを撤去したい。

そうして、両隣が空いた場合は、まん中のうちが一軒残るわけでございますが、両隣をこわしますと、まん中のうちがもたないというような構造でございますので、そのような方にはほかのところへ移ってもらいたいと申し上げても、なかなか、おれはここがいいというて移っていただけないというような事情がございますして、いろいろ苦慮しておる最中でございますが、われわれといたしましては、何と申しましてもここにグリーンベルトをこしらえまして、工業都市としての面目を改めたいと考えておる次第でございますので、長期的な観点からいたしまして、ぜひとも高浜町はグリーンベルトの地帯にいたしたいと考えておるわけでございますが、何も強制的にやるといってわけではございません。空いたところ空いたところからグリーンベルトのような遊園地、公園あるいは緑地帯を設けてまして、少なくとも住んでみえる方が少しでも快的になるように、また、災害が起こったときには災害が及ばないようにと考えておる次第でございます。

また、税金等の取り扱いにつきましては、環境不良があるというような顕著な事実がございましたならば、税制の面で考慮をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 大谷君。

「大谷喜正君登壇」

○大谷喜正君 まず機軸の問題について、そのような心配はないのだと、こういうきわめて明確なご答弁をいただきましたのでありますが、そういうことであるとすれば、先ほど希望の意味で申し上げました発生源に対する原因の追及であるとかいろいろなことにつきましては、市が率先してそういう問題と取り組むことが是であるのか、あるいは非

であるのか、国等がせねばならないことであって、地方公共団体がそういう問題に深く深入りすることについては問題があるという、そういうお考え方であるかどうかということ、再度お尋ねしたいと思います。

次の公害防止基本法案のことにつきましては、昨年来からいろいろと関係理事者の方々が、国会並びに政府当局に強く要望されたという経緯を承ったのでありますが、私、この時事通信という文章をちょっときのうから内容的に勉強したのでありますが、どうもその厚生省の当初の原案としましては、公害防止については、人類の生命の尊厳を中心に原案をつくらうとしたところ、諸種の産業界あるいはそれに関連する諸官庁あたりが、何かとその厚生省案なるものに難色を示して、そうしてすったもんだの歳月を要すること数カ月間にして、やっとさる法であるとか骨抜き法案であるとかというものが閣議の決定を見て、国会に出されたというのを聞いております。

また、非公式な席上ではありますけれども、過般、公害防止基本法の特別委員会を、当市に関係の深い山手代議士が申されたのによると、当市に直接びっしりと沿うようなことは、条文の中にもあまり詳しく記載されてない。今後はその内容について、細則その他の文書によって具体的にその大綱をきめ、あるいは指針を与えていくんだというようなことは聞いたのでありますが、不幸中の幸いであって、もし問題が、今後にそのような問題が残されておるとすれば、ぜひともひるむことなくして、積極的にそのことについては働きかけをなしていただきたい、ということをお願いいたすのであります。

当然、この法律については、企業者側である立場の方々には、自分の利益を守るためにあらゆる方法をもって、内容の骨抜きをはかろうとするのは、うかがいしれることでありますが、いずれにしてもいまの発生源の原因追及などにいたしましたも、企業者が積極的にその責任を担うのか、あるいは発生に対する被害補償をだれが責任をもっておやりになるのかということなどにも、いろいろと関係を深くしていくことを思いますときに、ぜひともこういった問

題については、残された期間もいまのところあるかのように思いますときに、どうぞせつかくの努力を期待するものであります。

最後に、公害地における産業の振興とか、あるいは固定資産税の評価がえ、もしくは税の減免等につきましては、考える余地があるのだというご答弁をいただきまして、質問者の私もきわめて満足するものであります。これは、ただ一高浜、午起地区のみではなくして、当然、塩浜付近を中心といたします公害地につきましては、ぜひとも付近の企業、工場から多くの税収を受けているのであります。この税収を、できる限り公害地に住む人たちに、なるべく多く、何らかの方法をもって還元することも、一つの公害防止対策の役目を果たすのではないかと考えますときに、ぜひともご留意をいただいて、対策の一日も早くご検討されんことを願うものであります。

次に、午起あるいは高浜地域の住宅問題につきましては、公害に関連するとは申せ、一般質問の通告の中で、都市改造問題について再度お尋ねすることにしたしまして、この質問を打ち切ります。

○議長（日比義平君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 先ほどから各同僚議員が公害問題については種々質問をいたしております。でき得る限り重複をしないように、数点にわたってお尋ねをいたしたいと思います。

申し上げたいことは、先ほどから大谷さんの逝去のことにつきましていろいろ問題が起きており、また、それに關して、おそらくや日本全国も重大な問題として注目をしていることと私は思います。このような問題から発生源の対策あるいは今後、市長がどのような、この大谷さんの逝去について心を改めて、企業に公害対策の請求というか、そういうものをなされたか。

先ほどお答えがありましたけれども、ただそれは、公室長あるいは市長はじめ部長が要望したというようなこととどまっておりますが、このようなことで私どもが聞き漏らしておつてはたいへんなことであろうと、このように感ずるわけでありませう。

そういう観点から、今度のいわゆる被害者に対するこの処置の問題について、どこへ、たとえば市あるいは国・県あるいは企業に、その解決の方法を求めたらいいか、その点について市長はどのようにお考えになつておるか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、患者の一人では、このような被害も当然、発生源があるので、その辺からも慰謝料としていただきたいという声も出ております。

こういうことから考えて、やはり責任ということを明確にすべき事態に来てるのではないか、このように考えております。まあ、この点についてのお答えをお尋ねしたいわけでありませう。

次に、先ほど公害基本法のことについてお尋ねがあったわけでありませうが、その中に、やはり特に四日市として最も重要視されなければならない、いわゆる生活保障の問題とか、あるいは発生源の責任問題、こういうことが非常に薄れておることから、非常にこの被害者である、いわゆる患者も相当この公害基本法に対しては期待をしている、こういうことがあるわけでありませう。

したがって、このように企業の責任という、あるいは国の責任というものが明確になつてくれば、もっと企業も責任をもってこの公害対策に全力をあげるのようによろしく考へるものであります。したがいまして、現在、国会において討議されておりますこの特に二点について、市長は積極的に国に働きかけて、公害基本法の中にこういうものを明確にさせることを働くかどうか、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

次にお尋ねしたいことは、生徒が非常に健康が大気汚染等の問題で害されており。まあこのようなことは、前からも厚生省等の調査によって明確にされており。しかし、ある学校におきましては、その対策の一つとして非常に体力の増進ということを重点に、いろいろ生徒に対する運動というものを力を入れておると。こういうことから非常に成果も徐々によくなっているというのを聞いております。

まあこのようなことから、当然、運動施設は充実をしなければならぬであろうし、また、プール等もですね、おそらくや必要になってくるのではないか。まあこのようにいわゆる青少年に対しては、このような体力増進の諸施設を早急にでき得れば特に指定をされておる四つの小学校、また、今回は中央遮断緑地ができますけれども、そういうものが必要であろう。

また、高齢者に対するそういう体力増強の面について、おそらくや衛生部長もお考えであろうと、このように思われます。また、市長もお考えがありましたら、そういう点についてお答えを願いたいと思います。

それから、先ほどの病院のごことでございますが、私もつい十日ぐらい前に患者のところへ訪れまして、そうしている意見も聞きました。また、医師の意見も聞きました。ベットがまだ空いておるといふような病院の事務長のお話でありましたが、いわゆる公害が発生して非常にくさいというときには、いっぺんに何人かの人が飛んでくる。そういうときにいわゆるベットが間に合わないために、非常に困るといふ医師のお話もありました。したがって、特に塩浜病院におきましては一つの部屋を無じん室にいたしまして改造して、そして約改良費が三百五十万とかかかったそうでありますが、その中に患者が入って非常に喜んでいるというような状況も聞いてまいりました。

したがって、このように、おそらくこういう先ほどの統計も、また、市長が申された夕方になるとそういう公害の悪臭が届いてくると。こういうことからして、どうしても医師の手簿の面も考えられます。したがって、もっと

こういう無じん室、あるいはそういう患者が少しでも楽に日々生活できるような状況を即座に、早急にそういう施設をつくるべきである、こういうように考えております。

こういう点から、いろいろ問題が先ほどから各議員が出されておりますが、市長の答弁を考えますときに、いわゆる生命の尊重という政治が非常に薄れておる、そういうふうには私は感ずるのでございます。でき得ればこのようなくさい時期に、市長がその公害地にしばらくの間住んでいただければ、おそらくやそういうものともう少し積極的に、しかも企業に対するそういう強硬な態度で進めるのではないか、このようにも感じております。

こういう観点から市長な明確な、しかも責任のあるご回答をお願いしたいと思います。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君登壇）〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの大島議員のご質問にお答えいたします。

先ほどからお答え申し上げておりますように、われわれはこの際、患者対策と発生源対策の促進と、公害物質の糾明と、この三点に重点を置いて進めたいということは、朝から説明させていただいておるとおりでございます。関係企業に対しましては、さらにこの発生源対策に立てておるところの拡散用の煙突の工事を早くするように、あるいは集塵等の工事を早くするようにということを要望いたしておるところでございます。また、でき得る限り技術あるいは装置等につきましても、今後とも引き続き改良するようにと、要望いたしたいと考えておる次第でございます。

なお、公害患者等につきましても、ただいま医療費を負担させていただいておるわけでございますが、ご質問の趣旨にいきさかかわりにくいところがございまして、はずれておるかもわかりませんが、今後とも引き続きこの方法でやっていきたいと考えておるわけでございます。

公害基本法についての今後への働きかけ、ことに上述した二点について、それを盛り込めというような主張をしるということですが、ただいま公害基本法は、新聞によって報道されたような形において、すでに各党の質疑を受けておる最中でございます、われわれといたしましては、先ほど申し上げましたように排出基準、あるいは環境基準というような最も大切な問題になるであろう点につきましては、これからもこのような基準の設定を行なわれます段階において、今後とも努力をいたしたいと考えておるところでございます。

また、学校生徒の体力増強、あるいは社会人の体力増強のための諸施設を充実せよという点につきましては、全く同感でございます、海がよされる、あるいは埋め立てられるというようなことで水泳ができない、そういうことでわれわれといたしましても、今後ともプールを増設するという考え方は、昨年来申し上げておるとおりでございます、小中学校を合わせた学区には、必ずプールを置くという考え方で、プールを増設中でございます。引き続き各年次ごとにプールをつくりたいという考えでおるわけでございます。

また、プールと同時に体育館、あるいはご指摘の総合公園等におきまして、このような社会人等の体質のためになるところの諸施設をやりたいと考えておるわけでございます。

病院の設備につきましては、先般、ご承認を賜りましたりっぱな才三病棟も完成させていただきましたわけですが、この病院の活用等につきましては、理事者といたしまして、十分病院と相談いたしました、患者の方々の満足いくような方法で病院の充実はかりたいと考えておるわけでございます。

また、質問の二番目の、患者の医療費の負担の請求をどうすればよいかというように、ちょっと拝聴したのでございますが、患者の状況につきましては、医療審査会において患者の健康程度を診察していただいておりますので、それに基づきまして処置をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 一番大事な点がちよっとほけたように思いますが、患者がこのように被害に会っておる、あるいはいろんな補償をしていただきたい、あるいは慰謝料を請求したいという場合に、市にそれを訴えたらいいのか、あるいは県のほか、あるいは国か企業か、その点に非常に迷っておる。したがって、いわゆる被害の補償という問題については、どこへそれを請求したらいいのかという点について、市長はどのようにお考えかということをお尋ねしたわけでありまして、その点について、明確に再度お尋ねをしたいと思えます。

それから、公害基本法のことでございますが、現在そのように各党とも質疑中であるとお答えでありましたが、一番やはり患者の関係に対しましては、市長も塩浜病院等行っていただければよくわかるわけでありまして、ほとんどといっていいくらい、大休七割から八割の人は昼間出て働いていかなければならない。そして、夜帰ってきてベッドで休まれるというような問題なんかについては、やはりこれは生活の保障というものは、先ほどの答弁でありますと生活保護、いわゆる社会福祉で行なわれているところまで下げなければ、苦しまなければ、この公害患者に対する生活保障はできないのかどうか。おそらくやそういうところまで下がったのでは、やはりですね、患者としても納得できない面もあるであろう、こういうことからですね、こういう各党の現在、質疑中ですね、政府のこの公害基本法に対することについて、生活の保障あるいは発生源の責任という問題について、さらに市長がそういうところへ出かけて行って、強力にそれができないかどうかという点について、お尋ねをしたわけでありまして。

もう一度くどうでございますが、お答えを願いたいと思えます。

それから、生徒、いわゆる後者に対する青少年の健康増進のための諸施設をつくられるということについては、ま

ことにありがたいことだと思えます。早急にそれを実現していくように努力をお願いしたいと思えますが、特に九月の予算においてこれを少しでも、市長の真心を表現できるかどうか、この点について再度ご質問して終わりたいと思えます。

明確なるご答弁をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 公害の被害を受けた場合に、どこへ被害を請求したらよいかということですが、もとよりそのケースケースによっていろいろの違いがあるかと思えます。

タンクが爆発して類焼したとか、あるいは薬品がかかったとか、場合によって違うかと思えますが、もとよりそれらは発生原因者が負担すべきものではあると考えてよいのではないかと考えますが、しかしながら、広い地域にわたってそういう問題がおそらく生じたという場合には、やはり市なり県なりあるいは第三者なり、学識経験者なり、あるいはまた企業なりが加わった協議機関のようなものにおいて協議をしなければならぬような事態が生ずるかもしれませんが、そのようなときにはやはりそのような形で処理ができるのではないかと考えておる次第でございます。

生活保護の点につきましては、大島議員が私にただされたとおりの考え方でございます。

学校設備、あるいは体育施設等につきましては九月予算においてこれを認めるかどうか、という点でございますがすでに当初、四十二年度予算においてそういう点につきましても考えておりますので、なお今後とも緊急に必要であるという場合には、九月予算においてこれを実現させていただきたいと考えております。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、公害問題に対する質疑を終わります。

暫時、休憩いたします。

午後三時三分休憩

午後四時十三分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会におきまして、本日の議事は、自由クラブと公友会の二派の一般質問で打ち切ることに決定願いましたので、さよう承願います。

この際、本日の会議時間を午後八時まで延長いたします。

日程才一 一般質問

○議長（日比義平君） それでは、日程才一、一般質問を行ないます。

なお、日程の関係上、ご発言には十分ご留意願いますようお願いをいたしておきます。

志積議員、どうぞ。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 私は、自由クラブを代表して、ご通告の順に従ってお尋ねいたします。

先ほど来、いろいろ出ておりました公害病患者の一人でございますので、非常に声がかれておりますので、お聞きにくい点があると思いますが、お許しを願いたいと思います。

このたびの一般質問の要綱は、従来より一日早く締め切りまして提出されましたので、理事者におかれましては答弁の諸準備が十分できておることと思います。わが自由クラブは市民の世論並びに要望に基づいて、多方面にわたりお尋ね申し上げます。ゆえに市長並びに担当の助役、部長は確固たる信念をもってご答弁をお願いいたします。

まず、市財政の将来性についてお尋ねいたします。

まず才一に、本市財政の将来性についてお尋ね申し上げます。

市長は三月の定例議会において、健全財政をモットーに予算編成を行ない、財政運営の効率化に努力することを説明されましたが、それに基づいて次の事項について質問いたします。

才一点、昭和四十一年度の財政収支については、先月末をもって会計閉鎖が行なわれたはずでございます。その内容の詳細なことは、決算報告によることといたし、財政収支の概況並びに本年度への繰り越し金の状況についてお尋ね申し上げます。

才二点、今回の地方税法の一部改正に伴い、本市に関係深いものは大規模償却資産税限度額の引き上げであります。もちろんこれは、地方自治体の関係者が政府に対したびたび陳情された結果であると思っております。地方税法の一部改正に伴い、当市市政の増収額については、理事者提出の資料によると二億円弱となっておりますが、なおある程度の余裕が予想されるのか、お尋ね申し上げます。

また、向こう三年間の市税の伸び率がどのように推移するのかについて、お尋ね申し上げます。

才三点、本市の当初予算は、一般会計、特別企業会計を総計いたしますと、九十一億余円となっております。今回のこの数回の追加補正が行なわれますと、本年度末には百億円以上になると思っています。本市のこの予算状況から考えますとき、市長の申される財政運営の効率化並びに財政の健全性の確保することは、非常に重要な事項であります。

もちろん財源の歳入は、月別に応じ順次、歳入されるものであります。その運営の方法いかんによっては、市政に影響するところが大有りあります。市長の申される財政運営の効率化並びに財政の健全性を確保するというおことは、どんな方法であるのか、その具体策についてお尋ね申し上げます。

次に、教育予算の増額について、特に需用費についてお尋ねいたします。

市長は、議案説明において、本年度重点事項として、教育費の父兄負担の軽減を才四項にあげておられることは、まことに喜びにたえません。こうした市長の方針が、本年度予算に顕著にあらわれているのであります。しかしに分析いたしますと、施設費、備品費等に重点が置かれて、いわゆる需用費、修繕費等々の方面が軽視されているのではないのでしょうか。

父兄負担の実態を見ますに、清掃用具費、光熱水費またはドツチボール等々、いわゆる需用費の増額こそ父兄負担軽減の急所であると確信するものであります。

さらに今回、学校給食費の値上げの物価高とカロリーの維持等のため、直ちにとはやむを得ぬと思いますが、野菜食器の洗剤等でも、全市で父兄負担が約六百万円くらいになるとかお聞きしております。この方面にも漸次、軽減を希望するものであります。これについても、今後の方針を承りたいのであります。

次に、道路行政についてお尋ね申し上げます。

最近、道路整備等次々と実行せられまして、舗装についても幹線等は見違えるほどよくなってまいりました。理事者各位の平素のご努力のたまものと思っております。しかしながら、せっかく舗装された道路も都市開発途上のために、大型車の通行激しく、重量車の通行等々もあって、せっかくの舗装が次々と破損していきまます現状であります。

また、市内各所の軽舗装のところへも大型車が進入して、いまは見るかげもない悪い道路に変わりつつあるのであ

ります。このようなことは、早く修理をすれば予算も軽微で済むはずですが、そこで市道舗装の維持管理についての予算の増額をお考えになっておられるかどうかをお尋ね申し上げます。

次に、道路パトロール班のつくられましたことは、まことに時宜を得たことでけっこうであります。もっとこれを増強していただいて、パトロールするだけでなく、直ちに補修、整備されますならば、パトロールは意義深いものとして市民に愛されることと思えますが、これが執行に伴う予算の強化は考慮されておられるかどうか、お尋ねの才四点でございます。

次に、計画道路の進行状況の実態とその促進について、お尋ね申し上げます。

まず、町づくり、町の発展は道路計画の先行にあると思えます。当市もその意味において、早くから計画を立てられたことは、まことに先見の明ありと思えますが、それが実行に移されても、なかなか進展を見ることができません。もちろん理事者におかれましては、これについて相当苦勞しておられることはよくわかりますが、時期を失わないうようにご努力願いたいのであります。

一例をあげてご参考にお尋ね申し上げます。子酉・八王子線のごとく国道一号線より以西は、昭和四十二年十二月三十一日までに必ず完成すると公文書にまで書かれております。お聞きするところによりますと、相当おくれるようでありますが、このようなあり方では町の発展はないのであります。そこで、現在の計画路線の進行状況のかけ引きのないところをお尋ね申し上げます。

なお、この際、東名阪国道と計画路線との連絡の構想、また桜インターチェンジ、旧市内やあるいは四日市港との連絡道路のご構想があるならば承りたいのであります。なぜならば、今日において四日市・湯の山間の県道の近鉄線横断の個所において、交通上、相当問題が起きておる現状でありまして、東名阪国道の進行状況に即応してその対策

を講ずることが重要であると思うこそ、ここにお尋ねするところでございます。

次に、市有地不法占拠の取り締まり強化と今後の対策について、お尋ねいたします。

終戦後すでに二十年余を経過した今日、最近では自衛隊不要論までも云々いわれておるわが法治国として、今日なおふつつある不法占拠の対策は、いかにお考えになっておられるのか、お尋ねする次才でございます。

しかも、ふしぎにたえないのは、いかに人権尊重とはいいながら、誠意のない不法占拠者に上水道を敷いたり、家屋立ちのきの話をする前にすでに家屋税を徴収するがとき、立きのき体制を強化している方針がただ疑いたくなるのであります。道路にはみ出した場合でも、弱い者にはなかなか嚴重に取り締まっておられます。市道のまん中にてんとかまえておる者は、そのままに放置させておる現状のように思われます。この対策について、ひとつ若い元気な市長の気がまえをお伺いしたいと思います。

次に、地盤沈下に伴う下水排水の処理についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり海岸線にあっては、年々地盤沈下が起こっております。そのために排水は悪くなり、下水課におかれましても、年々ポンプ場の新設、増設等非常なご努力を願っておりますことは、まことに感謝いたしておる次第でございます。さりながら、推移による年々の沈下と住宅造成により、水の遊び場がなくなって少しの雨でも浸水騒ぎが起こるありさまであります。

ここに一、二例をあげますならば、日永方面の新開地、いわゆる前田新町のようなところでも、以前は畑地であったために、次々と宅地化されて、近くに川がありながら排水溝ができていないために、少し雨が降ると水びたしになっております。また、塩浜の磯津町のごときは、年々の地盤沈下でお互いの家は競争して高い石積みをしております通路は、道路は一雨降ればたちまち道路は川に変わってしまうわけでありまして、雨降りに行きますと、とても半長

ぐつでは道路を通ることができないのであります。このようなところは、何とか抜本的に水たまりでもつくって、ポンプ排水をしないと解決しないと思われれます。その辺の理事者のお考えはどうでしょうか、お尋ねするわけでございます。

また、沈下によって排水溝の整備はできても、これも一例ですが、せっかく排水溝の整備ができれば、水の流はよくなっても、いわゆる海燃クリークのポンプ場のようにポンプの排水が弱いために完全排水ができないという場合また、逆にポンプがりっぱに操業されても、これに通ずる排水溝の整備ができないために、せっかくのりっぱなポンプがありながら、水上のほうでは浸水騒ぎが起こるのであります。これはどうしても並行施行すべきだと思えますが、市長はいつもいわれるように、きめのこまかい政治とはこのようなところにあると思うのであります。これは全市にたくさんあります。これに対して予算の増額を切望してやまないものであります。市長の所信を承りたいのであります。

次に、都市化に伴うかんがい用水の汚染対策についてであります。町づくりと環境整備とは離すことのできない大切なことであります。最近、病院、料亭あるいは住宅等の水洗式浄化槽の維持管理が不完全のために、用水に汚水がたまっております。このような不衛生なことを放置するときは、いつ伝洗病が発生するかもわかりませんが、清掃法第十三条に、これが取り締まり強化がうたわれておりますが、衛生部長はこれについてどのようにお考えなのか承りたいと思います。

次に、最近、農地の中がだんだん宅地並びに工場化していくために、従来の農業用水路が汚水排水路と変わりつつあります。このため関係農民は非常に困っております。用水として使用するにも汚水のためにできず、また、掃除も農家がしなければできない。たとえば浜一色のごとく、農家のごとく、また阿倉川方面の農家のごときは、農地が川上にあつて川下に住宅があるために、一たび雨期に見舞われますと、どうしても水が落ちない。このようなことで非常に迷惑をしておる個所が全市にたくさんあるのであります。これは省略させていただきますが、これは一体、下水事業の担当なのか、あるいは耕地事業の担当なのか、その所在を明らかにしていただいて、これについて理事者の見解を承りたいと思います。

次に、近郊農業の振興対策について、簡単に御尋ねいたします。

去る五月二十三日に四日市農業委員会総会の席上において、各地区農業委員よりいろいろと農業振興に関する質問がなされたのであります。そのとき市長は、三本の柱を推進したい、ご説明がありました。三本の柱とは農業後継者対策、あるいは農業生産地育成のいわゆる農業基本化、あるいは市街地と山間部をつなぐところの農道整備等でありました。この三本の柱を推進したい、ご説明がありました。私はこれをあの総会の席上で承ったのであります。あれをそのまま正直にお受け取りしていきたいと思いますが、それでいいのかどうか、お尋ねしたいと思っております。これに関連いたしまして、本年はご承知のように非常な干ばつ問題に見舞われておりますので、一言お尋ねしておきます。

先般、農林課におきまして、現在の被害状況の発表がありました。今後の成り行きによっては、非常に重大な結果を招くと思うのであります。また、このような干ばつ地においては、必ずそれにつき添うものは病虫害の発生であります。昨年ウツカノ発生によって非常な迷惑をしたのであります。おそらくことしもそのような病虫害が起りつつあることは、すでに畑地におつてはお茶、野菜においてその病虫害が発生しつつあるわけでありました。これについて、市のほうでいかに対策をお考えになっておられますか、お尋ねいたしたいのであります。

なお、干ばつについては、干ばつ対策事業には二億円以上になりますと県の助成があるとお聞きしておりますが、

かりに二億円以下であっても、四日市市の農業育成のために、被害発生の場合は、市単独でもこれを補助するという意思がありやいなや、あわせてお尋ねいたします。

次に、広域行政の促進についてお伺いを申し上げます。

当市将来計画として、いまはなき故平田前市長がたびたび話題にされておりました楠、川越、孤野あたりのこの町村合併問題について、その後引き続き進展させておられるのかどうかをお伺いいたしましたのであります。その昔、大正十四年に塩浜、海蔵、日永の合併問題を持ち出しまして、それが昭和五年に合併されましたが、やはりある程度の年月を要しないと合併しない場合がありますが、何とかこの際市長は合併特別委員会でもつくって、一日も早くこれが推進するご意思があるかどうか、お伺い申し上げる次才でございます。

もしこの問題が手おくれになりますと、隣へとられるような懸念もありますので、特にお伺い申し上げるものでございます。

以上をもちまして、ご通告の質問は全部終わりましたので、どうか時間に制限があるそうでありますので、再質問をしなくとも済むように、詳細にわかりやすくご答弁くださることをお願いいたしますして、私の質問を終わります。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず才一点の市財政の将来性につきましては、岩野助役から詳細に説明をさせていただきましたと思いますが、総体的に申し上げますと、四十一年度の決算につきましては、おかげさまでたいへん良好な決算を、一般、特別会計を通じて行なうことができましたのは、ひとえに皆さんのご協力のたまものだと感謝いたしておる次才でございます。

なお、大規模償却資産の引き上げの限度が、地方税法の改正によりまして引き上げられましたことは、たいへん四日市の市財政に大きなプラスになったことと思えます。

なお、今後の目標といたしましては、庁舎建築等を目標にいたしまして余剰金を積み立てるような考え方をしなければならぬのではないかと考えております。

なお、学校建築等につきましては税外負担があるのではないかと、いうご心配を前々から賜っておりますが、四十一年度末で残高が一億三千八百万円でございます。なお、私は市財政の運営の効率化とは重点的施策をすることである、というように考えております。幸い市財政がきわめて健全に推移をいたしておりますので、この効率化運用をさらに重点的に運営をすることができないかと考える次才でございます。

教育費の関連の問題につきましては、特に清掃、光熱水費等についてご質問がございましたが、教育委員会からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、四十一年度に比べまして四十二年度予算につきましては、需用費の面で、小学校費三百七十七万円、中学校費におきまして百七十万円の去年よりプラスになっております。文部省によりまして、昭和四十二年度の七月から、政令によりまして調査をいたしまして、このような需用費等の一般備品等の負担をかけないでいい状態をやって、十カ年計画に千六百億円を予算化するような計画を組んでおるといことを教育長から伺っておるような次才でございます。

才三点の道路舗装の面でございますが、市道が皆さんの選挙後の雨によりましてたいへん荒れまして申しわけないと思っておりますが、これを重点的にまあ舗装をして道路をよくしたいと考えております。

なお、今後とも予算が要る面がございましたならば、市道の痛んだ部分の補修につきましては、皆さんのご協賛を賜わりまして、これを重点的によういたしたいと考えておる次才でございます。

パトロール制並びに計画路の進行状況につきましては、三輪土木部長からお答えさせていただきますと思います。

ただ、東名阪国道に沿いますところの側道の問題につきましては、知事は、これが計画の説明のときには、必ず側道をつけるというご説明でございましたが、道路公園におきましては、側道はつけないということを申ししております。才五点の市有地の不法占拠のご指摘でございますが、これは前々からご指摘を賜わりまして、まだいまだにすっきりといたしてないことは、まことに申しわけない次才だと思っておりますが、昭和四十二年度予算におきまして、取り締まり職員を一名、専任職員を置かしていただいておりますが、このような不法占拠地帯にまでなおかつ水道を敷き固定資産税を取るのちよっとおかしいのではないかと、というご指摘でございます。

ただ、水道と申しますものは、前からあるところの家に人が住んでおる関係から、どうしても水道があるというよりなことでございますし、固定資産税は、やはり固定資産がある限りこの固定資産税はかけるようになっておりますので、別個の問題としてこれは考えさせていただきたいと思っております。でき得る限りこの不法占拠物を撤去させていただくような努力をさせていただくつもりでおります。

ただ、固定資産税等は別個の問題として、やはり固定資産がある限り固定資産税をかけさせていただきたいというように考えておる次才でございます。

才六番目の地盤沈下に伴うところの下水の処理でございますが、四日市市は海岸線全体に地盤沈下をいたしております。特に磯津だとか海山道だとか、あるいは富田、富洲原等におきまして、地盤沈下をいたしておりますので、根本的な下水道の事業が行なわれない限り、この解決はたいへんむずかしいと考えておる次才でございます。ご指摘でございますように、下流をほっておいて上流地域のみぞを直すというようなことは前後しておるのではないかと、というご指摘でございますが、どうしてもほうっておけないようなところでは、下流でございまして下水道の掃除をさ

していただいたというようなことがございますが、この下水道の事業と申しますものは、ただいま旧市内地域において進展しておりますが、たいへん事業費がかかることでございますので、漸次これを推進したいと思っておりますが、必要やむを得ない時点がございましたならば、これは重点的に考えなければならぬと思っております。

磯津等の事例につきましては、私も先般拝見させていただきましたが、ただいま漸次実行いたしておりますが、この事例につきましては、三輪部長からお答えをさせていただきます。

才七点につきましては、ご指摘がございしますので、衛生部長からお答えをさせていただきます。なお、この下水と公共事業とどちらになるのか、というようなご指摘がございしますが、この点につきましては、水と耕地課との十分な話し合いを進めさせていただきます上、解決をさせていただきたいと考えておる次才でございます。

なお、近郊農村の振興策といたしまして、私は農地委員の総会の席におきまして、主産地の育成というものと後継者の養成、道路整備ということにつきまして申し上げた次才でございますが、この考え方には変わりございませんので、皆さんのご指導をいただきまして、この三点を柱といたしまして、近郊農村の振興をはかりたいと考えておる次才でございます。

なお、ご指摘のがながい用水の確保をどのように考えておるのか、というご指摘でございますが、何ぶん未曾有の干天続きでございますので、乏しい水になっておりますので、これをくみ上げるといふことにつきましては、水利権等のむずかしい問題がまじり合いますので、この点に十分注意をいたしまして努力をいたしたいと考えておりますが、ポンプ等の確保につきましては、三重四日市市の建設業協会のポンプをお借りするように業者との話も済んでおるような次才でございます。やむを得ない場合には、そのような水利権の調節をしながら、ポンプによるところの揚水

をさせていただきたいと考えておる次才でございます。

なお、広域行政の立場から近隣の町の合併はどうか、ということでございます。もとより同一行政地域にありますと、すべての行事が、問題がやりやすいという点がございまして、そのような観点から合併は望ましいことではございますが、近隣の町の理事者あるいは議会においてそのような空気がなければ、非常に困難な問題であるうかとわれわれは考えておりました、ただいまのところ私は広域行政的に都市の機能を強化し、補てんし、共同化するような立場から、私はこれを推進したいと考えております。

したがって、水道であるとかあるいはし尿処理であるとか、消防であるとか教育問題等につきましては、これを広域行政的に共同化をして協力をさせていただきたいと考えておる次才でございます。合併等につきましても推進委員会というものをただいま置くか置かないかにつきましては、皆さんのご意見を十分拝聴させていただきたいと思っておりますが、前進的な考え方からこの問題に対処したいと考えておる次才でございます。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 命によりましてご質問の一のイ、ロについて説明させていただきます。

昭和四十一年度におきましては、昭和四十年からなべ底景気といわれました不景気の回復がなかなかかはかしくいなくて、四十一年度の前半におきましては、かなりこの景気の回復について心配したのでありますが、幸い昨年の後半に至りまして、景気も回復に向かい、したがって市税の収入もだいたい順調に伸びまして、予想をやや上回る数字を得ましたことは、なさなければならぬ仕事の山積しております当市にとりまして、まことに喜ばしいことだと考えております。

しかし、その半面、市の財政におきましては、従来の債務負担に対する償還金の一部を、四十年、四十一年、四十二年の三カ年にわたって借りかえの措置をしており、また体育館の建設につきましても、積み立て金の一部を一時的に取りくずしておりますので、市の財政を手放しに楽観するという程度までは至っておらぬのでございますけれども、四十一年度の収支状況は、これを四十二年度引き続く収支状況としては、結論的に申し上げまして、昨年度よりはかなり好転しておると申し上げて差しつかえないと、かように考えております。

また四十一年度の収支状況は、年度末の締め切りを行なったばかりでございます。決算分析までには至っておりませんので、詳しいデータは申し上げることができませんのでありますが、大体の状況について申し上げます。

まず収入の面におきましては、市税において約一億七千万円の増収になっております。そのおもな内容といたしましては、法人市民税において約六千万円、個人市民税において四千万円。固定資産税におきまして二千五百万円、電・ガス税におきまして二千万円、たばこ消費税におきまして千二百万円、これが大体四十一年度の予算に比して、これだけが増収になっておるわけでございます。

支出におきましては、約一億七千万円の繰り越してございますけれども、このうち明許繰り越し、あるいは事故繰り越しによる事業繰り越しが、この中に約二千三百万円含まれておりました。また、四十二年の当初予算には、すでに繰り越し財源として四千五百万円を計上しておりますので、歳入の増及び支出の繰り越しのうちから、ただいま申し上げました事業繰り越しの分と、繰り越し財源として計上した分を除きました純粋の繰り越し金は合計は約二億八千万円になるのでございます。これが二億八千万円というのが、昨年度からことしの、四十二年の財源として繰り越されるわけでございます。

もっとも、二億八千万円を繰り越しましても、今後なお予想せられるものとしましては、ベースアップに伴う人件

費の増、土木都市計画の負担金、あるいは暫定予算で組んでおります四日市港の管理組合の分担金、生活扶助費等の予想せられる財政需要が約四億六、七千万円でございますので、これを本年度の税収の伸び及び大規模償却資産の限度額の引き上げ、あるいは特別交付金等の歳入増を見込みまして、結局私の現在考えております一連では、差し引き本年度の事業予算に回せられる財源は大體一億五千万円程度でなろうかと考えております。

もっともこの一億五千万円という数字は、先に予算上で取りくずしました積み立て金の二億円を戻す、返すという計算をした上での話でございます。もちろんこれは現在の時点における見通しでございますので、この数字は九月あるいは十二月にと、会計年度の進むにつれて、幾分の変化を生ずるもので考えていただかねばなりません。

次に、大規模償却資産の限度額の引き上げにつきましては、今回、限度額が従来の一億円から二十五億円に引き上げられたのでございますが、これは、本市が常に関係各市とともに強く要望してまいったところでございますし、かつことしの初めから、この議案の成立にかけてのその期間におきまして、市議会の議長からもたえず政界に働きかけていただいたもんでございまして、今回、全面的とはいえないまでも、かなり大幅に引き上げられたことは、まことに喜びにたえないところでございます。

これによって、この措置によって市の財政は著しく安定の度をますという結果を生じたのでございます。今後の大規模償却資産税の見通しといたしましては、かりに今後、新設あるいは増設がないと仮定いたしました場合に、昭和四十二年度におきましては、もとの法によりますと大體五億四千万円の収入が見込まれておったのでありますが、これが法の改正の結果七億二千六百万円、大體一億七千八百万円ほどの増額になるのでございます。

それから、四十三年度になりますと、旧法によりますと大體四億五百万円くらいのが六億四千六百万円引き上げられた結果、これは二億四千万円ほどの増収になるのでございます。

四十四年度におきましては、大體四億円、旧法によれば四億円くらいになるのが六億四千万円と、これまた二億三千万円ばかりが余分に入ることになるのでございます。

四十五年度におきましては、三億三千万円くらいのが五億六千万円入ると、大體これも二億三千万円ばかりの改正せられなかったら入らなくなる税金が確保せられたのでございます。

こうした大規模償却資産税というものは、常に増設が新設がなければ六年後には消えてなくなるといふ非常に不安定な要素があったのでございますが、この限度額を引き上げられました結果、市の財政は非常に安定度が増えられたということができるのでございます。もちろんこの大規模償却資産税は、その性質から申しますならば、金額が当然当該の市町村に入るのが本来の姿でございますので、今後ともこの限度額の引き上げにつきましては、引き上げはもちろんのこと、この制限が全部撤廃せられるまで、撤廃に向かって努力を重ねなければならぬと考えているのでございますが、このことにつきましては、議会におかれましては今後とも一そうご協力のほどをお願い申し上げます。以上、説明を終わります。

○議長（日比茂平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） ご質問の才二点、教育予算の増額について、お答えいたします。

教育予算の増額につきましては、かねて議会の皆さま方のお力添えによりまして、ごらんいただくように四日市市内には鉄筋校舎が二十数校、三十近くも建っておるような現状でございます。まことに教育委員会としては、この点かねて感謝にたえないところでございます。

本年度の、四十二年度の予算におきましても、総額は約十億二千万円ほどでございます。うち市民体育館が約三億入っておりますけれども、それを引きましても七億一千万円という教育予算が、昨年度の当初の六億五千万円に比べますと、約五千万円か六千万円の増額ということになります。パーセントにして大体八・八％の増額ということになっております。これもひとえに皆さま方のお力添えの結果だと思っております。

ご承知のように、本年度は小学校におきまして羽津小学校、常盤小学校、小山田小学校、日永小学校この四校の増築がございますし、さらに中学におきましては、笹川中学の増築、塩浜中学の移築の問題、保々中学のプールの問題、こういう予算をお認め願っておりますので、勢いご指摘のように学校建築のほうに重点がかかりすぎていると、ご指摘のとおりだと思います。

したがって、その面で需用費の面で、先ほど市長ご説明のような伸びはございますけれども、学校建築に比して手薄であると。この点の配慮が足りない、こういうおしかりを受けているのだと考えております。この点につきまして、できる限り今後その面に配慮を加えて、それが、場合によれば父兄負担の軽減に通ずるということになるかと思っておりますので、今後の一そうお力添えをいただきたいと考えます。

先ほどご指摘の光熱費なり水道の問題でございますけれども、これはおそらく水道の面で某学区におきまして、水漏れでございますか、あるいは管理が悪かったんじゃないかと思えますけれども、相当額の予算がオーバーするような額が出まして、それがお耳に届いたんじゃないかと考えます。もしそういう点がございしますれば、今後、学校管理の面につきまして十分に監視いたしまして、ご心配のないように、しかも今後ご要望に沿うような線でひとつ考えていくと、努力していきたいと考えます。よろしくご支援いただきたいと思います。

○議長（日比義平君） 土木部長。

市長の命によりご質問の中の三のロ及びハについて、お答えいたします。

ロの道路パトロールの強化とその実施対策でございます。現在、道路パトロールに使用いたしております車は一台でございます。これを月火水木金まで五日間、連日出しております。各地区を計画的に、周期的に回っておりますのでございます。

なお、もう一台ございますが、これは昨年まで道路パトロール車として使っておった車でございまして、これにつきましては緊急用の車として、専属の運転手もおりませんので、維持係の中で運転できる者が運転しながら、必要に応じて出頭させ、また、それと同時に現場監督その他にも使用いたしております。

なお、これについての事後の補修でございますが、現在、直管でいまやっておりますけれども、農繁期のために労働者が非常に集まりにくいというようなこともございますので、それと同時に、また今後のこの直管につきまして、これ以上これを拡充するか、あるいは業者へ委託するか等につきまして、現在、土木課のほうで検討しております。いずれ結論が出ましたらその方向に向かって進めていきたいと思っておりますと同時に、未舗装の部分についての川砂を入れておりますが、この川砂の採取につきましては、現在は鈴鹿川の国道二十三号線のところから取っておりますが、だんだんとこれにつきましても、建設省関係の規制がきびしくなっておりますので、この川砂の採取も、いま許可をもらっておりますのが八月まででございます。しかも、量につきましても年々これが少なく規制されてきておりますので、こういう点については、今後の研究課題としてわれわれもいま土木課に命じて研究をさせておるような次才でございます。

それから、次の計画道路の進行状況でございますが、まず千才町・小生線でございます。これは現在、国鉄の塩浜の引き込み線の踏み切り工事を残して、一応工事は完了しております。

で、国鉄の踏切工事でございますが、これは四十一年度事業でございますけれども、国鉄に委託してやりまして、国鉄の関係で多少おくりしておりますが、あと今月一ぱいぐらいにはその踏切の工事も終わるのではないかとというように考えております。

なお、四十二年度、すなわち本年度の事業でございますが、本年度事業といたしましては一応高架橋、跨線橋の部分程度の舗装ができるのではないかと考えております。まだ正式に国のほうから補助金が示されておられませんので、確定的なことは申し上げかねますが、一応跨線橋だけのものは本年度やれる自信を持っております。したがって全面的に、全部舗装ということになりますと、来年度あるいはもう一年くらい、四十二、四十三年度くらいまでかかるかもわかりませんが、われわれといたしましては、極力県並びに建設省当局に対して補助金の増額を要求し、できるだけ早い機会に、あの道路を全面舗装いたしまして、港とそれから県道の松本・昌栄線バイパス道路として国道一号线をつなぐ道路に完全な計画街路としてもっていきたい、こういうふうに思っております。

次に、金場・新正線でございますが、これは慈善橋が昨年度竣工いたしましたして、あと残っておりますのが約二百メートル程度の未舗装部分でございます。すなわち、慈善橋から北へ午起・末永線、いわゆる六間道路までは未舗装で残っております。これは四十二年度に全面舗装をやるの見通しを持っております。

次に、問題の子酉・八王子線でございますが、これにつきましては、本年度も一応いまのわれわれの予定といたしましては橋脚を、関西線を立体でまたぎますので、この橋脚も五基ないし六基必要とするんじゃないか。それと、四十一年度で用地買収を大半やりましたが、一部、国道一号线のところ残っておりますので、これが約二百五十坪（約八二五平方メートル）程度あるんじゃないかと思っております。これを買収いたしたい。

なお、これの完成の時期でございますが、かけ引きのないところ、ということでございますが、昨年のもご答弁いたしましたと思えますが、四十五年度完成を目途にして進めております。

以上で、計画道路の進捗状況いわゆる三の口のご質問の答弁を終らさせていただきます。

次に、六の地盤沈下に伴う下水排水の処理でございますが、これにつきましては、特に磯津地区をご指摘になったと思いますが、昨年度の議会で伊藤議員からご質問ございましたように、それに私ご答弁しておりますが、いわゆる県がやりました吉崎の湛水防除の事業でやったポンプ所が設置されておりますが、これに非常にわずかばかりでございますが管を延ばして、あれへ一時落とすようにしていくというような考え方で、本年度も継続的に、継続事業として実施をいたしたい。

なお、磯津地区につきましては、最終的には、将来はもう独自のポンプ所を持っていかないと排水ができないだろう、またそうすべきであろうというふうな考え方で進んでおります。

また、橋北地区あるいは北部地区でございますが、橋北方面につきましてはそういうところがございまして、これにつきましては、一応、公共下水の認可を昨年とっておりますので、四十三年くらいから一部事業に着手いたしたい、このように考えております。

それから、北部でございますが、北部方面につきましては、本年度の当初予算においてマスタープランを樹立するだけの予算を計上していただいておりますので、これに沿って将来、公共下水道にもっていくための前提段階として一応マスタープランを立てて、それに基づいて今後の計画を進めていきたい、このように考えております。

また、塩浜地区その他いわゆる公共下水道が完備していない地域に対する排水問題でございますが、ご指摘のようにポンプ所とポンプの容量とそれにつながるところのいわゆる排水路との調和がとれてないために、調整がとれてないために、ポンプの容量が大きくてもそこまで水が流れていかないということもございまして、そういうところにつ

きましては、われわれは非常にびぼう策的な考え方でございますが、とりあえず現在の排水機能をより低下させないように、上昇さすようにもっていくと。しかも、将来、公共下水道として公共下水が実施される地域につきましても、修理、補修を要しなければならぬところは補修をしていく、こういうふうな方針で進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

「衛生部長（中山英郎君）登壇」

○衛生部長（中山英郎君） オ七問の問題について、お答えいたします。

お尋ねの問題点は、かんがい用水云々とございますが、簡易の浄化槽あるいは消化槽の問題について、それがかんがい用水なり、あるいは一般の都市排水に漏られて汚染されておる、これについての衛生部としての対策はどうかということだと思っておりますので、それにしぼってお答え申し上げたいと思っております。

この特にご指摘になりましたような病院、あるいはその他の旅館といった便所につきまして、簡易な浄化方式をとりつづけます。これにつきましては、建築の際には県の土木事務所が建築基準法に基づきまして、基準法による許可をチェックするわけでございますが、その際、現在の体制といたしましては、県の保健所と合議の上、その簡易装置が厚生省で示す基準に合っているかどうかということ、県の土木事務所から保健所長に対して合議があるわけでございます。

それで、大体の傾向といたしましては、設置する際にはおおむねその基準が生かされるところが、設置後につきましては原則として一年一ぺんそれを清掃して、機能を発するような通達の要領になっておりますが、現実の問題といたしましてはほとんど実施されてない。これを実施しない結果、建設から早いものにつきましては三年、あるいは

五年といったときに機能が低下しとる、浄化槽の役をしてない。

で、これをチェックするのは、一応、保健所の薬剤師である衛生監視員が一名責任者になっておりますが、現実の問題としてはほとんどチェックしてないという問題でございます。

それで、この問題につきましては、特に市の衛生部といたしましては、伝染病の予防と、それともう一つは環境衛生の市民からの苦情処理といったことで、苦情があるつど衛生課の者が現在、現場へ行きまして、一応、簡易な消毒方法を実施しておりますが、保健所との話し合いでは、去年桜ないし水沢の集団赤痢以来これをどうするか。町のほうで起きた場合どうするかということと相談いたしました。まだまだとまっておりますが、一応の基本線といたしましては、市は特別清掃区域内につきましては、市長は清掃法による設備改善の勧告権を持っています。それを発動して勧告をしてくれと。その検査については、保健所が実施すると。

それから、清掃の定期検査の実施については、いま名古屋方面あるいは市内にも四、五軒の業者がおりますが、これを市のほうで購入をする措置をしてくれと。購入を前提として保健所で一定の設備あるいは薬学的な知識を得た業者を指定してやってほしいと。そういうことにつきましてもいま会議中でございますが、大体その方向でまとめたい。で、一部特別清掃区域外はどうするかというようなことがございますが、これはやはり住民の苦情処理、環境衛生面の苦情処理といった形で処理いたしたいと。まあ実際の処理は、こういった苦情は私のほうとしては公害のくさいという問題と一緒に出ますが、私の考えでは環境衛生に関する限りは衛生課を主体として、大規模な工場排水その他がまじった場合には、公害の問題とするというふうな処理のしかたをしていきたいと。

いずれにいたしましても、市の態度と申しますのは、保健所と共同歩調でいくと、こういう態度で将来もいきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（日比義平君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 先ほどの干ばつ問題につきましての市長のご答弁に補足をさせていただきます。

ただいまの干ばつは、全国的な状況になっておりまして、すでに農林省でも対策本部をかねてから設けておりまして、昭和四十年にも行なわれましたかんがい応急対策事業が今年度も行なわれる見通しが確実となっておりますので去る九日、十日に降りました若干の雨の状況、期待したほどでもございませんでしたので、出張所長を通じて地区の皆さん方に証拠書類、写真あるいは工事を行った経費などの明細などを整理するようにお願いをいたしております。

それから、病虫害の問題でございますが、当初予算に処置がなされておりますが、今後、農協などとも連絡いたしまして、すでに発生状況も伝えられておりますが、その状況などともににらみ合わせまして、農協と協力をしてやっていきたいと考えております。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後五時十八分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後五時三十七分再開

志積議員。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 非常に懇切丁寧にご説明をいただきまして、まずオ一の財政の将来性については、ほんとうに詳細にご説明をいただきましたので、どうか十分慎重に処理されることを希望いたします。あるいはクラブ同僚の議員から関連の質問があるかもしれませんが、私はこれで打ち切ります。

次に、教育予算、需用費につきましては、先ほどこまかくご説明いただきましたが、このようなことを申し上げてどうかわかりませんが、実際の需用費の内容は洗剤、まあ極端にいいますと便所のちり紙までもPTAが負担している。大体一人平均二十五円ほどの給食協力費を出しているということでありまして、特にそういう面に対しまして、十分ご研究されて、必要に応じて追加更正していただきたいことを、強く要望いたします。

次に、道路行政については、ただいま市長から非常に心強いご回答をいただきましたが、ただ願わくは道路行政の完備こそ都市発展の原動力と思いますので、今後とも予算面にもまた工事施工面にも十分留意されまして、遺憾のないよう、なお、特にそういう面に対しましては、追加更正されることも、ぜひ強く要望するものでございます。

次に、市有地不法占拠の問題であります。どうか、正直者が損をしないように、ただいま監視員を相当置かれるとお聞きいたしました。監視員だけではとても立ちのきはおそらくやらないと思っておりますので、もちろん固定資産税だとか水道と切り離しても、何とかそういう面が解決されない以上は、いつまでたっても市民感情が伴いますので、ぜひ一日も早くそうした市有財産管理についての善処方を特にお願いいたします。

地盤対策につきましても、いろいろ排水事業についてのご説明をいただきましたが、要は予算面で十分考えていただけないと、われわれいつ役所におじやましたし、予算がありませんのでこの辺でとめます、ということばかりで要領を得ませんので、ぜひ先ほど市長が言われましたように並行排水のできますように、やはり仏つくって魂

入れずということのないように、せっかくやられた設備が十二分に發揮できますように予算化していただくことを切にお願いいたします。

なお、近郊農業育成の問題につきましては、市長は三本の柱を特に強調してやりますと言われましたが、どうかひとつ、最近では都市が発展すればそれに反比例して農家はだんだん衰微していくのがこの都市の中にある農家の状態でございますので、いままでも農業育成のためにいま一段とご努力をお願いするものでございます。

特に、今回の干ばつについては、いろいろの面で非常にいま農民が困っておるのでございますので、どうか市単独でもぜひひとつこれが対策を実施していただきますよう、くれぐれも要望する次才でございます。

なお、広域行政の問題につきましては、すでにある地域では相当希望しておるところもあるやに聞いております。すでに六割近くも四日市に合併したいという意向を漏らしているところもあるやに聞いておりますので、いまま少しそういう面についての内容調査をしていただいて、時期を失しないように、ぜひひとつ善処していただきますことを、くれぐれもお願いいたします。

以上をもちまして、ご丁寧に今回登壇いただきましたので質問はこれで打ち切りますが、どうか今後の予算編成に当たりまして、九月追加更正予算もありますので、そういった面を十分研究されまして、市民の福利のためにぜひひとつ追加更正されて、現在まで申し上げましたいろいろの難関を解決していただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○議長（日比義平君） 伊藤信一君、

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 公会会を代表いたしましたしてご通告申し上げました十項目につきまして、順を追うてただしてまいりた

いと存じております。

具体的にわかりやすく質問要綱を通告せよということでもございましたので、お手元にありますように子供でもわかるような表現になっておりますので、このまま引き下がってもよいように考えておりますけれども、この点を少しぶえんしながらご質問申し上げます。

四、五日前、税務課で証明書をもらおうと思つて、記入してありました用紙を持ってまいりましたら、富田一色の富田一色町三十三の十は何町ですかということをお聞きしたので、私もかわってまいりましたので、わたしわかりませんが、市のほうでわかりませんか、こう聞きますと、私のほうでもわかりません。やむを得ず私は市民課へまいりまして、三十三の十はどこかということをお聞きしてまいりましたら、それをお聞きして、それを係に申しまして証明書をいただいたわけでございますけれども、おそらく街区制の問題は整理されておりますも、内容の問題が整理されていないんじゃないか。

税の原簿にはもとの町名のみで残つておるから係がそう申しておると思つたので、どうかこういう問題にありましては、早速この問題を、係を指導するなり、あるいは内容の整理をするようにして、せっかく行なわれましたこの新住居表示の結果につきましてのご処置をいただきたいと思つた。

なお、富洲原町の問題は、昭和四十年の事業として行なわれましたので、まだ時間的な余裕はございますけれどもこれまでの分あるいはこれからの分についてどういうふうな処理をし、あるいは指導をしていくか、その点についてお伺いをいたしたいと存じます。

次に、道路の問題でございますが、十二月の議会に市有財産の維持管理というふうな問題に関連いたしました、舗装されない道路の管理のしかたにつきまして、人手を使わずに、車に乗せた砂利をまき散らして行くやり方では、

道路は少しもよくなるらない。ましてブルトーザーでかいていくだけでは、一雨降ればそれで終わりということをお願いしたい。

道路を道路らしく維持していく、あるいは管理していくためには、道路工事を常駐させてたえず修理に当たらせることが必要であるという理事者の見解をただしたのでございますが、はっきりした回答が得られずに終わりましたが、この問題は、ただいまも志積議員から質問のありましたように、いろいろの点から十分検討していただいてご処理をいただきたいと思いますが、いま問題として申し上げますことは、市内の道路はほとんど舗装されているにもかかわらず、同じ市内の末端の市道、あるいは農道は、先ほど申し述べたように、舗装されていないために、地区の市民によりましては、ご承知のように道普請とか川ざらえの名において日曜日、休日などを選んで維持管理されているわけでございます。

この仕事もちろん地区民の、ことばは悪いかわかりませんが、半強制的な労働の供出でありまして、参加しなかったときには不参加料、不足の名におきまして一日千円程度徴収されるということですが、近ごろは労働力が全般的に不足いたしましたして、しかも、労働賃金が上昇したためか不参加者がだんだんふえまして、団員は婦女が多くなって仕事はますますはかどらなくなって、所期の目的を得られないという状況になります。当然、市道で市が維持管理しなければならぬところを、昔からのしきたりだといってしまえばそれだけでございますが農業に何の関係もない人たちがこうした労働力、あるいは出不足を負担しなければならぬということは、何かこう矛盾を感じるわけでございます。

市で自治会なり、あるいは農家組合なり、こうした場合に助成金あるいは補助金を用意して、こうした事柄を解消してもよいと思いますが、これについて市のご意見をお伺いいたしたいと存じます。

次に、先ほどもご説明がありましたように、地方税法の一部改正、特に大規模償却資産税の限度額引き上げによりまして、本市は一億七千三百余万円の増収となると。いただきましたこのプリントに説明いたしておりますが、都市財政事情が道路、住宅、教育、公舎などの予算のために圧迫されている今日、これは非常にいい処置だと思っておりますが、こうした際、かつてその使途にいろいろ論議されました競輪の収入を一般財政へ繰り入れないで、道路あるいは庶民住宅、緑地帯、プール設置とかいろいろ使用目的を立てて、ただいま志積議員の財政運営の効率化について答弁のありましたように、重点的施策を講じる考えが市にはないかどうか。こういった問題についてお答えをいただきたいと存じます。

次に、ごみ焼却の問題でございますが、末永のじんかい処理場の能力は一日約四十トンといわれております。それから、南部の処理能力が一日六十トン、人員を二回交代でフルに動かして約百二十トン、四日市全体の吐き出すごみが一日約二百四十トン。処理できる能力、量は合計百六十トン。処理できない八十トンは泊山へ捨てている、こういうのが大体四日市のごみの概要であります。

この数字は確かなものではないかも知りませんが、四日市の現在保有している焼却炉では、四日市市のごみの処理のできないのは申すまでもございません。それに、生産に基づくごみ、これは各生産場で処理しておりますが、これまで加えますと相当のごみが処理されなければなりません。泊山の捨て場も恒久的なものではないだけに、市としても新しい焼却炉をつくるか、あるいは新しい捨て場を用意するか、いずれかを考えなければならぬのではないかと思っております。

末永の焼き場にいたしましても、初めは七十ないし七十五トンくらい消化していたものが、漸次、能率が下がっていまでは四十トンくらいの消化しかできなくなったと伺っております。こうした立場から市としても新しい構想でこ

の問題を考えていかねばならないと思っておりますので、これについてのご意見をお伺いしたいと存じます。

次に、勤労青少年ホームの問題でございますが、勤労青少年ホームは、県下では松阪市が最初に、続いて上野、桑名市に計画されていると聞いておりますが、本市の勤労青年は約三万人といわれております。その特徴とするところは、県外あるいは市外の青少年が多いということでございます。県外の勤労青少年の多い当市といたしましては、もっと早くからこの問題について研究してもよいと思うのでございますが、端的に次の項目についてお答えをいただきたいと存じます。

オ一番、国、政府の補助なくとも市として単独に設立する考えがあるかどうかという問題。

オ二、設立するならば、いつやれるか。

オ三番、諸条件を考えて防災緑地帯に建設することは、四日市としては最も理想的だと私は思いますが、市長はどう考えるか。

この三項目について、お答えいただきたいと存じます。

次、精薄児の授産場の問題でございますが、この通告の「千百八十五坪」は、これは間違いでございますして、「五百三十七坪」でございます。

羽津のみはと学園の前に五百三十七坪（約一、七七二平方メートル）の土地が精薄児の授産施設の用地として確保されております。市は将来ここにどういう構想で授産施設を開所していくのか、それについて伺いたいのでございます。

精薄児を持つ父兄の一番大きな悩みは、オ一番にこの子供をこれからの社会に生きていかれるようにするにはどうしたらよいかという指導の問題と、次に、自活していくためにはどうしたらよいだらうかという、そういう問題である。

ろうかと存じております。みはと学園の父兄は、現在はどのようにして社会生活をしていくかについて指導を受けておりますが、次の段階の自活するための職業指導、それからそれに関連する授産施設ということが関心の的となっておりますが、特に重症児につきましては、国の収容施設でもあって、国家でこれを保護していただけたらという希望と不安でこのことを考えているように私は察しておりますが、軽症児では社会生活のできる教育と自活するための職業訓練授産施設、こういった問題であろうと思われれます。

その意味で、この五百三十七坪の土地は、これからのこれらの父兄にとりましても、きわめて真剣な問題であることを申し添えておきます。

次に、希望の家乳児院でございますが、希望の家乳児院の移築の問題、建物の問題などが社会問題として取り上げられる気配を、私は感じるのでございますが、幸いにして今日まで公害患者が一名も出ておりませんが、万一そうした不幸な子供が生じた場合、どんな過酷な批判を受けるかもわかりませんし、生まれながらにして不幸に育ったこの子供たちにひとしおあたたかい手を差し伸べてやることは当然でございます。この際不幸の生じない前にこの移転を考え、心配のない環境で楽しく生活できる道を考えてやってはどうか。

四日市市の福祉総合計画の構想もできましたし、泊山には福祉施設のために一万坪（約三三、〇〇〇平方メートル）の土地が与えられているとも伺っておりますので、この一万坪の土地の利用の構想でもあるなら、あわせてこれをお伺いしたいのでございます。

次に、中央地区の通学区改正反対という問題から、自治会の解散あるいはPTAの解散、果ては校医の辞退問題までに発展したこの学区制についてでございますが、いろいろ批判もあり、また反省すべき点もあるのではないかと思っております。いろいろの角度からこの問題について教育委員会の意見を伺いたいと用意はいたしておいたのでございますが

先日、中部東小学校へまいりまして、その後の学校の事情なり、あるいはPTAの再建なりの問題について、学校側のいろいろな考え方をお聞きした結果、方法的に問題があり、あるいは教育委員会の姿勢についても問題はございますけれども、市の議会まで参加してつくられた答申案に基づいての処理でありますゆえに、事が教育問題に関連してともすれば児童、生徒の教育に直接影響を及ぼす場合も生じますので、具体的な質問は省略いたします。

が、昨年九月この問題について私がここでただしましたときに、栗林教育長は、一月答申案をいただいで今日まで冷却期間を置き、この十月からこれに対し本格的に取り組んでまいりたいと考えていますと答弁があったのでございますが、それ以来この問題にどう本格的に取り組んできたか。これは参考のために簡明にご説明をお願いしたいと存じます。

次に、プールの問題でございますが、最近、女教師の三分の二が泳げないということが新聞に報道されて以来この泳ぐということが非常に問題になってまいっておりますが、何といっても泳ぎは子供のころに習得させるのが一番よいわけでございますが、四日市も戦前までは午起の海岸、あるいは饅ヶ浦、富田浜、松ヶ浦、須賀浦というよい海水浴場がございまして、白砂青松の海岸にきれいな水があり、夏になると自由に泳げて、学校もまた夏期の水泳訓練を計画いたしておたのでございますが、しかし、ご承知のように戦後は、海岸沿いの町でありながら、名四国道の開道、防潮堤の高い壁、海は石油、汚水の流入によりまして全くなくなって、水泳をする場所もなくなりましたので、今日ではプールに頼るより道はなくなつたのでございます。

それで、教育委員会では、中学校区に一つずつ計画してプールをつくっておたのでございますが、これでは全校が一つずつプールを持つというようなことになる、相当の時間もかかりますし、ことに最初には毎年二個ずつつくっていたようでございますが、最近是一個に減っております。いまま少し計画を練り直して、一日も早く父兄の期待に

こたえられるような方法にする道はないかどうか。現状とあるいは将来に対する計画についてお伺いできたらお聞かせいただきたいと思います。

次に、市長にお伺いいたしたいのでございますけれども、先日、新聞に饅ヶ浦に堺市の浜寺のようなプールを計画したいと、市長の談話が出ておりましたが、非常にけっこうな話で、その半分でも実現できましたら、一万人プールに入るわけでございますが、たいへんうれしい話でございます。

今議会でも陳情として富田一色の地区からこれに関係ある問題が出ておりますが、富田一色はご承知のように人家の稠密したところでございまして、一朝事があった場合には避難の場所もないようなことで、これはかねて、将来、建設されるであろう饅ヶ浦地先の工場との遮断緑地帯をつくって、ここに児童遊園なりあるいはプールなりを設けたという陳情でございますが、この饅ヶ浦のダムは、富田、富田一色、天ヶ須賀にも通用すると思われまので、これに対して市長の全体のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

続いて、体育館の問題でございますが、石油工場あるいは火力発電所などの煙突が高くなつた関係上、公害の範囲も非常に広まって、港中学校のあたりが最もひどいと、こういわれております。公害から子供を守るためにも、また急変のあった場合に避難の場所として塩浜小学校と同じような形式の体育館を一日も早くつくることが必要であろうかと、こういうふうに思いますので、この問題につきまして教育委員会のご見解をお伺いいたしたいと存じます。

なお、体育館につきましては、前の平田市長が昭和四十二年度につくるといい、現在の九鬼市長も昭和四十二年に建設するといわれた。教育委員会は、これは四十三年度につくるといふような発言があったらしいので、その四十二年と四十三年の問題につきまして、その校区でいろいろ論議されておるのでございますので、この問題につきましても、お差しつかえがなかつたならば、そのいきさつについてもお伺いいたしたいと存じまして、よろしくお願

を申し上げます。

学区制の問題に関連いたしましたして、その要綱に書き上げましたように二、三関連的に質問いたしたいと思いましたが、これはあとにする考えでございましたけれども、いま事務当局から続いてやれということでございますので、申し上げます。

三つのことにつきまして、教育委員会にご質問申し上げます。

才一番は、教育民生常任委員会からも要望して、早く検討してほしいと申し上げておりました水沢、三鈴中学校を含んでさらに高花平も勘案して、この中学校区をどうするかという問題でございます。その学区制がきまらない以上、水沢中学の校舎建築の問題とか、あるいは三鈴中学校の体育館、プールの問題とか、こういった問題も本格的に考えることができませんので、委員会はどの程度この問題について検討したか、あるいはその経過、それについてご説明をいただきたい。

その二は、これも委員会の要望として申し出てあります保々中学の問題を中心といたしまして、朝明中学校との関連を考えてこの中学校の学区制の問題でございますが、保々中学から要望のある幼稚園の分離の問題、中学校校舎の新築、改築なども本格的に多岐に考えられないので、これも前と同じような問題で、ひとつ委員会のご見解を賜わりたいと存じます。

その三、日永小学校の児童数は、現在、県下でも最右翼になるうといたしております。教育の進んだ今日、マンモス学校はかえって教育の効率を落とす結果となりますし、さらに日永小学校は、地形的にずいぶん南北に長く、南は追分、前田町あたりから通学いたしております。また小古曾付近の児童は、内部小学校へ通学するのに非常に危険を感じますので、この通学を喜んでおりません。

あれやこれやと検討いたしてみますと、小古曾付近に小学校の新しい学区をつくって、ここに新しい校舎建設の計画を立てる必要があるかと、私は考えておるのでございます。名四国道あるいは国道一号線、あるいは国道二十三号線と主要道路の集中している地帯だけに、校地の設定も一日一日とむずかしくなっておりますので、この問題を一日も早く検討をして解決をしていただきたいと存じます。

以上、学区制に関連いたしましたして、この三点、お伺いいたしたいと存じます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの伊藤信一議員のご質問にお答えさせていただきます。

才一点の住居表示につきましては、総務部長からご説明をさせていただきます。

才二点の問題でございます道普請、あるいは川ざらえの問題でございますが、もとよりいなかといえども四日市市の一部であることには変わりはないのでございます。それにもかかわらず市の中心部は市の管理でやり、周辺部のところは地元の力を使っているのはいけないのではないかとということでございますが、何ぶんまあ市道と農道というものを考えてみましても、市道というものはたいへん一般的な性格でございますが、農道と申しますと、もとより一般的な性質もございしますが、通る人がやはり個人であり部落的であるという面から、全部均一的にやることは、公平であるということがいえると同時に、また重点的にやはり人の多く通るところを先にやるということが、必ずしも不公平とはいえないと考える次才でございます。

何ぶん周辺部の道路につきましては、昔から美風だといってこれを放置するといわれておりますが、やはり地元のご協力を賜わらなければできないのではないかと考えておる次才でございます。そういうような道路の管理につき

ましては、資材あるいは建築物というようなものを支給していただいて、今後ご協力を賜りたいと考えておる次才でございます。

才三点の競輪収入でございますが、この点につきましては、道路あるいは庁舎、あるいは今度できますところの防災緑地等に重点的に考えさせていただきたいと思っております。

過去におきましても、四十年、四十一年度等におきましては、道路等にかなりまとまった金額が特別に財源として使われておる例がございます。決してこれを一般的に使って形のないものにしてしまうという考え方はございませんので内容が充実してくれば充実してくるだけに、競輪収入というものは全体の市民の福祉向上につながるようなところに重点的に使いたいと考えておる次才でございます。

才四点のごみ処理の問題でございますが、ご指摘のように末永の焼却場は南部の焼却場は一日に六十八トンでございます。七月から百二十トンになります。現在この末永の焼却場はたいへんいたんでおりますが、しかしながらこの二つの機能を充実いたしましたならば、使いましたならば、現在市の公営でやっておりますところのごみの集荷に対しましては、一〇〇%の能力がございますが、各業者あるいは個人が持ち込まれるところのごみの処理が不可能と相なっております。

将来計画いたしましたしましては、南部にございます、そして末永か中部かどちらかにいたしましたならば、次にはどうしても北部にこのごみの焼却場を設置しなければ問題が解決いたさないと考えますが、北部に設置するときには、伊藤議員の格別のご協力を賜りたいと考えておる次才でございます。(笑声)

才五点の勤労青少年ホームでございますが、これは十二月にも陳情をされております。四日市市は生産都市で、それだけ働く青少年も多うございます。また、青少年の犯罪も多いということでございます。県下の青少年の犯罪の三

割が四日市だといわれておりますが、そういう観点からもぜひ四日市に勤労青少年ホームをつくりたいと考えておる次才でございます。これには国・県の補助をいただきますように、ぜひとも積極的にやりたいと考えております。時期といたしましては、四十三年度を中心に考えさせていただきたいと考えております。

なお、防災緑地につくるということにつきましては、これは厚生省等の関係もございまして、防災緑地につくるということとは、やはりちよつとまずいのではないかと考えますので、防災緑地に近いところの便利なところへつくったならば、青少年が同時に体育をするとか水泳をするとか集金をするとか、すべてに便利ではなかるうかと考えますので、防災緑地の近くにこれをつくったならばいいのではないかと考えております。ぜひこれは実現をさせていただきたいと考えておる次才でございます。

みはと学園につきましては、担当の厚生部長からお答えをさせていただきたいと思っております。

七点の希望の家乳児院でございますが、希望の家はたいへん老朽化しておりますし、乳児院は関西線あるいは名四国道との騒音がひどいということでございますが、いずれもこれは四日市の方々ばかりでなしに、県下全体から切望されておる設備でございます。措置権は県にございますので、将来の問題といたしましては、環境のよいところへつくるといふことには、理事者といたしましても異議のないところでございますが、県と十分相談いたしまして、この問題は漸進的に解決をいたしたいと考えております。

才九番目のプールの問題でございますが、ご指摘のように海が汚洗されまして、まあそのほかにも伊勢湾台風等によるところの災害を防ぐための高潮の防波堤ができておりますために、以前のような海の環境がない現状でございます。ぜひともプールを充実しなければならぬ状況になっております。

ただいまございますところのものは、市営のものといたしましては、鶴ノ森、海山道に二十五メートルのプールが

それぞれございます。また、学校には、中学校に八、小学校に三、中学校に建設中のものが一というようなくあいでございます。中・小学校の学区に必ずプールということを考えておる次才でございます。これは教育委員会ともたえずこの点につきましては相談をさしていただいております次才でございます。

また、遮断緑地には五十メートルプールと二十五メートルプールと飛び込みの三つのプールができるわけでございますが、そのほかに霞ヶ浦にはやはり大衆用のプールをぜひともつくらさしていただきたいと考えておるわけでございます。霞ヶ浦には臨海公園と同時にプール、あるいはまた将来、できましたならば海においてはもう見るのできないところの水棲動物を見るところ考え方から、霞ヶ浦水族館というようなものを将来考えたならば、有意義であるのではないかと考えておる次才でございます。

なお、県の話によりますと、南高等学校に五十メートルプールをぜひつくりたいという考え方がございます。国体をいたします場合には、プールは五面いるそうでございますが、国体用のことを考えて、南高等学校にプールができるということ、われわれといたしましては非常に歓迎いたしておる次才でございます。

十番目の問題は、教育委員会の問題でございますが、四十三年度に体育館ができないものかと考えておった次才でございますが、ただいまいろいろ調節いたしております。

時期の点では、四十四年度に完成するのではないかとこの事務当局の考え方でございますので、この点につきましては、将来ともできる限り早い機会にできますように相談をさしていただきたいと考えておる次才でございます。

○議長（日比義平君） 総務部長。

「総務部長（平井清三君）登壇」

○総務部長（平井清三君） ご質問のオ一につきまして、命により私からお答えさせていただきます。

新しく住居表示を実施するに当たりましては、市の広報車とかパンフレットを用いまして一般的に周知いたしますとともに、当該実施地区の各所帯に対しましては、現地調査とか住居表示板、関係への通告書、連絡用の無料はがきの配布、こういったものを用いまして、あらゆる機会を通じまして趣旨の徹底につとめておるような次才でございます。

また、住居表示が実施されました場合、市の部内におきましては、施行と同時に戸籍、住民登録の本籍、住所、こういうものを職権によって更正いたします。それによりまして、市が発行いたします公簿書類等につきましては、すべて新しい表示を使用のでございます。これにつきましては、適正に行なわれるように指導しております。

その他の行政部内におきましても、住居表示が実施されました場合、当然新しい表示を用いることになりましたが、したがって直ちに書きかえを要するのでございます。しかし、この住居表示を実施いたします期間といえますか期日が、いつも季節的にいろいろの事務がふくそういたしまして、非常に忙しい時期に当たります。このために、中には労力とか経費等を考慮いたしまして、ふだんの業務が平常の状態に移るまで、回復するのを待つて書きかえを行なうこういうような場合もございます。

したがって、過渡的にはやや統一を欠く、こういうようならみがないわけじゃございませんけれども、合理的な町界また町名を設定して皆さんに便利な生活をしていただく、こういうことが住居表示の趣旨でございますので、市といたしましては、各出張所また町内に、各課の窓口に住居の新旧の対照表とかまた対照図面等を準備いたしまして、遺憾のないよう配慮しているような次才でございます。

しかし、最近、市民の方から住居表示に関して市の職員の認識が十分でない、こういうようなご指摘も受けた例がございますので、過日も庁内広報を利用いたしましてこの問題を取り上げて、市の職員の注意を喚起した、こういう

ような状況でございます。

なお、ご質問の中で例としてあげられました例の窓口のことにつきましては、全く不行き届きでございます。今後十分留意いたしたいと思えます。

○議長（日比義平君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 命によりまして、ご質問の六番でございますが、みはと学園前の五百三十七坪に対しする活用の問題でございます。

先般、常任委員会のご視察でご指摘がありましたので、そこでもご説明いたしましたと思うんですが、重ねてひとつご答弁をさせていただきたいと思えます。

ご承知のように精薄施設は、児童福祉法による精薄施設と、それから精薄福祉法による援護施設等の二つがあるわけでございます。ご質問の趣旨では才二段階の自活の問題に入っておりますので、いわゆるあとの精薄の福祉法による援護法をとったほうが可能かと、こう思う次第でございます。

そういう観点からちよっとご答弁をさせていただきます。

いまのところでは十八才以上ということで、法的になっておりますが、承りますと六月一日から十五才以上に変更になってまいっておりますので、十五才以上に変更してまいっておりますれば、伊藤議員の才二段階の点に非常にふさわしいことになるんじゃないかと、こういうふうに考えております。

ところが、この運営につきましては、非常に、ご承知のように心理学的、あるいは精神衛生学的と申しますか、非常に情熱のある指導者を持たないとなかなか運営がうまくいかないというのが通例でございます。そういう面から

考えました場合に、いわゆる設置主体と運営主体に分けて考えた場合に、運営主体を何と申しましても県の段階ぐらにおし上げていく必要があらせんかというふうに担当者としては考えておる次第でございます。

そこで、五百三十七坪でございますが、そういう観点に立ちましてご指摘の趣旨をよく承知をいたしまして、この運営の面あるいはそういう観点からうまく運べるように県と十分打ち合わせいたしまして、ご趣旨の線に沿っていきたい、こう思っております。

簡単でございますが、ご答弁いたします。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 学区制について、この問題についてお答えいたします。この通学学区制、どういう経過でどうなつたかと、この問題でございます。お尋ねの問題、しぼっていただきましたので、その点に限定してお答えいたします。

この問題につきましては、昨年九月の議会で教育委員会として一定のスケジュールを立ててこの作業を前進するところということでございましたので、教育委員会のほうでは、十月からスケジュールを組みまして、各該当の地区の自治会長さんのお宅を歴訪いたしまして、いろいろ話し合いをし、ご了解を得たわけでございます。

スケジュールによりまして、簡単に申し上げますと、昭和四十一年十月十四日には前波町の自治会長さんのお宅へ教育長以下出向いてお話をいたしております。十月二十八日には陶栄町、滝川町、本郷町の各自治会長さんのお宅へ参上いたしました。この学区問題についてお願いいたしてきております。十一月二日には滝川町、陶栄町の自治会長さんのお宅へおじやまいたしまして、なお、霞ヶ浦等の現場も視察いたしておるといふ状況でございます。

続いて、十一月四日には八幡町、栄町、諏訪栄町の自治会長さんのお宅を訪問いたしました。十一月九日には栄町の自治会長さんのお宅、陶栄町の自治会長さんのお宅へそれぞれお願いやお話でうかがいました。十一月十五日には栄町の自治会長さんのお宅へまいっております。

それから、十一月二十五日には栄町の自治会長さんのお宅、十二月二十六日は諏訪町、浜町の一区、三区の各自治会長さんのお宅を訪問いたしました。それぞれ話し合いをいたしております。

それから、この学区制が発表されましたのちにおきましてもった話し合いの回数といたしましては、四十二年、本年一月でございます。一月二十五日に浜町の一区、三区、橋北、海蔵の出張所、この方面に向いて懇談いたしましたのでございます。

まず二月三日に、教育委員長、教育長、課長、課長補佐この連中で中部東小学校の学区制のことについて、自治会長の方々、PTAの方々と話し合いをしております。二月四日には滝川町の自治会長さんのお宅でお話し合いをいたしております。二月九日には教育委員会全員と自治会、PTAの方と、中部地区の問題について話し合いをいたしております。

二月十日には陶栄町、二月十一日には諏訪町、浜町の父兄と懐雪寮へ教育委員会委員一同が出、懇談をいたしております。二月十五日には浜町の中学校の新学期の父兄と懇談をいたしております。これは、商工会議所をいたしております。二月十八日は栄町中学校の父兄と懇談をいたしております。

こういうような状況で、いろいろご心配をおかけいたしましたけれども、不手ぎわはございましたけれども、こういう経過で話し合いをいたしておると、こういうことでございます。

次に、ロの水沢、小山田の中学の、これは統合の問題でございますけれども、ご指摘のように水沢、小山田だけでなしに高花平というようなことも考えに入れて、教育委員会といたしましては、そのことについて考えてはおりますけれども、ご承知のように水沢も小山田も各それぞれの地区の実情もござりまするし、また地区の要望もござりまするし、設置の場所であるとか、あるいはこの地区におきまして、社会増ではなしに社会減というようなことでございますので、その時期であるとか設置の場所というふうなことが、相当地区の皆さんのご意見もあるかと考えますのでそういうことも勘案をして、市議会にこの問題を具体的に考えて結論を出したいと、こういうふうに考えております。次の保々、朝明のこの統合の問題もほぼ同様の問題でありまして、これが朝明の団地であるとか八千代台の団地、こういう団地がどんどん動き出してまいりますと、昭和四十五年以降になると思いますが、相当その問題が具体的になってまいらると思えます。そういう予想もされますので、この問題についても、教育委員会といたしましては、その見通しの上に立って考えていきたいと、かように考えております。

ニの日永小学校の問題でございますが、ご指摘のようにマンモス学校になりつつあるようであります。これはどうしても分離を考えなければならぬかと考えます。四郷の学校あるいは常磐の学校あるいは内部の学校、それに関連して河原田ということも考えれば、そういうふうなことも考えていかなければならぬ、これはむずかしい問題だと考えます。

学区の変更の問題はもちろん出てまいりますし、ことに子供の安全ということを考えてまいりますと、ご指摘のように二十三号線であるとか一母線であるとか、あるいは名四の道路に入ってくるというふうなことを考えますとその道路の完成は、今後なおいろいろの方面で新しく出てまいります問題もござりまするので、そういうことも考えて、総合的にこの問題は解決し、実現していかなければならぬのじやないかと考えております。現在のところ教育委員会だけでこの問題を独断的に処理するということは、どうも好ましくないんじゃないかというふうなことを考えております。

すので、地区の皆さんであるとか、その他場合によれば議会の皆さん方のお知恵も拝借して、理想的な、安全な、しかも納得のいくひとつ解決をいたしたいと、かように考えております。

なお、その点につきましては、予算の問題もからみますので、市のほうともよく連絡をして考えてまいりたいと、かように考えます。

次に、プールの問題でございますが、先ほど市長からご答弁がございましたように、教育委員会といたしましては議会の皆さんなり市のご協力を得まして、原則としてこれまで中学校にプールを一つずつ設置する、こういう方針で進んでまいったわけでございまして、中学が十五ございまして、現在まで十二できております。そのうち一つは、保保が本年度入っておりますから、残りますのは大池と塩浜と笹川と、こういうふうなことになるかと思うのでございまして、市の方面におきまして、この問題についてたいへん前向きな姿勢で考えていただいておりますので、さしあたりこの残った三つを可及的すみやかに実現をしていきたいと、かように考えております。

港中学の問題につきましては、先ほど市長のご答弁にもございましたので、さような線でひとつご了承をいただきたい、かように考えております。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後六時三十分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後七時十分再開

伊藤議員。（「延長せぬと」「がんばれよ」と呼ぶ者あり）

「伊藤信一君登壇」

○伊藤信一君 ご答弁いただきました点につきまして、私の考え方を申し上げます。

住居表示の問題につきましては、よくご趣旨もわかりましたが、窓口における係には、住居表示の表をわたしておきまして、どなたからそういう問題が生まれても説明のできる、あるいは処理のできるようにお考えをいただきたいと存じます。

才二点の道普請の問題は、市長が協力してほしい、市道であるから協力してほしい、こういうふうには申されませんが、ただ、この道普請、川さらえの問題は、協力するとかしないとかいうような問題でなくて、強制的に労力奉仕をしなきゃならないというような状態においては、あるいはそれをやらないために出不足を出すとか、そういったところに私は問題があり、封建的な考え方がひそんでおるんじゃないかと思えます。

市長の言う道路を愛するために協力せよと、これはよくわかる。しかし、新しい感覚での協力ならば、大いにやらしてよろしいけれども、こういった考え方に對しては、これを破る方法として自治会なり、あるいは農家組合に補助をして、一応この問題を解消してはどうかと、こういうことでございます。ひとつお考えをいただきたいとおっしゃいます。才四番目のごみの焼却場の問題につきましては、今度は北部に設置するからひとつ協力してほしいとおっしゃいます。すが、つくられるならば最も近代的な煙の出ないっぱなものをひとつ計画していただいて、そうして喜んでいただけるような施設をつくっていただきたいと存じます。

才五番目の勤労青少年ホームにつきましては、遮断緑地帯の近いところとおっしゃいましたけれども、できるだけ近いところにつくっていただきまして、この遮断緑地帯の運動施設が十分に活用できるようなことも、お考えいただきたいと存じます。どうぞひとつ、勤労青年のために格別のご配慮をわづらわしいと存じます。

才六番目のみはと学園の前の授産場の問題でございますけれども、年齢がどうの何がどうのという問題でなくて、父兄の考えておりますことは、手に職をもって、手に職をもってもおかつ自活の道を知らない者のために授産場という施設をほしいというこの心を十分にご理解いただきまして、格別のご配慮をいただき、一日も早く父兄の喜ぶような施設をやっていただきたいと存じます。

プールの問題につきましては、霞ヶ浦にプールのみならず、ばな水族館までつくるといようなご構想も伺いましたので、さらにまたよいお考えをいただきまして、一そうりばなものをつくり上げていただきたいと存じます。

次に、学区制の問題でございますが、委員長のご説明によりますと、相当、日数をかけてこの問題の処理に当たられたようでございますが、ただ問題はかわりますけれども、この問題がうまく処理できなかったためかどうかかわりませんけれども、信頼して港中学校長から学校教育課長に引き上げた岩田課長が一年間でその職を去ったということにつきましては、はなはだいろいろの点につきまして問題が残っておるようでございますが、なお、その陰にはこの問題の処理できなかった責任でも負わされたという印象を強く与えておるようでございますが、私は、この学校教育課の機構そのものにひとつ問題があるんじゃないかと、私は考えております。

と申しますのは、学校教育課は、一月から三月にかけては、ご存じのように人事異動で一ぱいあります。しかも、この人事異動は、学校の教育能率を上げるために、その職員組織というものは、きわめて重要な性格を持っております。ところが、これを処理するのは、学校教育長であり課長補佐でございます。しかも、学区制の問題を取り扱える人は、課長及び課長補佐しかございません。また、この問題を取り扱うのは課長及び課長補佐しかございません。二人で重要な人事行政をやり、それに加えて学区制の問題処理、これは非常に困難な仕事でございます。こういったことから、いろいろの仕事がうまくできない。今年の人事異動におきましても、学校間では相当の不平も

出ております。また、学区制の問題についても相当、不平が出ておる。どちらもあぶちとらずの形で課長は去ったのでありますが、学校教育課は、私の考えでは、これは人事とそれから指導と、この二つを中核にしたところの組織にして、そうして、そういったような学区制の問題とか雑用の問題は、他の課あるいは課を新設して処理すべきものであるかと考えております。

これは、私の要望でございますので、ひとつご検討をいただきたいと存じます。

それから、水沢、保々、この問題につきましても、ご承知のように水沢はほとんど五学級で中学校が編成されておりますが、はたしてこれが子供のためになるかどうかという事は、すでに教育委員会でご承知でございます。また、保々の中学校におきましても六学級の学校編成でございまして、はたしてこれで効率が上がるかどうか、こういった点からでも検討しなければならぬ問題でございますので、この問題につきまして、早急にご検討いただいて、そうして結論を早く出して、そして、この子供たちがりっぱな教育を受けるようにご配慮を仰ぎたいと存じます。

以上、ご答弁に対しまして、私見を加えてこの質問を終わります。

○議長（日比義平君） 加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 公友会代表質問に対して、市長はじめ理事者各位におかれましては、親切丁寧にご説明ありましたがあらゆる機会に予算に姿をあらわしていただくことを強く要望を申し上げます。

ただ一点、納得いかない点がございまして、再度、代表質問をさせていただきますと存じますので、ご存じます。ご承知のとおり中学校に体育館のない学校が何校あるか。その中で、午前よりいろいろと各代表者のご質問の中にもありましたとおり、公害によりまして児童の健康保持にも強く要望をなされた会派の代表者の質問もあつたわけで

でございます。

かような意味から考えまして、現在の港中学校は塩浜につぐ公害の学校でございます。ここに進学する生徒は、三浜小学校と納屋小学校、浜田小学校の三校でできておる中学校でございます。かような公害のさ中にある中学校に、児童の健康を保持するための体育館が今日までできない理由、私はわからぬことでもございません。しかし、前市長当時に三滝中学校をやったあとに港中学校をやるうじやないかと、こういうお話も地区の者は承っておるわけでございます。

また、新しい九鬼市長になられても、昨年は二回、三回にわたり地元、PTA、父兄その他地区自治会の皆さん方に、われわれ地元議員が列席をさせていただきました。そのときに九鬼市長が、来年あたり考えようというおことばをお漏らしになったことも記憶しております。

しかし、教育課は、そういうことを、市長のあたたかい心のうちも察してか察してないかわかりませんが、教育十カ年を五カ年計画というものをお立てになってき来年にはその実を上げていただくようなおことばをちようだいしておるのが、地元父兄の、また地元の自治会、全校の生徒がそれを大きく信用し、期待をしておるのでございます。かような意味から、本日、市長のご答弁の中に、昭和四十四年という構想が打ち出されたことは、私、意外である

とともに、多くの父兄はうに及ばず、生徒の気持ちに大きく傷をつけることになりはしないか、このことに対して再度、教育長の答弁と市長の意のあるところを、ご説明を願いたいと存ずるものでございます。

よろしくお願いいたします。（「大丈夫か」「しばいはだめや」「年寄りの冷や水、言わぬほうがいい」と呼ぶ者あり）

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 港中学が塩浜につぐ公害の地区であって、したがってそういう意味でも、生徒の鍛練という意味で体育館が要望されているというようなこと。

それからまた、中学校におきまして、体育館のない学校の一つに数えられているというようなことで、体育館についての要望のあったことは確かでございます。

ただ、しばしばこの議会でも申し上げましたように、五カ年計画をつくる基準といたしまして、事務当局で考えておりましたことは、社会増ということで、生徒が学習するに入れものがないというところは、どうしてもこれは優先しなければならぬということが一つでございます。

さらに、才二点といたしまして、生徒が入っております危険を感じるような、そういうような耐久度の調査においてきわめて点数の低いところを優先するというようなことでございます。

それから、才三点といたしまして、きわめて校舎その他が不備であったり、あるいはプールとかそういうもののような格差の是正というような三つの観点から総合的に判断をして、新しい五カ年計画をつくったわけです。

そういう点で、港中学そのものが、いわゆる格差としてそういう点から申しますとというと、よその学校より恵まれているんじゃないか、そういうようなことでございます。したがって、私どもの学校を新五カ年計画の中においてつくっていく順序といたしまして、そういうような社会増とか、あるいは危険校舎とか、あるいは格差の是正とかそういうような総合的な判断において、このような順序になったものと、かように考えております。

ご了承をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの加藤議員のご質問にお答えいたします。

私は、四十四年度にできる計画になっておるということを申し上げましたが、港中学校は、校舎もりっぱでござい
ますし、夏の体育館とも称すべきプールがございしますので、まあ教育委員会のほうともそういうような点で話し合っ
ているわけでございますが、今後とも全体の計画とにらみ合わせまして、できればもう少し早く完成できるように
努力いたしたいと思っております。（笑声）

○議長（日比義平君） 加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 教育長また市長からご説明があったことは、私も予期しておったのでございます。

しかし、私は、言わんとするところは、やはりそういう五カ年計画を実施されるにおいても、また、市長の日ごろ
面接されてじょうずなことばっかりおっしゃることが、大きな災いのもとになると。もう少し市政全般に対しては信
念を持って、いかなる圧力でも自分が正しいと思うことははっきりおっしゃるのが、私はいいかと思う。

それを教育長は、私たちが昨年は、二回、三回まいりましたときは、さ来年にはぜひとも考えてみたい。市長は、
ことばを間違えられて、来年ということばをお使いになったが、われわれは教育方針には非常にご配慮になっておる
ので、四十三年にはぜひひとしていただけるものなりと思ひ、再三再四その年次をお願いをして、引き下がっておる
わけでございます。

それに本日、四十四年ということになりますと、地元はいうに及ばず、私たちも市長同様うそに当たりはせぬかと
思います。そうなりますと、痛々しい生徒諸君にも大きく傷つけることになります。ただ笑いごとでは、これは私は

すまされないと思ひます。

そういうような日ごろの圧力か政治圧力か、また町の圧力に屈して、言われた年次にはおやりになる気持ちで回答
えになったと思ひます。その点に対して地元民が、あすあたりでも市長を取り囲んで、そのことばのけつをとるじや
ないけれども、いろいろと抗議申されることはあり得ると私は信じてますが、私は、今回、学区制によりまして中部中
学のほうに追われましたので、非常にこの席で、地域のことではございませぬ、教育全体の立場からその点を強く指
摘を申し上げて、今後そういうなまはんじやくなお答えのならぬように、これを強く私は要望申し上げます、あす、あ
さってにかかる皆さん方の気持ちをごへあらわれるかということをご予告をいたして、この質問を終わりたいと思ひ
ます。（笑声）

○議長（日比義平君） 本日はこの程度にとどめ、残りの方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後七時二十九分散会

昭和四十二年六月十六日

四日市市議会定例会会議録（才三号）

四日市市議会

昭和四十二年六月十六日（金曜日）
四日市市議会議録 才三号

米田好兼速記

昭和四十二年六月十六日（金曜日）

○議事日程 才三号

昭和四十二年六月十六日（金）午前十時開議

才一 一般質問

才二 議案才五二号 四日市市役所出張所設置条例等の一部改正に
ついて……………質疑、討論、議決

才三 議案才五三号 四日市市税条例の一部改正について……………〃 〃、〃

才四 議案才五四号 四日市市水洗便所改造助成条例の一部改正に
ついて……………〃、〃、〃

才五 議案才五五号 土地の取得について……………〃、〃、〃

才六 議案才五六号 市道路線認定について……………〃、〃、〃

才七 議案才五七号 市道路線廃止について……………〃、〃、〃

才八 議案才五八号 市道路線の一部廃止について……………〃、〃、〃

才九 議案才五九号 昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給

する期末手当等の特例に関する条例の制定に

ついて……………議案説明：質疑、討論、議決

才一〇 議案才六〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………//、//、//

才一一 議案才六一号 人権擁護委員の推薦について……………//、//、//

才一二 委員会報告才四号 請願書審査結果報告……………//、//、//

才一三 委員会報告才五号 陳情書審査結果報告……………採否決定

才一四 委員会報告才六号 陳情書審査結果報告……………//

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

才二 議案才五二号 四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について

才三 議案才五三号 四日市市税条例の一部改正について

才四 議案才五四号 四日市市水洗便所改造助成条例の一部改正について

才五 議案才五五号 土地の取得について

才六 議案才五六号 市道路線認定について

才七 議案才五七号 市道路線廃止について

才八 議案才五八号 市道路線の一部廃止について

才九 議案才五九号 昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給する期末手当等の特例に関する条例の制定につ

いて

才一〇 議案才六〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

才一一 議案才六一号 人権擁護委員の推薦について

才一二 委員会報告才四号 請願書審査結果報告

才一三 委員会報告才五号 陳情書審査結果報告

才一四 委員会報告才六号 陳情書審査結果報告

○出席議員(四十三名)

味岡一郎君	荒木治郎君	伊藤金一君	伊藤泰一君	伊藤太郎君	伊藤信一君	岩田久雄君	大島武雄君	大谷喜正君	笠田七衛君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○欠席議員(一名)

天	吉	山	山	山	矢	安	六	宮	松	増	前	藤	日	日	早
春	垣	本	中	口	田	垣	平	田	島	山	川	井	比	冲	川
文	照		忠	信	繁		豊		良	英	辰	泰	義	武	正
雄	男	勝	一	生	郎	勇	司	勇	一	一	男	郎	平	男	夫
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

服	長	野	生	豊	坪	辻	谷	高	志	坂	後	小	小	訓	喜	川	加
部	谷	崎	川	田	井		口	橋	積	上	藤	林	林	霸	野	村	藤
昌	鐸	貞	平		妙	誠	専	力	政	長	藤	喜	哲	也			定
弘	元	芳	蔵	稔	子	二	九	三	一	郎	郎	夫	夫	男	等	潔	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議案説明のため出席した者

市	助	助	市長公室	収入	総務部	税務部	産業部	厚生部	衛生部	土木部	建設部	副収入	教育委員	教育		
長	役	役	長	役	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
九	岩	庄	川	谷	平	伊	阿	小	中	三	園	木	杉	栗	林	
鬼	野	司	崎	沢	井	藤	南	西	山	輪	浦	喜	酉	武	栗	
喜	見	良	祐	文	清	涼	輝	忠	英	喜	和	代	太	男	栗	
久	齊	一	男	男	三	一	彦	臣	郎	代	己	次	郎	男	栗	
男	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	栗

○市議会事務局

市	病	水道	消
立	院	事業	防
日	事	管理者	長
市	務	者	竹
長	長	城	内
天	野	井	鉄
正	正	義	雄
春	春	夫	君
君	君	君	君

市	次	議	主	主	主
務	事	事	事	事	事
局	係	係	係	係	係
長	長	長	長	長	長
菊	岩	小	坂	佐	板
地	谷	坂	井	藤	崎
英	剛	靖	衛	正	大
也	剛	靖	衛	正	大
君	君	君	君	君	君

午前十時六分開議

○議長(日比義平君)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

日程才一 一般質問

○議長（日比義平君） それでは、日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 革新クラブを代表いたしましたして、通告をした件について質問をいたしますが、昨日の自由クラブの質疑等ですでに明らかにされた点もありますので、できるだけ簡略に要点を申し述べたいと思います。

まず才一に、市長は三月、あるいは六月の議会におきまして繰り返し言っておられるところの調和の取れた近代都市の建設というのは、一体どのような姿を考えておられるのか、あるいはまたこれを達成するにはどのような具体的な方策を持って臨まれるのか、それをお示しを願いたいと思います。

近代科学の粋を集めた大工場が林立をして、その結果、税金が多く入ってはじめて住民の福祉がはかられる、というように受け取られるのですが、工場がきて税金が入ればいいと、これは多くの解釈の間違いであればけっこうですが、もう少しその辺のところ筋道があるのではないかと思われしますので、お伺いをしたわけでございます。

とかく政治家は、現実性のないビジョンや、あるいはプランを無責任に発表していく傾向にありますけれども、これは極力慎んでもらいたいものです。ごく最近でも、私も都市再開発プランとか、あるいは公災害対策のマスタープランが発表されたことを記憶しております。その中で、前者のほうはともかくいたしまして、公災害に対す

るマスタープランというのは、これは昨年発表され、また現在でも市民が非常に大きな関心を寄せている事実であります。

これには、その道の権威者が貴重な時間を多く費やし、また多くの経費をかけてつくり上げた構想です。一刻も早く当面の問題の解決をはかり、市民生活の安定と産業の発展という調和の取れた四日市にしなければならぬということとは、いうまでもありませんが、構想というものはあくまでも構想であって、実行計画とは異なるものであると考えております。

ところが、市長の説明では、実施可能なものから逐次着手すると言っておられますが、これは一体全面実施を前提としておられるのか、あるいはやりやすいところだけを手をつけて、あとは自然に消滅するのを待つという考えでおられるのか。つまり虫が食うように、いいところだけを食ってあとはおくというのか、ちょっとその辺のところかわかりません。

昨年度の議会においても、住民の意思をどう反映させるのか、あるいはいつやるのかというふうな切実な質問が、この議会においても行なわれたと思っております。市としては、どのような実行計画を立てて、またどのような機軸をつくってこれを推進されるのか、お尋ねをいたしたい。これは、単に現在いろいろと行なわれております平常業務に對しまして、非常に大きな一つの問題ではないかと思われまますから、当然、現在の機構の中にあてはめて適当にやるといふような考え方は、とても進められるものではないかと思っております。

次に、交通安全対策とか、あるいは未利用地の活用等の問題がありますけれども、昨日すでに明らかにされましたように、四十一年度の収支だとか、あるいは四十二年度以降に対する税収入の明るい見通し、あるいは予算外義務負担の返済分が軽減をされていくという、全般的に見まして市政に余裕のある予算の状態となってきたというふうなみ

てよいんではないかと思えます。だからといって、これをいいかげんにするというのはなくして、当面しておる諸問題に対してこれらの予算を重点的に投入をして、そして積極的に問題の解決をはかっていく意思があるかどうかお伺いいたします。

われわれは、予算審議のつど市当局からは口ぐせのように予算の見通しは暗い、暗いといういい方は語弊があるかもしれませんが、たいへん窮屈であるということをお聞きされてまいりました。また、そのような考え方から四十年であるいは四十一年度の予算をわれわれは認めてきたはずですが、それが、結果的にはたいへんけっこうなことですが、非常に多くの余裕を残したと。これは、四十年に比べまして、四十一年度は一億五千万円を越えるような繰り越しが出ておると思えます。

ところがですね、その反対に義務教育等につきましては昨日も出ておりましたが、いつも指摘をされておりますように、非常に窮屈な予算を組み、その結果、市民には税外負担を増加させる結果となり、あるいはそれが高じて寄付の競争のようなことが起こって学校差が出ておるといふことは、これは事実です。

過日また問題になりました中央地区の学区の変更問題につきましても、いろいろと原因はありますが、その一つの大きな要因としてせっかく寄付をしたのに、しかも何回もさせられたのに、一べんの通知もなく他の学校に変えられるということは理解できないというふうな、そのような大きな弊害も生じておるわけです。

一方において予算の引き締めを行なって、結果的に多くの繰り越し金を出し、一方においてはいま言ったような市民に税外負担をしているということは、非常に矛盾したことであるだけではなくして、市民の貴重な税金を十二分に使っていないという大きな責任もあるのではないかと思われまます。

なお、この中で取り上げております交通安全対策というのは、もう少し具体的に申し上げますというところ、激化する

交通事情に対処するために、予算の増加をはかるということも一つの方法です。いままでこの議会におきまして、交通安全都市宣言をし、その結果、五百万円の予算を計上してきてもうすでに数年になります。ところが、その間交通事情というのは、よくなるよりもむしろ不幸にして激化しておるわけです。したがって、その現状に対処するということは、もっと内容的によく検討をし、現状に合うような予算を組むとともに、さらに同時に警察等交通の関係の諸機関と協力体制をつくって、市民の指導や、あるいは相談をするような窓口を設けるということが一つの急務ではないかというふうに考えます。

これは、数年前から設置を見ました青少年課においてすでにそのような協力体制が成功しておるわけです。その辺のところ、いわゆる役所のセクショナルリズムがなくなり、もっと有機的に現状に合った対策を考えておられるかどうか、お伺いしたい。

それから、次に、選挙の問題でございますが、私たちはことしに入ってから数多くの選挙を経験してまいりました。ですが、この中で多くの反省と教訓を学び取ったはずですが、特に地方選挙においては、痛切に感ぜられることは、公報だとか立ち合い演説会がないために、有権者は正確に客観的に候補者を選ぶことができにくい状態にあるわけです。勢い身近かな者だとか、あるいは人情的な形で選んでしまう。そこに情実が生じたり、あるいは不正が行なわれて市民の大きな批判を受けるばかりではなくして、政治というものに対する非常に深い不信感を増大させる結果になるのではないかと思えます。

この際、思い切った熱のさめないうちに立ち合い演説会だとか、あるいは公報の発行等できる限り公営化ができるような条例をつくる意思がないかどうか、お伺いいたします。

最後に、人事管理の適正化の問題でございますが、最近聞きますというところ、中堅職員の登用テストとでもいいます

か、そういうものによって今後係長をつくっていくと、こういうふうなことを聞いておりますが、その内容は一体どういうものであるのか、お伺いをしたいと思います。
以上です。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） まず才一点の質問にございましたところの、調和の取れた近代工業都市とはどういうように考えておるか、という点につきましてお答えさせていただきます。と思います。

私は、調和の取れた近代工業都市というものは、夢のようなものではなくて、実現のできる、またそう実現しなければならぬものであるという前提のもとにお答えをいたしたいと思います。

やはり調和の取れた近代工業都市というのは、日本のいわゆる都市にはきわめて少ないのではないかと考えられる。才でございますが、何と申しましては、働く条件とその住む条件という、この二つのものが十分にかね備わっておるものでなければならぬものであると、まず最初に考えるものでございます。働く条件と住む条件が充実しなければならぬものであると。

そういう観点から、まず才一点といたしまして、産業の調和のある発展がされておることであると思っております。この産業の調和のある発展と申します中には、企業が公害あるいはその地域に対して自覚を持っておるかどうか、そしてまた自治体もそういう企業に対して積極的に指導すると申しますと僭越になりますが、積極的に関与していく姿勢を持たなければならぬものであると。

才二点としまして、この産業の調和のある発展の中の才二点といたしましては、住民の意識と企業との間にそののないように、親密な関係ができるように努力しなければならぬと。

才三点といたしましては、大企業と中小企業、いわゆる二次加工をする企業を含めまして大企業と中小企業が一体的発展にあることが望ましいと申しております。

この大休三点を中心といたしまして、産業の調和のある発展がされなければならない。

才二の点は、生活環境が整備されておることであります。それは道路網、下水道、上水道、公園、緑地というようなものを含めた生活環境というものが十分であるということが必要であると考えております。

才三番目は、教育文化的諸機関の整備充実されておることと申しております。これらの教育文化的諸機関とは何かと申しますと、大学、図書館、体育諸施設、大小の集会ホール、健全娯楽機関等を含めて私は考えておるわけでございます。

才四といたしましては、交通諸条件の充実である。主として電車、バスその他一般の道路が有機的に連絡されておる。この私は四つのもの、すなわち産業の調和のある発展、生活環境の整備、教育文化的諸機関の整備充実、交通諸条件の充実この四つのものが、私は満たされるならば調和の取れた近代工業都市ができるのではないかと考えますがこの以上の諸目的を、また諸条件を充実させ達成するためには、いわゆる財源的な裏づけが必要であると、この財源的な裏づけがなければ、これらの調和の取れた近代工業都市の発展というものがきわめてむずかしいのではないかと、夢のようなものになってしまうのではないかと申しております。

また、それと同時に目的にですね、どぶを直すとか、道路を直すとか、下水を直すというような目先の、いわゆる都市をよくするというような近視眼的都市像と同時にですね、長期的計画的観点に立ったところの近代的なビジョンを持った工業都市というものをやはり描かなければならない。同時に一都市のみならず、一県、あるいはたとえ

ば中部ブロック圏のごとき、ブロック圏を考えた中において広域的に使命を果たすところのやはり構想を持たなければならぬものであると考えておる次第でございます。

このような諸条件が充実されましたならば、四日市という都市はもつとほるかにりっぱな都市になるのではないかと考えますが、以上掲げましたところのいろいろの諸条件に対しまして、四日市市はどうかということをおわれれば反省し、この調和の取れた近代工業都市を目ざして皆さんともども進みたいものであると考えておる次第でございます。

したがって、オ二点に指摘されましたところのマスタープランの構想と申し上げますものも、こういうものを実現するべく青写真をさらに大きく描いたものではないかとわれわれは理解をしておるわけでございますが、やはりビジョンであるとか構想と申しますものは、非常に理想的な要素が強うございまして、現実の姿からはかけ離れたものでございますが、やはりこの現実の姿というものを少しでもこの理想的なものに近づけると、その近づけ方の方法論といたしまして、われわれはいろいろの困難にぶち当たっておるわけでございますが、まずできるものからやろうと。そして、長期的な観点からどうしてもその理想像に近づけるためには、やらなければならぬことはやはり断固としてこれをやる、できるものからやっていくということでは、やらなければならぬと思っておるわけでございます。

そうして、われわれが過去に手がけましたことといたしましては、平和町の移転等を手がけておるわけでございまして、この平和町の实体につきましては、ご承知のとおりでございます。三日ほど前も市の関係者が四人ばかり裁判所に証人として喚問されておるといような情勢であるということもご承知のとおりでございます。しかしながら、やはりこれもやらなければならないものであると。グリーンベルトの一環として、ぜひともこれはやらなければならないものであると考えておるわけでございます。

山やまのいりこ
移転

また、塩浜等につきましては、四十一年度には四百五十万円の調査費を使わさしていただいたわけでございますが、四十二年度には調査費用として八百万円の予算が決定をされておるといふ事実でございます。

また、雨池町等につきましても、ただいま懸命に移住民の説得、移転先の問題を取り上げておるわけでございますが、何分マスタープランというものを少しでも実現するためには、その該当するところの地域を考えると同時に、それではどこへ持って行くのかというような移転先と、住んでみえる方々の移転されていく希望、あるいは交通の諸条件、あるいは営業、商業等の諸条件等を考えなければ、やはりこれも不可能でございますので、このマスタープランと同時にこのような移転先の開発計画をあわせて考えなければならぬと考えておる次第でございます。

次に、積極的な予算を投入する心がまえはどうか、ということでございますが、昨日も財政の効率化という点につきまして、志積議員から代表的質問がございましたが、財政の効率化、積極的な予算の投入ということは、やはり財政の効率化ともつながることでございますが、やはりこの重点的施策的にこの予算の投入をいたしたいと考えておるわけでございます。

財政のこの繰り越しが多いと、そういうようなことはやはり景気の年間における推移と、浮き上がってくるものの不用のテンポとが財政が考えられる当時とのテンポが合わない、これは当然のことでございますが、景気の歩みと財政の組まれた当時の景気の情勢というものが予想されるものでもなく、また同一歩調で進むことができませんこととございまして、景気がおそらく浮揚するだろうという見込みのもとに膨張した予算を組むことができませんので、景気が異常に高くなって税収入がよくなるということが、昨日の岩野助役の説明にございましたとおりでございます。かならずしも歩調が同一にできない、その結果、税収入が予想以上によくなったという結果でございます。こういうような財政の剰余ということに対しましては、昨日もお答えいたしましたように、備蓄をするような考え方は

で進むと。そして、またさらにそれを重点的に使用すると、庁舎の建設ということをご皆さんの間からもご意見が出ておりますので、そういうことに備えて態勢を整えたいと考えておる次才でございます。

次に、交通安全対策でございますが、この交通安全対策につきましては、四十一年度に交通安全施設整備事業に関する緊急措置法に基づきまして、道路管理者、あるいはまた公安委員会が今後は必要な施設をすることになっておりますので、この緊急措置法に基づきましますところの調査資料の提出を現在いたしております。それが承認をされましたならば、たとえて申しますと歩道橋のようなものでございますが、その承認に基づきまして市といたしましてはさらに増額をいたしたいと考えておるわけでございます。

四日市市は、早くから交通安全都市宣言をいたしておる都市でございますが、この交通安全都市宣言の名に恥じない交通安全の情勢を整備いたしたいと念願しとるわけでございます。

この予算を申し上げますと、まことに申しわけないのでございますが、昭和三十八年度に五百万円の予算を計上いたしました。その使途といたしましては、施設に九一％、交通安全教育に対して九％を使用させていただいております。三十九年度は施設に八七％、教育に一三％、四十年度は施設に七四％、教育に二六％、四十一年度は施設に三八％、教育に六二％を使用させていただいております。これは、安全協議会等のご相談によりまして、やはり幼稚園、小学校等に交通安全のパンフレットを配って、交通安全教育をやはり徹底することがさらに重要なことであると。やはり幼児、あるいは小学校の生徒等の交通安全の教育の必要性と、さらに事故者が多いという観点からこういうことになったのでございますが、三十八年に比べますと、この使用のパーセンテージが入れかわっておるといふことでございますが、これらの点につきましても皆さんのご指導を得ましてさらに安全対策を進めたいものであると考えておるわけでございます。

次に、ご質問が選挙のことで公営化のための条例を制定する考えはないか、ということでございますが、この点につきましても、選挙管理委員会をあくからしていただいておりますところの総務部長からご説明をさせていただきますと思います。

次に、人事管理の問題でございますが、人事管理の適正化ということは、最もわれわれは重要なことではないかと考えておりますが、この適正化ということばに對しましては、やはり人事は公平に行なわなければならないものである。そうして、適材が使われなければならないものである。そうして、また能力に立って人事の異動、能力主義が採用されなければならないものであると考えておるわけでございます。

よく側近の人事であるとか、いろいろのことがいわれまして、われわれといたしましてもこのような公平に使うとか、そしてまた適材を採用すると、能力主義を採用するということにいたしましたけれども、現在のままの態勢ではやはりどうしてもわれわれの接しやすところの人々、そうしてまた目の届く範囲の人々にしか目の届かない点が多々ございますので、やはり側近的な人事ということは極力避けねばならないものであることは、当然のことでございます。われわれはそういうことをいたしておるとは考えておりませんが、やはりだから見ても公平である、適材が使われとるといふ考え方から、このたび資格試験をしてやりたいと考えるわけでございます。

資格試験をいたしますと、もう日常の市民サービスも忘れて勉強をやるとか、そういうことをするのではないかと いわれる面がございますが、そういうことは決してございませぬ。それならそれで、日常の考課において、あれは日常のサービスを怠っておるといふ面において考課がされるわけでございますので、そういう方はなんほ試験成績がよ くても、日常の市民サービスにおいて欠ける点があったということは、当然指摘されるわけでございますので、資格試験を行なうと申しましても、そういう一方的な考え方でこれをやるわけではございません。

やはり市民サービスをするにいたしましたも、そうしてまた県庁と交渉するにしましても、また国の機関と交渉するにいたしましたも、法の解釈において、また運用において、また事務折衝において見劣りのしないようなやはり人材を養成することが必要であろうかと思しますので、これらの資格を十分に備えるだけの条件を見るための資格試験をいたしたい。また、そのためには日常から研修をやりたいと考えるとるわけでございまして、一日平均六十人ぐらいの研修をさしていただきたい。そうして、各科目にわたりましたこれをして、人材の開発能力の開発をさしていただきたいと考えるとるわけでございまして、これを一方的に悪用するとか、資格試験だけでいくというわけではございませんことを念のために申し添えたいと思う次第でございまして。

なお、未利用地の活用のお話も若干ございましたが、未利用地ということにつきまして、まず思い当たりますことは、東洋紡のあと地の問題でございまして、これにつきましては、皆さんからも熱心なご指導とご指摘がございました。われわれといたしましても、この四日市市はただでさえ公園、あるいは運動施設がございませんので、このような約二万坪（約六・六ヘクタール）に匹敵するところの東洋紡のあと地であるとか、また五万坪（約一六・五ヘクタール）の天ヶ須賀にございまして、この遠洋漁業基地の県有地であるとか、あるいはまた富洲原の浜洲であるとか、南部の丘陵地の一部であるとか、あるいは関西工機の海山道のあと地であるとかそういうような若干の遊閑地につきましては、所有者の要望に応じていつでも返還するから子供の遊び場として開放していただきたいというような、私は申し入れをし、ことに東洋紡のあと地等につきましては、整地をしてソフトボールぐらいができるようなことになされたならば、たいへん市民の方々にも喜んでいただけないかと考えるわけでございまして。おいおいこういう調査をいたしまして、東洋紡と交渉さしていただきたいと考えるとる次第でございまして。

以上、ご質問に応じてお答えをさしていただきました次第でございまして。

○議長（日比義平君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 選挙関係につきまして、命により私からお答えいたします。

まず公営の立合演説会でございまして、現行法によりますと、衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事選挙につきましては、義務制でございまして、指定都市の議会議員、市町村長の選挙につきましては、いわゆる任意制でございまして、この場合、条例で定めることになっております。

才二点の、選挙公報の発行につきましては、才一点の立合演説会と同様でございまして、衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事選挙につきましては、義務制でございまして、これに対しまして都道府県、市町村議会の議員並びに市町村長選挙につきましては、任意制でございまして、条例の定めるところによって選挙公報を発行すると、こういうことになっております。

本件につきましては、一部のご要望もございまして、種々私どもも検討しておるのでございまして、現行法上一番の問題点は、選挙告示の日から選挙期日までの十日間の期間というこの時間的な制約でございまして、立合演説会の場合、選挙告示から立候補締切りまで四日間でございます。それと、立合演説会の開催単位の関係がございまして。また、選挙公報を発行いたします前、立ち会い演説と同様に立候補の四日間の期間と、それから選挙法に基づきます選挙公報の配布期限、これは選挙期日前二日ということになっておりますが、この規定との関係を現在の選挙事務の執行の実態とあわせて考えてみますと、このように限られた時間内に事務を行なうという悪い面の結果、たとえば事務的な過失による場合、またその影響、そういった業務上のものと、その業務の重要性、そういったことから考えあわせまして、積極的な結論になっておらぬのでございまして。

一方、本市と同格都市の状況を見てみますと、たとえば浜松にいたしましても、静岡、千葉、和歌山こういった各都市においてもまだ踏み切っていないというのが現状でございます。しかし、現在、公職選挙法の一部改正も考えられていくようにございますし、これらの推移を見守りながら、前向きな姿勢でこの問題を検討したい、このように考えております。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほどご質問の中で申し忘れました点がございまして、手入れさせていただきました。交通窓口を拡充するような心がまえはないのか、ということでございますが、この交通相談の窓口の設定につきましては、目下検討中でございます。ぜひとも私は事故相談の窓口を設けなければならない時代がきておるのではないかと考える次第でございます。

また、あわせてこの際申し上げたいと思いますが、かねてから大島議員等から熱心にご要望のございましたところの交通の事故共済制度につきましては、目下総務課の担当者が東京へまいりまして、鋭意このやり方等につきまして講習を受けたり、研究中でございます。自治省、厚生省、あるいは大蔵省等におきましても保険業法との関係等関連いたしましたして、いろいろ難点を示しておったわけでございますが、国の機関も非常に積極的な前向きな姿勢で対処いたしておるような姿でございます。全国市長会等でもその共済の制度につきましては、熱心に研究中でございます。実施の方向を打ち出しておるような次第でございますので、四日市におきましても積極的な姿勢で、ただいま鋭意検討中でございますことをご報告いたしておきます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 学区制の問題について、お答えいたします。

学区制につきましては、いろいろ問題を生じましてまことに申しわけないと考えております。いろいろ調査もし、反省もいたしておるわけでありますが、その中に前川議員ご指摘のような寄付の問題も、その原因の一つになっておるように考えております。十分教育委員会といたしましてもその点について反省もいたしておりますので、かねてその面については革新クラブのほうからご指摘もいただいておりますけれども、今回調査いたしましたところ、さような点にも原因があるように考えておりますので、この点について十分反省をいたしておるわけでございます。今後こういふことのないように、十分に気をつけてやっていきたいと思っております。ご了承いただきたいと思います。

○議長（日比義平君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 お答えの中には、私の質問に対して十分意のあるところを示していただいた点もございまして、肝心の問題でどうも納得のいかない点がありますので、三点ばかり質問したいと思っております。

非常に残念に思うのは、どうも市長とこういう場所でもやり取りをやっておるのが、何かこうちょっと次元が違うような気がしてしょうがないんです。できることなら対話的な形でもっと詰めてみたいわけですが、できるだけそういう考え方でやってみたいと思っております。

一番最初の、調和の取れた近代工業都市、市長はこの問題で実現性のあるものをとという言い方をしておりましたがどうも市長の説明ではむしろそうじゃなくして、非常に高度な、先の速いですね、ビジョンを言っておられるように思うんです。私の聞いておりますのは、もちろんそういうりっぱな考え方はけっこうだと思っておりますが、ところが現実

の今日の姿、これは昨日も一日かかって各会派から持ち出された切実な公害対策の問題、これは好むと好まざるによらず、あるいはどのような意見があるかと事實は事実であるわけです。この事実をどう解決していくのか、そのことが市長のいわれておられる問題と同時に並行して行なわれなければ、むしろ並行というよりも、むしろ現在の時点ではそれがまず行なわれなければ、いくらりっぱなビジョンを持たれても、これは空論に終わるのではないかと、うふうに考えるわけです。

一口でいうならばですね、いまの四日市は非常に大型産業が急激に発展をして、それに並行して発展できなかったのが市民生活につながったところの諸問題ではないかと思われます。したがって、調和が取れてないというのが現在の四日市の状態ですから、どうしても重点を市民の生活に向けなければならぬ、これがなければ、いくら市長が言ってみても、さっきのりっぱなことを言われてもですね、これは空論に終わるんじゃないかと思うんです。一体、その辺のところをどういうふうに考えておられるのか、私は市長のお答えではますますわからなくなってくるわけです。きのうの公害の問題にしましても、あのような不幸な事態が市民の中に起こっておると、これは現実の問題です。それに対してですね、いろんな異論はあると思います。思いますが、この事実というものに対しては、と率直にですね、目を向けて真摯な態度でやっていくと。理論的や科学的にたしかに割り切れない問題たくさんあります。私もそういうふうに思いますが、しかし、この事実に対してですね、それじや科学的に理論的に割り切れないんだから、それはできないんだというふうな答えにはならないはずなんです。それが市民生活を守る理事者の責任であり、われわれ議会の責任だというふうに考えますが、その点をもう一度一言でけこうですから、お答えいただきたいと思いません。

なお、同時にそのような考え方から、つくられなければならないマスタープランに対する実行計画、八百億もかかるような大きな問題ですし、また、これは現行法規の中で専門家が打ち出したところのプランだと思っんです。ところが、公害という、あるいは公災害というこのような事態は、現行法規で律しられないところの問題がたくさんあるわけです。したがって、公害基本法がつくられようとしておりますし、いろいろと解決のむずかしい諸問題が出ておるわけです。

したがって、そういう大きな新しい問題に対して対処するには、やはり現行法律の改正をしていくとか、あるいはつけ加えていくとか、こういうふうな前向きな姿勢がなければ、解決はできないんじゃないでしょうか。早い話が塩浜地区においては、都市改造をやらなければならぬと、したがって、その何人かの方々はどっかに移転をさせられる、あるいはしなければならぬ破目に落ち入ります。ところが、一方においてですね、泊山に四千五百戸の住宅建設をしようとしておる。現行法規からいってたらですね、この問題どう結びつけるんですか。全然結びつかれないんです。その反面、泊山については非常に問題がありまして、入居者といいますが、希望者が少ないことを聞いております。

これなんかは、住宅公団法というふうなものの一部改正を行ない、それから都市計画法等の改正等によって結びつけながら、片一方においてはですね、疎開をしなけりやならぬ、片一方においてはたくさん人を入れなきやならぬとこれが同じ四日市の中で全然別々の形で行なわれておるといのは、全くこれは悲劇というよりも喜劇といわなきやならぬと思うんです。

こういう問題たくさんあるわけですよ。そういうことに対して、もっと意欲的に四日市市自身が開拓していくという形で取り組まなければならぬと思うし、また、八百億の金を使っていくのには、当然ですね、何年計画かの具体的な線が出てこなけりやならない。ところが、いまの市長のお答えでは、それは出ておらない。平和町の問題だとか

いうふうなことが一つの例として出されたが、平和町の次に一体何をやるのかと、あるいは五カ年後になつたらどうなるのかと、これは出されてないと思います。ここで出なければですね、この次の議会でもけっこうですから、当然これは実行計画というものをまじめに組んでいただいて、発表をしていただきたいと思ひます。

それから、次に、選挙の公営化の条例問題でございしますが、最後に前向きな姿勢で、ということがあつたので、一応了解できるわけですが、事務的に非常にむずかしい問題があるから、やれないとかやりたくないとか、あるいはへたなことをやるという手落ちをつくつて問題になると、このようですね、消極的な形は排除してもらつて、この精神を生かしていくという方向で努力をお願いしたいと思います。その点で、市長の気持ちを聞かしていただきたいと思ひます。

それから、人事管理の問題で、非常に合理的な形でやるんだと、こういうお話でございしますが、点取り虫をつくらないようになければならないことについては、市長も言っておられたから、これは了解できるわけですが、一体ですね、そういうことをだれがやるのかということが一つ大きな問題があると思ひます。試験をやるのもいいけれども、試験をやられる側よりも、むしろやる側に問題があるのではないかと思ひます。

市の職員の出身のほくが、こんなことを言うのはおかしいのですが、部長や課長にこれをやるだけの資格のある者が一休何人おられますか。どうもその辺のところから、しっかりと踏まえてかからなきやならぬじやないかと思ひますいやなことを言ひますけれどもですね、実際には何か歯みぎのチューブの押し出しのような形で職制がきめられておつたとすれば、これは非常に大きな問題があると思ひます。下のほうばかりいじめるような形で、そのことです、ね、いわゆる向上していくという目的だと思ひますけれども、むしろ萎縮するようなことになつてしまつと。角をためて牛を殺すようなことになつては、まずいわけです。その点で、一段と努力をお願いしたいわけです。

なお、そのほかですね、非常に職員の配置について十分にか考へるといふお話ですけれども、いつも気になることですが、出張所のあり方がひとつございします。

過日、総務衛生委員会で市長の手足であり触角であると私も考へております出張所の所長に集まつていただきまして、直接市民と接触して、そこで出ている問題、悩み、あるいは考へ方等につきまして、いろいろと意見を伺つたわけですが、みんなそれぞれ一生懸命にものを考へ、まじめに取り組もうとしておられるわけですが、ところがですね、市長就任早々だったからあるいは間違ひもあったのかもしれないけれども、出張所は全廃してしまつたんだと、こういうふうな考へ方が打ち出され、これが地域にいろいろと大きな問題を内蔵してあります。

そうであるからかどうかわかりませんが、出張所長に一体どういふ権限を与えておられるのかということについて、私もその会合、あるいは出張所長の意見等から判断して、非常にわかりにくいわけです。りっぱな二等級の所長の個々の能力なり、個々の考へ方にまかされておる、あるいは地域の習慣にまかされておると、こんなことでですね市長がいつておられるところの試験制度を採用して、職員の機能を十分に發揮し、市民のサービス機関としての役目を果たせるということができるとかどうだか、たいへん矛盾した問題があるのではないかと思ひます。せっかく二等級の職員を配置しておられるのなら、もっと権限を具体的に与えて、そして十二分に市長の手足となつて動けるように配慮すべきではないかと。これは、おそらく地域の住民の方々もそれを望んでおられると思ひます。その点につきまして、再度お答えをいただきたいと思ひます。以上。

○議長(日比義平君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) お答えさせていただきます。

近代工業都市の考え方を説明させていただきましたが、それは現実とあまりにかけ離れているのではないかと、事実の解明のしかた、究明のしかたに次元の相違があるのではないかとのご指摘でございますが、それでは事実とは何かと、私はまずこの事実につきましまして若干申し述べたいと思います。

事実とは、ご指摘のところでは公害患者をこのままほっておいてよいのかということであろうかと、私は推測をさせていただいておるわけでございますが、このぜんそく患者と申しますものが、私が今日の段階において、このような重大な問題の起こっておるときに、こういうことをこの席で申し上げてよいのかどうかということにつきましては私自身も若干の疑念をなきを得ませんし、また、なくなった方に対する弔意の意味から申し上げますも、ここでこういうことを申し上げることがはたして適切であるかどうかについては、私自身も疑問を持っておるところでございますけれども、いわゆる法的にこれは当然こうだと認定せられるような病氣、たとえば水俣病であるとか、あるいはまた新潟県の阿賀野川流域におけるような、ああいうはっきりとした原因があつてこの患者が認定せられておる、というような事実でも、まだ水俣病は原因が不明であると。また、阿賀野川でも農薬であるか、あるいは工業廃水によるものであるかというが、いまだに争われておると。学界においても二説があるという事実を考えましても、きわめてむずかしい問題でございます。

ことに、四日市のぜんそくという病氣は、一般的な病氣でございまして、どこの都市にもぜんそくというものはございます。ことに、海岸部であるとか東南風の当たるところだとか、そういうところは多いという事実が出ておるわけでございます。

それにもかかわらず、この公害患者としてほっておくことができない、ぜんそく患者としてほっておくことができないと、これはやはり石油によって触発されるものだという考え方から、これが認定せられておるわけでございます。この認定されておるところの妥当性というものにつきましては、これが客観性があるものであるかどうか、普遍性があるものかどうか等につきましては、私はいろいろの考え方があってはならないかと考えます。私は、だからといって認定制度を否定しようというのではございません。認定制度をさらにいっばに充実さしていこうという考え方で申し上げておるわけでございますが、この公害患者の認定ということにつきましてはの妥当性というものを考える場合に、これが単なる人情論であるとか、人情論的なヒューマンイズムで考えるだけでは、自治体の行政としては十分、この自治体というものの限度を越えるものであるという考え方から申し上げておるわけでございます。

自治体の行政につきましましては、ご承知のように議会によるところのいろいろの制約であるとか、あるいはまた予算上の制約であるとか、あるいはまた自治法を適用されておるところの自治体としての限度があるわけでございます。はたしてこれがこの一地方の自治体の行政の限度として妥当性があるものかどうかというものにつきましましては、私はいま迷っておるところでございます。

昨日も、八十三才のご老人がなくなられました。この方もなくなられた八十三才ということは、非常に高齢でございまして、日本人の男子の平均年齢は現在六十七才でございます。六十七才という点からみれば、すでに十六才もご長命でございまして、われわれの近辺を拝見いたしましたも、八十三才で元氣にしてみえるという方は吉田勝太郎さんを除いては、あまり見当たらないというのが現状でございます。八十三才のご老人がなくなられても、これは公害で死んだんだといわれる点につきましては、私は多分の疑念を持っておるものでございまして、そういう点から申しまして、私はやはりこれはあくまでも自治体の行政のベースにおいて考えるべきである、と考えると次でございまして、この事実の解明、あるいは究明につきましましては、私はこのような考え方からこの事実をつかんでおるわけでございます。私自身の考え方から申しますと、したがってこれを行政ベースにおいて考える場合は、あくまでも発

生源対策として、発生源の対策を強力に進めるものである。これにつきましては、何ら効果が上つたらんではないかといわれるかわかりませんが、やはりこの発生源という工事につきましては、少なくとも一年半、あるいは二年近い年月を要することでございます。この時日をかけた工事が終わらない限りは、発生源についてのとかくのことはいうことができないのではないかと考えております。

また、公害物質の究明等につきましては、やはりこの四十二年度でご承認をいただいておりますところの、いろいろの究明機器を通じて、私はこの公害物質を究明すべきであると考えておりまして、発生源対策をさらに強化したいと考えてるわけでございます。

次に、患者対策でございますが、患者対策もさらにこれを重点的に行なって、いろいろの方法を採用し強力に推進したいと考えております点につきましては、昨日申し上げたとおりでございます。

以上をもちまして、次元が違ふという考え方につきまして若干の私の事実のつかみ方につきまして申し上げます。次才でございます。

平和町の移転等に関連いたしますところのマスタープランの点につきましては、全体の計画というものを示せ、もっと具体的に考えるということでございますが、これは二十カ年計画で八百億円を要する、しかもこの二十カ年間に変動するであろうところの貨幣価値の変動というものが考えられておらない数字で八百億円でございます。現在一ぺんにやったら八百億円かかるという数字でございますので、これが千五百億円になるか二千億円になるかは、二十年たなければわからない数字でございます。こういうような大きな計画でございますので、住民の方々の意向の調査、あるいはまたこの妥当性等につきまして、その地域の住民のご納得も全然いただいておりますし、また説明承認も得たことございませんので、現在これを県・市で共同で調査委員会を設立いたしまして、調査をいたして

おる段階でございます。

四十一年度には、測量さしていただきました、四百五十万円を使い、四十二年度は八百万円を計上しとると申し上げましたのは、先ほど申し上げましたとおりでございます。これがいかに困難であるかということ、たびたび申し上げておりますように、平和町の事態を見ていただきました。なかなか五年間かかってこの姿でございます。ましてやこの全体の計画を簡単に示せということは、ただいま私の考え方は簡単にはできませんので、先々のいろいろの議会におきまして、皆さんの質問にございまして、理事者としての考え方を皆さんともども考えたいので検討もし、また発表もさしていただきたいと考える次才でございます。

逆算の公営化の点につきましては、二十万都市ではそのような例がございません。五万であるとか六万というような小都市におきましては、公営化をしとるといふ事実がございしますが、この二十万都市ではなかなかやはりやりやすい点があるかと考えますので、これらの点につきましては、将来の問題といたしまして検討さしていただきたいと考える次才でございます。

試験制度につきましては、ご要望の線十分生かすよすな方法で人材の使い方にそのないようには考えたいと思いますが、どここの集団におきましても、ことは悪いと思えますが間にあわないとか、あるいは病気であるとか、なまけ者であるとかと、そういうようないろいろの人があることは間違いない事実でございます。そのような中にあるどのような活用をしていくかということ、むずかしい問題でございますが、これらの点につきましては、人材の配置につきまして適正な考え方をいたしたいと思えます。

また試験制とする者自身がおかしいのではないかとご意見でございますが、私は現在の部長にはそのような人材はおらぬものであると確信をいたしておる次才でございます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 果てしない論議が続きますので、聞けば聞くほど次元の違う話になっていきますから、あまり時間をいただいてもと思いますので、簡単に関連して二、三質問をいたします。

教育委員会から答弁をいただきたい。

先ほどの選挙の公営についてですが、どうも技術的にもいまだできそうにもない、こういうご答弁でありましたが、三月議会で、いまこそ統一地方選挙を迎えるこのチャンスに、正しい政治教育をやられることが必要ではないか、という事に対して、教育委員長からいろいろむずかしい点を述べられて、「この問題は決して等閑に付すべき問題ではないように考えますのでご指摘の方向に向かってひとつ今後努力していきたいと、かように考えております。ご了承いただきたいと思えます。」と、こういうふうに答弁しております。

その政治がまずいということについて、四日市は最もすばらしいとは思いますが、しかしながら、選挙の選出のこの手続きがまずければ、なかなか浄化ということは困難だということはご承知のとおりであります。しかも、選出の手續きにおける公営化ということが、技術的にむずかしい今日、やはり一つは社会教育においてこの政

治教育というものを長期計画を立てるなり、基本的な計画の上で順序よくなされなければならぬと思うのでありますし、幸い三月には教育委員長からそのようなご答弁がありました。

このわれわれにご答弁なきのち、具体的にどのようなようにやられたか、お答えをいただきたい。行政ベースの問題でございますので、教育長答弁。

それから、四十一年度の収支を振り返っての反省についての関連であります。教育予算について前の議会は会派のいかんを問わず強く要望してきましたし、またわれわれの会派もあのような手段を取って要望いたしました。新しい市長にかわって教育のことはあんまり公約しとらんだ、というような顔をしてみえたので、われわれもまた一生懸命やりましたが、四十二年の予算は実質的に二二・五%の増というほどの四日市市政始まって以来のふえ方があります。

そういう意味で、そういう背景でこの四十一年度の予算についてきわめてごまかいことを聞くわけですが、五月三十一日の出納閉鎖には、不用額はどれだけ出たかお聞きいたしたい。

それから、次に、未利用地の活用の中で、地域的に偏向いたしますけれども一つお伺いいたしたい。

これは、いま仮設住宅のあるところでございますけれども、きわめて人口の稠密なところであります。しかもその前は名四国道でふたをせられたところ。あの地域がたしか県の管理になっておると思いますが、地元の方々はそこにいろんな問題がありまして、なかなか解決できそうにもないことがたくさんありますが、とくに地元の方々の要望は子供の遊び場がないということです。それから、また営業用その他に車を買うにしても、車庫を建てる場所がないという、二、三の例を上げればそのようなことはいへん困っておりますが、あの土地を何とか市のほうで使えるようにならないかということですが、総務部長でも公室長でもけっこうですから、お答えをいただきました。

い。以上。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦酉太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦酉太郎君） ちよっと質問がわかりませんので、お尋ねいたしますが、政始教育と選挙の公営の關係についてのお尋ねでございますか。（訓覇也男君「答弁をやってから」と呼ぶ）

ああ、そうですね。ご質問は選挙の公営について、実現困難だと、こういうことについて教育委員会の答弁を聞きたいと、こういうふうに伺いましたので、ちよっとそれは先ほどの話じやないですけれども、次元が違うようにちよっと考えましたので、お尋ねをいたしましたわけです。

と申しますのは、選挙の公営の問題でございますが、あれは公職選挙法にも書いてございますので、公示による法定の選挙運動期間内の期間の問題と、ご指摘のような選挙公報を出すとか何とかという問題のかね合いだと思えます。市会議員の運動期間で申しますと十日間でございますが、届け出に告示があってから四日間待たなければなりませんので、この四日間にはその作業ができないわけです。四日の締め切りをまわって三十人なり五十人なりの候補者の経歴などを全部まとめて、それからやらなきゃならぬということになりますので、あと二日の問題がございますので、結局実質三、四日ということになるので、条例できめてもむずかしいということではなかと考えます。（発言する者あり）

その質問だと私は思いましたので、お尋ねいたしましたわけでございますけれども、そういうことでなしにお答えしろということになりますと、話がちよっとおかしくなりますので（笑声）申し上げたわけでありませう。

政治教育の問題につきましては、たいへんご指摘のように、私もむずかしいと考えております。その後に、その一端としてやりましたのは、教育委員会と選挙管理委員会との合同で京都大学の桑原武夫教授をお招きして、商工会議所で政治教育的な意味の講演を願ったことがございます。それから、今年度に入りましてから、いま社会教育のほうで具体的に立案をいたしておりますので、これは昨年もいたしましたけれども、そういう面での講演ということも引き続き計画いたしておりますので、いま人選中でございます。追ってまた具体的にきまりましたら何らかの形でご報告いたしたい、かように考えております。

簡単でございますけれども、お答え申し上げます。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 四十一年度の予算残額について申し上げます。

教育費の予算残額は、三千九百一十二千円ということに相なっております。そのうちで内訳を申し上げますと、市民体育館の建設費の繰り越し、これが三千一万五千円、それから塩浜中学校の建設費、これが三百二十九万五千円、それから債務負担行為等の借り入れによりますところの金利の軽減、これが三百四十三万九千円、物件費その他で二百二十六万三千円とこういうことが内訳であります。そのうちで、市民体育館の建設によるのは、これは明許繰り越しで先般ご承認を得ておる問題であります。同時に、塩浜中学校もそういうわけであります。したがって、これは本年度において実施することに相なっております。それから債務負担行為の借り入れというのは、これは軽減によってそれだけ残ったと、こういうことであります。したがって、実質的に繰り越されたものは二百二十六万三千円と、こういうことに相なっております。こういうふうに考えております。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまの訓覇議員のご質問の中の、名四国道沿いの空地の問題でございますが、これにつきまして、実はご承知と思いますが、この議会に陳情九号で「富田一色地区に公園設置について」という陳情が出ております。で、この要旨はもうすでにご承知のことと思いますが、あらためて申し上げますと、地区といたしましては、この地域に防災上悪いという点からも、それからまた青少年の非行防止という点からも公園を設置してくれ、こういうことで、現在、先般の建設委員会においていろいろご審議をいただきまして、その結果これにつきましては、一応継続審議という形でいまご審議をいただいております。

と申しますことは、私たちもこの現在の問題になっております土地は、いわゆる行政財産でございます。行政財産であって、管理は県の河川課で行なっております。ここでそういう公園をつくるということについては、非常にけごうなことだと思えますが、ただあの中には簡単にそうすることがいいのか悪いのかということについては、一部納屋の干し場等にも、一部じやない相当大きな広い面積を納屋の干し場等にも使われておりますし、そういうこともございまして、これは私たちも建設委員会で十分ご審議をいただいてその結論をまっして、われわれもその議会のほうで結論を出されたその線に沿って努力をしていきたいと、実現をはかるようにもっていききたいと、こういうふうなことでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（日比義平君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 あとのほうから申し上げますが、あの県の管理の土地を払い下げが受けられるかどうかということで、納屋があるし不法建築があるしするのは、払い下げを受けて、そしてそれをまた払い下げを受ければいいわけな

んです。すればいいわけですから、あとの残ったところをいろいろ公園その他にしたらいいわけです。

そういうふうに地元の要望があるが、払い下げが受けられるかどうかということをお聞きしたいんです。

政治教育については、選挙の公営化がむずかしいという話があったと、そして教育委員長は政治教育は重大なことだからやりたいと、こう言っているが、三月議会から選挙までの間に社会教育として政治教育をやったかどうかということですから、教育委員会のご意思を聞いて教育長はやったかやらなかったかをお聞きしたわけです。もう一ぺんお聞きします。

それから、たしかに教育委員会の事実上二百二十六万三千円が残ったということについては、学校施設その他がたくさんありますから、これだけの不用額は一応了解はできますけれども、それにいたしましたも施設などがたくさんあるその組織のうえで、十分気をつけていくというためには、この前三月議会で指摘いたしましたように校長に権限を持たせたり、あるいは事務職員だけにまかせておくということではなくて、もっと強力な組織でもって執行することとがいいのではないかというふうに指摘をいたしましたのでありますが、そのようにしてやっておれば二百二十六万を残さずに、もっと有効に使えたのではないかと考えるからです。

もう一つは、それ以外に教育委員会が管理している経費以外に、多くの金を学校では扱っているわけです。それも校長の権限ということになってきますと、ずっと指摘されておりましたように校長がPTAに頭を下げんならぬ、校長の権威、教育の権威が侵されるではないかということになるわけです。たとえば一年間で校長の負担金というのは、五万円から十万円ぐらい使っておりますがご存じですか。この金は、どこから出ておると思えますか。わからなければ、一度詳しくお調べになったらよろしいが、これくらい校長負担金というのを、一例をあげれば校長負担金というのを取っとるわけです。それがPTAその他の金から出てるわけです。

こんなものは、校長にまかしておくからこうなるし、あるいは事務職員、単なる事務職員では処理はできません。この辺のところを、私はもつと組織的に制度的にきちんと整理をするということが必要ではないか。

さらに学区制の問題についても、たくさん寄付をしたからかわるのがいやだということも、その理由の一つではありますが、そのような金についての統制を何としても教育委員会としてはやらなければならぬのではないか。父兄の熱意とはいいながら、一つの学校は各教室にテレビがある、隣の学校はテレビがないということは、公平な教育の機会を与えることにならぬではないか。少なくとも四日市市においては、それらの父兄の熱意はもつと別の形であらわして、施設、設備などを不均衡にすることは間違いだ、そういうことを統制するうえにおいても、つまり学校差をなくするとうるうえにおいても、經理のうえで校長が校長の権威ないしは教育の権威が侵されないようにするためにも、私が三月指摘いたしましたような事務長のようなものを置いて、それらが処理をするというふうにしていくことが適切であろうと思つたのでありますが、そのことが実施されておらないために、今日このような問題を生んでいることは、たいへん遺憾であります。

そこで、ご答弁いただきたいのは、地元がどうあるところあると、あの名四国道沿いの土地を払い下げができるのかどうかということ。

それから、政治教育について三月議会以後、選挙までの間にどのように議会に答弁した線に沿ってやったかということ。それから、学校經理について、根本的に制度的に考え直さなければならぬと思うがどうかということについてお伺いをいたします。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 訓覇議員のご質問に対して、簡単に答弁いたします。

現在のままでは、あのものは払い下げできません。と申しますことは、ただいま申し上げましたように行政財産でございます。国にかわつて県の河川課が管理しておりますので、行政財産については国有財産法によって「貸し付け交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することはできない。」ということできませんが、これを普通財産に切りかえまして、大蔵省の所管にいたしました場合には払い下げというよりも、いうならばこちらはその財産を取得しなくてもいいのですから、公園等の場合には無償貸し付けという形で法律は許可をすることができるようになっております。

だから、その無償貸し付けというような方法でもっていくのが至当ではないかと思っております。それまでに一応行政財産を普通財産に切りかえて、それからこんどは、いまは河川課ですから、こんどは財務局のほうから、大蔵省のほうから無償貸し付けを受ける、そういう手続きで取っていくことはできます。以上です。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） お答えします。

政治教育の問題につきまして、先ほどご答弁いたしましたように、三月議会以後、年度内の政治教育といたしましては、四十一年度に組みました社会教育の面で実施をいたしましたわけでございます。それが三月二十日でございますが、桑原京都大学教授の講演という形で、その年度、四十一年度はすんだわけでございます。

四十二年度につきましては、議会のご決議を得ました新しい予算処置をいただきましたので、各部署、ことに社会教育のほうでその面のスケジュールを組んでおります。そういうことでございますので、とくに選挙を目的に控えて

教育委員会の社会教育として取りたてて政治教育のことについての関連する政治教育をした、という独自にやったことはございません。ただ選挙管理委員会と共催で行事をしたことがあるのではないかと、かように考えます。

それから、学校経理の問題でございしますが、ご指摘のような点があるように私も考えております。制度的にこれをどういうふうに考えていくかと、これは非常にむずかしい問題だと思えます。六・三制になりましたから、いろいろな二十一年間にできた慣例もございまいし、またいろんなこれまでに行きがかりもあると思えますけれども、この問題は、ご指摘のような点を考えますと、やはり根本的に考えるべき問題が多分にあると考えます。そういう意味で、この問題は、一朝一夕には私いかないかと考えます。その点は訓導議員もご承知だと思いますけれども、しかし、この問題とひとつ取り組んで何とか明朗な学校運営、あるいはPTAに頭を下げないと申しますか、おっしゃるような教育の権威と申しますか、そういうものを失墜しないような方途にいくべきが妥当かと考えますので、その点について大いにその方向にひとつ考えて善処してみたいと、かように考えます。簡単にお答えを申し上げます。

○議長（日比義平君） 大谷喜正君。

「大谷喜正君登壇」

○大谷喜正君 新風クラブを代表しまして、一般質問をいたしますが、質問の前にあたりまして、私も新風クラブ六名の議員が二日間にわたって質問内容の勉強をしたのでありますが、ご承知のとおりきわめて経験の乏しい不勉強者ばかりの会合であって、お尋ねする内容については、ややもいたしますと幼稚な、あるいはすでに議会で処理されているようなことに一部拂わるような点があるかもしれませんので、あらかじめお含みおきいただきたいと思っておりますが、いずれにしても会派を代表しております大谷議員ではあります、六名の、今回の選挙では一万三千七百二十五名の支持を得ておる六名でありますので、かような見地からひとつお聞き取りいただきまして、無知であろうと幼稚であろうと、一万三千有余の声であるということだけをお忘れのないように記憶にとどめていただいたうえに立って、ご答弁をわずらわしいと思っております。

質問通告の順位にお尋ねをしたいと思います、まず大きい項目でオ一点につきましては、都市改造と道路行政についてをお尋ねするわけですが、この都市改造事業と区画整理事業につきましては、ちょうど先刻来、前川議員の質問と市長のご答弁と二つをミックスして聞き取ったような感じでありますので、これ以上重複を避けたいと思いたが、ただしいて私の希望を申し上げるとすれば、戦前の四日市から戦後の四日市は、町づくりがこのようにあわただしく急変するということは、取りも直さず本市が工場誘致その他の事情によって植民地的産業都市になったということに、端を発しとると考えるのであります。

地元の産業を育成して、成長させて、そしてこのような都市の形態が生まれたとすれば、昨日来、公害諸問題について数多く論議をされたようなことも、あるいはもっと血の通った話し合いによって数少なく済んだかとも思うのであります。ことを返していうならば、先輩の為政者や、あるいは議会関係の方々に対して礼を欠くかわかりませんが、この工場誘致については、市民生活を営む二十数万の者に対しては、きわめて悲劇の事故であったというふうにも受け取れるわけでありますが、しかし、それはそれといたしまして、これからの四日市の先ほど市長のご答弁の中にもありましたように、現実に対応したマスタープランも十分ご検討されて、今後何十年か後にわれわれの子孫が、かかる事情で論議をかわさなくてもいいようながっちりとした市政をもって、若い理想に燃えた、しかもあたたかみのある九鬼市政がいついつまでもかがやくような、後世に悔いを残さないような施策に取り組んでいただきたいことを要望いたします、質問を取り消すものであります。

次の、名阪国道と関連道路行政についてであります、これは、過日、議会の特別委員会ではいろいろお話が出た

かにお聞きしておりますが、亀山以西にはすでに名阪国道が開通して、地元住民の方々並びに遠隔輸送車は、この道路に受けた恩恵はきわめて大きいと思えますが、昨日の一般質問で志積議員が触れられまして、それに対する土木部長のご答弁で、概要はわかったのでありますが、私はこれ以外の問題についてお尋ねするのであります。

と申しますことは、聞くところによると、また昨日の市長答弁だと記憶するんですが、この道路が有料であるということがまず質問の才一点。なぜ亀山以西が無料であるのに、それ以东の本市に關係の深いところが有料になるかというこの理由の一つ、しかもそのようになったとすれば、それまでの時点において市長並びに關係理事者は、關係諸機関に対してどこまで熱意をもって働きをせられたかということが、お尋ねの要点であります。

それ以外には、桜にインターチェンジができるということも聞いておりますが、もし桜のインターチェンジ以外に側道がつけられないという形になったときの、本市の交通量を考えてみるときに、実に寒けのする思いがいたしますときに、これは市道・国道・県道等を問わずして、少なくとも本市南から北に至る間には三カ所ないしは四カ所程度の縦断的な、縦割りの主要幹線道路を必要かとも考えられ、それに対する横の連絡道路これまた数本を必要とするかと思うのでありますが、そういった名阪国道に關連して市のほうとしてどのように道路計画を立てていらっしゃるか、あるいは立ててなければ立てようとするのか、この二点の問題であります。

次に、南部開発の具体的な見通しについてをお尋ねいたしますが、この南部開発の長期的な見通しにつきましてはなくなられた前平田市長が在職時に、この泊山団地を中心として非常に大規模な公園をはじめとして、いろいろと市民のレクリエーションセンターであるとか、または關連する体育の諸施設を充実したいということが、しばしば市民の前に公約、発表しておる事実があります。この公約、発表せられた問題が、本市におきましてはきわめて文化施設が乏しく、まことに暗夜に光明を見出したような感じがしたのでありますけれども、不幸にして災害その他の問題

が近時きわめて複雑な要素を示したために、九鬼市長はいろいろと意をくだかれて、遮断緑地地帯の計画をなすって、しかもその中にかかる施設を総合的に取り入れたら、ということをご計画されて、一部その線に沿って進められているかのようなことを聞いております。

その計画がいい悪いの是非でなくて、その計画と泊山団地付近における計画とがどのような關連にあり、ことばを返せば泊山団地の計画一切は、もうすべてそれで打ち切るんだというお考え方なのか、あるいは一部は遮断緑地地帯に設けるけれども、一部は以前の計画を生かして進めていくんかと、こういう点であります。

それに引き続きまして、あの団地の住宅計画は四千数百戸という計画をもって着々と整備されておりますが、何か聞くとところによると、その入居希望者は非常に少なくて、先の見通しについては暗い観測があるということを聞いておりますが、こういったような見通しについては、市長でなくても庄司助役からでもお漏らせいただきたいと思っております。以上申し上げたのが、質問通告の才一点でございます。

才二点につきましては、交通対策についてであります。交通対策といってもいろいろと問題点は数多くありますが私はまず才一番に近鉄路線の高架についてをお尋ねするのであります。

これも、過級の交通運輸の特別委員会で非常に活発なご意見が出たということをお聞きしたのであります。本市の市街地の最も中心部であるすなわち三滝川の右岸から、国道一号线の付近に交差しております新正線あたりにながるこの間には、主要幹線道路が幾多平面交差となつて、とりわけ交通事情が悪化しておるといふことは、もういまさら私が申し上げる必要はないと思えますが、この事情の緩和策の一つとして、市長がいつかは記憶いたしておりますが、あの消防署付近の踏み切りを何とか交通緩和したいという考え方のもとに、地下道をあそこに設けて、そうして暫定的な処置をしたいということ、新聞記事で私は拝見したのであります。その構想があくまで貫こうとい

うお考え方で今日もおいでになるのか、または最近になって高架にこの機会にするべきだと、こういうお考え方でいいのか、この点についての観測を承りたいと同時に、近鉄側に対してどういふ交渉と、どのような経過になつるとかということもあわせて承りたいのであります。

才二番目の通学、通園路の安全対策についてであります。これは国道一号線、あるいは名四国道その他の主要幹線、とくに国道なんかについては、最近交通標識であるとか、あるいは横断歩道橋の増設であるとかいろいろと意を砕かれて着々とこれが実現を見ているのであります。また国道一号線とまではいかなくとも、それに準ずるいわゆる市・県道の地方道において、これに匹敵するような交通量の多い個所が各地にあるはずでございます。

こういった市・県道に対するとくに幼い子供たちが通学通園する場合におきまして、教育委員会にも関係はあろうと思いますが、愛知県における猿投町のあの交通事故等々ときに、本市も何らかの対策をこの際は考えて、できるだけの方途を講ずる必要があるということを、私は考えたのであります。たとえば市街地のまっただ中でなくても、その一例として市街地を離れた農村部の付近においても、たまたまダンブカーその他のトラック等によって幼い子供の命を失う等々ことのないためには、予算を必要なくしてできる一つの例として農道等をなるべく幼い子供が通学通園に利用するとかいうことを学校長に指導、監督せられておるといふようなことが、一つの卑近な例かと思ひます。

などなどいろいろ市道に対する歩道橋の問題であるとか、あるいはその他の関連した諸施設を、市は積極的にこの際押し進めようとするお考え方があるかないかということ、関係理事者からお伺いしたのであります。

才三点、駐車場の設置についてであります。最近、近鉄駅前あたりの地域はもとよりのこと、それ以外の全市的に考えてみまして、車の道路上に駐車しているということは全く目をおおるほど大きな混乱状態であります。とくに四車線のような幅員を持ったそのりっぱな道路に、両側に車両の駐車によって実際に交通できるのは、二車線しかない

いというような点も数多く見受けられるのであります。これが警察の手により、あるいは県の公安委員会の制度によつて取り縮りのみが強化され、これが解決策の、いわゆる前向き姿勢に何とか緩和させようという施策があまりにも乏しいということを感じるのであります。

こういふたときに、やはり行政機関がどこでありましょうとも、困るのは市民であり、あるいは市に用事のあつて来る人でありますので、何とかここでこの対策を市は意欲的に、積極的に方途を講ぜねばならぬかと思ひます。

そこで、一案といつたしましてたとえば関係方面に対する諸手続きも必要かと思ひますが、パーキングメーターの設置であるとか、または個人所有地を何とか有料借用いたしまして、そうしてそういったところに安易な、簡単な施設を施して、安い料金でそういったところに駐車せしめるといふような指導方法も一案かと思ひます。また、せつかくの道路幅が広がって、その両側に居並ぶ車のために二車線しか働かれてないその道路などには、両側の歩道がいたずらに広いままに人通りも少なくおるような問題を、もう少し歩道の幅を狭ばめて、そうして車道を有効に拡張して、そこへ意識的に駐車せしめるといふことも、一つの方法かとも感ずるわけです。

これはまあしるうとが考えたことでありますので、その是非については内容は抜けていても、何らかの手を打つてそして解決に努力をしていただきたいことを希望するのであります。その問題等につきまして、具体的に納得のできるようなご答弁をわづらわしいと思ひます。

質問の通告の才三点は、昨日質問をして終わっておりますので、才四点の教育、文化、福祉行政についてであります。これも昨日来からきょうにかけて、いろんな方々からお尋ねがございまして、またそれに対する適当なご答弁も伺っておりますので、重複を避けますが、ただ一点、とくに私は幼児教育については、以前と異なつた今日では問題が出てきておりますのについて、この幼児教育が適正に施設が配置せられて、そして市民のびとしく望んでいる方向

づけができてきているのか、あるいはしようとしてきているのかということがあります。

具体的に申し上げれば、市街地には幸いにも幼稚園、保育園等の施設が整備されまして、その恩恵を受ける市民も数多くありますが、最近の農村部の方々におかれましては、いままでのように家庭に在宅される数がだんだんと少なくなつておる。外に働きに出られる傾向が強くなると同時にその付近には開発等の関連事業と並行して住宅の団地が非常に多くなつております。こういうような地域は、やはり手足まといになるから幼稚園へ通園させるとか、あるいは保育園へ預けるとかという一人、二人の子供のためにたいへん苦しんでいらつしやることを聞くのでありますときに、いまま少し幼稚園にしる保育園にしる地域的に少なくとも一小学校区に一施設ぐらいの適正な配置をなさる考え方はあるかないかということをお尋ねいたします。

次に、産業振興対策につきましては、昨日志積議員から詳細にわたつて質問があり、また関係理事者からこれに対する要領を得たご答弁も伺いましたので、重複を避けませんが、強いていうならば、先ほどの前川議員のご質問に対して市長のご答弁、あるいは私が先ほど希望いたしました都市改造と開発の計画などによって産業の立地計画については、十分配慮をしていただきたいことを希望しておきます。その理由については、いまさら申し上げなくてもおわかりのことと思いますので、省略いたしますけれども、とくにこの点についてのご配慮を願いたいのであります。

中小企業の育成並びに金融制度の改革についてでございますが、これは先ほど申し上げたように、本市は戦後の大企業工場の誘致によって、ややもすると地元中小企業の育成対策につきましては、影のものになつてしまつて、表面的にはなやかな施策がなかなか施しにくいもので、他都市の産業の場合をながめてみますときに、比較的こういった恵まれた大企業の工場のないところでは、真剣に市の行政の中で取り組んでいることを、ときどき私は見聞いたしますとき、この中小企業の育成対策については、十分に意を砕かれて、はなやかなところばかりに目をつけずして

ささやかな、とくに零細企業者に対する金融の制度であるとか、またその一つの方法としては、中小企業金融公庫の融資であるとかなど、いろいろと育成対策については数多くの問題点が残されておると思ひますので、ぜひともこういったことについては十分のご配慮を願つて、そして私どももともにそういった苦しみから脱却できるように方途をお願いしたいと、希望してとどめます。

農林、水産業の改善策につきましては、志積議員から昨日ご質問なりご答弁がありましたので、省略いたします。それに加えて、この水産業の問題であります、ご承知の富洲原には遠洋漁業基地というりっぱな施設がありながらも何かこれが閉店休業のような形になつて、あまり芳しくないことをしばしば聞いておりますが、これはいまの中小企業の育成と同じように、積極的に取り組もうという姿勢がないから、このような形になるのではないかと、うふうに思ひます。関係理事者の反省を促して、そしてもしそれに対する施策があるとするれば、ご答弁をお願いいたします。

最後に、環境衛生行政についてであります、これもやはり各議員からのお尋ねでほとんどの要点をつかんでおるのであります、取りわけし尿処理につきましては、先ほど幼児教育問題について触れましたように、特別清掃区域の拡大等を十分に考えられまして、そして農山村地帯がだんだんと都市化してくる現状にかんがみて、そういったところにどのような、とくに市のくみ取り問題についての考え方を衛生部長からご答弁をお願いしたいと思います。地盤沈下に伴う都市排水については、これまた志積議員が質問されましたので省略いたします。

最後に、未利用地の対策については、先ほど前川議員の質問に関連して、市長から一部答弁に触れたのであります、地域的に傾いてまことに私も不見識とは思ひますが、とくに私は自分の居住地でありますので、この際強く市長のお考え方を尋ねたい熱意に燃えております。と申しますことは、いまま市長から触れられましたように、東洋

紡のあと地の問題であります。

戦後、十余年にわたっていままで何の設備もされることなくして、そのままに放置されているという事実は、これはもうご承知のとおりであります。この荒廃したあの地域で過日の毒ガ退治について、市の力ではどのようなこともできないということからして、こともあろうに自衛隊の協力を求め、そして毒ガの退治に積極的に仕事をされたことについては、深く地元の方としては敬意を表しているのですが、不幸にしてその作業中にとつと人命を犠牲者を出したということ、これまたきのうの公害問題で触れられましたようなことと同じように、私どもはほんとうに哀悼の意を深くするものであります。一大企業の工場所有地であるとはいえ、やはりこれは市の行政指導の上から立って、何らかの方法をこれから交渉するのではなく、一日もすみやかに企業者にその必要を強く訴えたり企業者の道義的な責任と立場においてこれが解決に臨みたいことを、まず希望するものであります。

市が直接にその責任を持つということでは、多少私是不合理があるかと思っております。まず工場、あるいは会社側にどれほどまでの誠意があるかないかということ、即刻私は調査、あるいは要請をしていただきたいと思ひます。もしそういったお話が今日まであったとすれば、その経緯と、あるいは会社、企業側の考え方についてのことばを聞いて、そうしてなお私の納得できない点があるとするれば、それに応じて再度お尋ねしたいと思ひます。

質問、以上であります。

○議長（日比義平） 暫時、休憩をいたします。

午後零時十二分休憩

午後一時四十分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

大谷議員は、冒頭におかれまして新風クラブの代表として質問すると、われわれのこの質問は一万三千人の代表の声だということでございますが、われわれは決して一万三千人の代表の方々と思つて応答してあるわけではございませんので、大谷さんの質問の中に二十二万人の市民の意向があるものと意を体してあるわけでございます。それに対して、私ほか岩野助役、庄司助役ほか関係理事者は、誠心誠意ご答弁をいたしますことをご了解賜りたいと思つた次第でございます。（「うまいぞ」と呼ぶ者あり）

都市改造と区画整理事業につきましては、これは要望するというお話でございましたが、ともかくこの計画をするもの、市政を預かっておる為政者の意思と、住民の意思というものがどのように合致するかということ、それはすなわち生活の実際というものと住民の意向というものがどのような形であらわれてくるか、ということでございます。計画の自主性といひしても、道路だとか、たとえば新幹線のような直線的な用地を買う場合とか、たとえば塩浜だとか西浦というような広域的な平面の土地を対象としてやる場合とでは、かなり住民の意向等の反映のしかたが異なってくるわけでございます。私どもは、その点に十分意を尽してやりたいと思つたる次第でございますが、ご指摘のように四日市の公害が、先輩に対して礼を失するというような謙虚なことはございましたが、先輩為政者の工場誘致について、過剰があったのではないかとというような反省をなさつてみえたと思ひますが、私は先輩為政者の工場誘致につきましてはこれは非常な貢献があったと判断いたしております。

しかしながら、その用地の、立地のやり方においてその当時の判断ではこのような事態を生ずることがわからなかったのではないかと考えられるわけでございます。これは何も市だけでなしに、県の担当者にいたしましたし、国の担当者にいたしましたし、石油化学はじめ石油精製が、そのような公害が出てくるということは、その当時においては十分には考えられておらなかったという結果ではないかと考え、またそれを反省してある次第でございます。

名阪国道と関連道路計画についての問題でございますが、名阪国道につきましては、亀山以东と天理・大阪間は有料になるわけでございます。この間の交渉につきましては、私はつまびらかにいたしておるわけではございませんが、一番利用率の高いところの国道一号線の大体を使用するであろうと考えられますところの亀山・名古屋間が有料になるといふことに対しては、非常なわれわれといたしましても矛盾と抵抗を感じるわけでございますので、この間の事情につきましては、担当いたしております庄司助役からこの間の事情のご説明をさしていただきたいと思ふ次第でございます。

これが貫通いたしました既には、少しでもこの料金の安くなるように考えさしていただきたいと思つておるわけでございます。

それから、側道の問題でございますが、側道につきましては、これが計画の説明会では知事はかならず側道はつけるという話でございましたが、有料道路に側道をつけましたのでは、有料道路というのがほとんど利用されないという観点から、側道というものは有料道路にはつけないということになっておるそうでございます。ただ、この国道に直角に突き当たる、あるいはまたこの国道と交わるような道路が少なくとも三本ぐらいまとめて、それを横に連絡道路をつけるといふようなことなら、できるといふことでございますので、われわれはそうした見地のもとに、そういったインターチェンジに至る間の側道的な連絡道路というものにつきまして、かねがね要望いたしておる次第でございます。

います。

南部開発の問題でございますが、これにつきましての詳細は過去の経緯がございますので、庄司助役からお答えをさしていただきたいと思つますが、ご承知のように泊山は高いところは六十メートルございまして、平均して四十五メートルぐらいの高さでございますので、これを削り取るという費用はたいへんなものでございます。加うるにご承知のように官有地の中にやつでの手の葉のように入り込んだ民有地がございます三十一万坪（九十九ヘクタール）の官有地に対して、入り込んである民有地が七万坪（二十三ヘクタール）でございます。これらの買収、あるいは取り扱いたいへん困難だと思つます。

ことに泊山の団地が開発されて以来、この付近の地価というものが非常に高くなっておりまして、この民有地の買収につきましても、過去においていわれましたように五千円で買えるとか、六千円で買えるというような情勢でないといふことも、ご承知願いたいと思ふ次第でございます。

泊山と中央緑地との関連でございますが、中央緑地の公害防止事業団による事業が決定いたしましたので、この泊山の公園計画はやらないのかといふことにご質問があったかと考えますが、われわれといたしましては、泊山はあくまでも遊歩公園として将来これを考えていきたいと思つております。泊山の団地等につきましては、庄司助役からお答えさしていただきたいと思つますが、何分地価が二万七千円というような高値でございますので、この値段のために一そうこの希望者がいないのではないかと考えておる次第でございます。

交通の対策についてでございますが、近鉄の高架の問題についてお答えをさしていただきます。

私は、この近鉄の高架につきましても、高架の必要性は申し上げるまでもなく理由のあることでございます。これは、西浦の発展開発計画との関連から見ましても当然のことでございます。西浦の事業はただいま着々と計画を進め

さしてありますが、この西浦がこのように道路が通じ発展するということも、やはりこの近鉄線以東の地帯との平面的な一体としたつながりがあるこそ、私は西浦の発展があるのではないかと考えます。これが第一点でございます。第二点は、道路計画との関連でございますが、ご承知のようにここには稲葉町・内部線という幹線と、大地蔵・川原線、それから中央の七十メートル道路というこの三つの太いものが入っております。ことにこの稲葉町・内部線に至りましては、ただいま申し上げましたところの名阪国道のインターチェンジの問題がございます。インターチェンジから入ってくる車が全部この稲葉町・内部線に流れ込んでくる。そうしてまた、湯の山というレクリエーションターということも考えましても、通行量多発等考えましたならば、たいへんな混雑をするであろうという観点からこの道路計画の観点において高架をわれわれは希望しとるわけでございます。

また、病院、あるいは消防署等の緊急を要するところの施設がございます。この三点から、われわれはどうしても高架の必要なことを考えております。

また、現状を反省いたしますと、この交通量というものは、一日に大体あの税務署の前の通りを一日八千台の車が通っております。これは、大体年二割の数字でふえつつございます。

第二点は、踏み切りの頻度というものを考えてみますと、この踏み切りは一日中五時間二分の間閉鎖をされておりました、その間の昇降機の上げ下げは、四百五十四回行なわれております。また、あそこをお通りになるとおわかりになります、踏み切りのところが少し曲っておりますので、道路に高低がございます。そのために、自動車の底がするほど道路が特殊の形をしておりますために、どのようなことで自動車事故を起こすかもしれないというような点から、踏み切りの危険性というものがきわめて大きいということが考えられるわけでございます。

したがって、高架につきましては、申し上げるまでもなく恒久策といたしましたとしても、高架をするということはどうしても必要であるということには、私も同感でございます。

それでは、この解決策はどうしたらよいのであるかということを考えました場合、まず第一点に高架というのが、いま申し上げた点から出てくるわけでございますが、これは私は最善策ではないかと考えますが、その難点として考えられますものは、まず費用の点でございます。この費用は大体四十二億から四十四億円の費用が見込まれると考えられるわけでございます。そしてまた、ではこれに着手した場合にいつ完成するのかという時期的な問題を考えてみます。たいへん長期間を要するような次第になるのではないかと、まあ心配しとるわけでございます。近鉄当局にいわせますと、かかったなら早いんだということでございますが、しかしながら、費用等のことを考えますと時期的にかなりのものを見なければならぬ。しかしながら名阪国道は、ご承知のように四十六年度には貫通いたしますので、それまでにはどうしてもこの難点を解決しなければならぬと、こう考えます。

それから、この高架をする場合に主体となるものは、やはり近鉄でございますので、何と申しましてもこれは私的な営利会社でございますので、最初に私的な経済効果をまず第一に考えるであろう、どれくらいこの高架にすることによって利益があるのかということが、まず考えられるわけでございまして、たとえて申しましても、この踏み切りを廃止することによってどれだけ利益があるのかと、また線路の下、高架線の下、土地を売った場合にどれくらいあるのかと、私がちよっとしろうとながら試算してみますと、二千メートルの間に九メートルくらいの幅で高架線の下を利用いたしますと、坪(三・三平方メートル)二十万円で売れるところは非常にむずかしいと思えますが、二千メートル端から端まで約二十万円で試算いたしますと、八億円くらいに売れるだろうと。

しかしながら、四十二億円の費用からみたらこの八億円ということで、どれだけこのなができるか、いろいろむずかしい問題があらうかと思えますので、私は当面の解決策といたしましては、やはり地下道によってこれを抜くとい

う以外には、当面、解決のしようがないのではないかと考えております。

先日も、近鉄の中谷営業局長に市役所に来ていただきました。いろいろその点につきましてご相談申し上げておる段階でございますが、なお今後とも私は高架ができますように努力をいたしたいと思っておりますが、しかしながら、これが困難なときにはやはりどうしても地下道で抜かなければ、この問題の解決はむずかしいのではないかと考える次第でございます。

次に、国・県・市道の安全対策についての問題でございますが、歩道橋を重点的に考えさせていただいております。歩道橋は市道に五橋かける予定でございます。稲葉町・内部線に、稲葉町を含めて現在の消防署の前でございますが、あの消防署、名四国道に通う路線の間に三カ所、塩浜・石原線の間は一カ所、これは塩浜小学校用のためでございます。午起・末永間に一カ所、これは西橋北小学校を対象といたしております。

以上の五カ所を考えさせていただきたいと思っております。工事費は、一億七千五百万円でございますが、この五カ所についていろいろと検討させていただきたいと考えておる次第でございます。

駐車場につきましては、私も近鉄の駅前等には、また四日市ではすでに車も置くのが非常に危険だと。しかしながら、民間の駐車場もございまして、その民間の駐車場の利用状況、あるいはまた近鉄の駅裏にはまだかなりの空地がございます。三重銀行の近辺にも空地がございます。消防署の裏あたりに行っても、まだ道路が空いているというような事情を考えましたならば、四日市市においてはまだ駐車場……。そういったものはよほど早い目に手を打たなければ、そのときになっては手遅れになるということはございますが、四日市市としては市営でこれをやる場合には単独の市営でやる場合には困難があるのではないかと考えますが、三輪土木部長がこの件につきましては古くから研究をいたしておりますので、その研究結果を報告させていただきたいと考えておる次第でございます。(笑声)

訂正をさせていただきます。一億七千五百万円と申し上げましたのは、一千七百五十万円の誤りでございますので訂正させていただきます。

教育、文化施設でございますが、幼児教育問題の協議会からその委員長の小林さんがすでにこの議席を得られました。この席に座って見られますので、この問題についてはとくに明るいかと存じますが、その意を体しましてわれわれも努力をいたしたいと思っております。

小学校区を改正しろという強い要望がございますが、この幼児教育につきましては、保育園と幼稚園との二つがございますので、この間の調整のしかた、あるいは立地のしかた、あるいは民間保育園、民間幼稚園等の関連もございまずので、この間の十分な調整をいたしまして、ご期待に沿うように努力いたしたいと考えておる次第でございます。産業振興につきましては、これはもう答弁はよいということでございますから……。中小企業の問題というのは、やはり深刻なものでございます。これは無視しておくというわけにはいけません。しかしながら、中小企業には宿命的に人材がいらない、資本が足りない、企業相互間の関係がきわめて複雑であると、この三つの非常に困難な問題がございますが、しかしながら、阿南部長も新任でございます。非常に張り切っておりますので、この阿南君の情熱と努力にわれわれは期待しておるわけでございますので、われわれもぜひぶんのこの問題の解決に力を注ぎたいと思っております。したがって、これに関連することでございますが、窯業試験場問題等もいま取り上げられておるわけでございますが、この四日市市の非常に重要な窯業試験場、この万古関係の施設におきましては、やはり、窯業試験場があるということが、六十億からの生産高のある企業に対してこたえる道であると、私は考えて対処したいと考えると次第でございます。

中小企業金融公庫を誘致しろ、というようなお話がございますが、これにつきましても、努力をいたしております。

それで、先般国民金融公庫というものを四日市に来ていただきまして、市の建て物の一角に入っていたいておりま
すことにつきまして、ご承知のとおりでございます。

農林水産業につきましても、もう答弁はいいということでございますが、最近の水産業者が陸にはい上がってくる
という傾向がございます。なかなか業態として協力をするのが困難な情勢になっておる、ということをご報告申し上
げたいと思う次第でございます。

未利用地の利用につきまして、とくに要望がございましたが、これも古くからの関連がございます。詳細につきまし
ては、庄司助役、あるいは担当の者からご報告をさせていただきたいと思っておりますが、これはただいまは東洋紡の傍系
でございますところの東紡商事という会社の所有になっております。先日東紡商事の担当者が私のところまいり
まして、あれ何らかよい利用方法はないかということが私に問われました時に、私はその人に豊橋のスポーツセンタ
ー株式会社というのを知るとるか、それを見てきてくれと申し上げたんでございますが、この豊橋のスポーツセンタ
ー株式会社と申しますものは、アイススケートとボーリングとゴルフの打ちっ放しのきわめて大きな練習場をやっ
ております。非常にたくさん人が出入りして、日曜などは紡績等の企業がこの施設を借りに行つて、そこで倶楽大
会をやつておるといふような状況でございますので、こういうようなやり方にしても考えられないのかということ
を申し上げましたこともございます。

また、四十二年度の予算に、ぜひとも建設省の都市開発資金を活用して、この都市開発資金によってこの利用をし
たいということを懸命に努力をしたわけでございますが、都市開発資金はご承知のように東京、大阪の工場施設の買
い上げ、ここに住宅をつくるとか、市営のものをつくるかというよう都市開発のためにする基金でございますが
それはいわゆる東京、大阪のみにしか使われなために、残念ながら四十二年度においては、四日市市に適用される

ことはできませんでしたが、将来ともこういう方法も考えられるのではないかと思います。

先般の田中さんが、まことに不幸な事故によってなくなられましたことに對しましては、市長といたしましてもま
ことに遺憾であり、気の毒に存ずる次第でございますが、それは一つには会社の管理責任というものが、私は問われ
るのではないか。終戦後すでに二十二年経ったにもかかわらず、草をはやしたままあのいい場所を放置してあるとい
うのは、やはり管理責任というものが問われてもしかたがないのではないかと、私、実は考えておる次第でございま
すので、この土地の管理等につきましても、将来の転用はもとより、管理等につきましても嚴重に四日市市から申し
出たい、こう考えとる次第でございます。

○議長（日比義平君） 庄司助役。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 命によりまして、南部開発の具体的見通しというご質問に對しまして、市長説明にいままで
の沿革等について補足させていただきます。

南部丘陵地一帯に実積約百万坪（三百三十ヘクタール）になんなんとする国有地があることは、皆さんご承知のと
おりでございます。当時、平田市長におかれましては、四日市市が産業都市として急激な発展を遂げつつある。一方、
四日市市が祖先から受け継いできた文化施設、あるいは公園緑地のごときものはきわめてわずかなものであった。ほ
んど見るに足りない。こういう点から、四日市の将来を考えられまして、これこそかっこの土地である、こうい
う考え方が出発点となりまして泊山西部一帯の百万坪（三百三十ヘクタール）の国有地をぜひとも市の公共的な用途
に供したい、こういう考え方をされたわけでございます。

そこで、私どもはこの管理者である財務局に当たりまして、いろいろと折衝いたしましたところ、すでにこの土

地に対しましては、かつてこの土地を持っていられた方々が、全戸払い下げの申請手続きをしていられるわけであり
ます。このほうの了解がつけばけっこうである、こういう財務局の回答でございました。そこで、関係請願者に対し
まして、約半年の間時間をかけていろいろと折衝いたしました結果、払い下げ申請を取り下げてもらうために一
坪（三・三平方メートル）当たり四百円の取り下げ料を市が出すということで、ご了承をいただきました。約二億円
の金額をお支払いいたしました。

たいへんな金を支払うのでございますので、財務局とは口約束では安心できませんので、文書による照会をいたし
まして、三十八年の十一月二日付をもって市がこれを公園緑地等の公共用途に使う場合、都市計画の手法を踏んだら
うで、財務局としては無償で貸し付けることを了承すると、こういう回答に接しましたのでございます。そこで、議
会にはかりまして、議会のご承認を得て、都市計画の進むにつれ請願者に対しましては、それぞれの料金をお払い申
し上げて今日に至っております。

そのうち、いろいろ考えますのに、百万坪（三百三十ヘクタール）の土地、これに民有地を合わせますとさらに多
少ふえるこの土地を、四日市の実力といたしまして十二分にこれを利用するについては、いささか財政的にも不安が
ございますので、いろいろと当時市長と相談のうえ、一部、約半分に相当する場所を国及び住宅公団に話しかけまし
て、いずれは四日市が発表するために必要な住宅をここへ建設してもらい、同時に住宅の用地を造成してもらうこと
がよいのではないか、こういう考え方を決定していただきまして、急にこれに強気に働きかけました結果、ご承知の
ように西側約五十万坪（百六十五ヘクタール）につきましては、住宅公団が造成に着手し、今日に至っております。
でございます。

当初、約二十一億円で用地を造成する予定が、今日すでに二十数億円かかっておるといふふうに聞いております。

一坪（三・三平方メートル）当たりの単価が、先ほど市長が二万七千円といわれたようでございますが、実際は一万
六千円ないし一万七千円の見当でございます。しかも住宅公団といたしましては、四郷の町から入り口の一番遠い場
所、全部平均してそういう単価をつけておいていこうとしているようでございます。（大谷喜正君「簡潔でい
いですわ」と呼ぶ）はい。

先般、実はこの業務につきまして公団から話ございまして、何とか市営住宅及び県営住宅をこれに入れて建設し
てくれないか、こういう話がございました。そのときに私も、県営住宅にしても市営住宅にいたしましたも、一
万七千円の坪当たり単価を出した場合には、どう考えてみても五千円で貸さなければならぬ家賃が八千円、そうい
ったことはとうてい考えられない。これは公営住宅用地であるということから、何とか一万円以内で考えてくれない
か、こういう申し出をいたしました。いずれ帰っていろいろと東京とも話し合って検討するということで別れており
ます。

さらに先週園浦部長をして名古屋の公団支部に出席させまして、話し合ってもらいました。公団としては、なか
なか特別扱いするということが現在の法制上困難である。こういう回答でございました。さらに計画はどうなのかと
いう質問に対しまして、四十三年度、来年度最低四百戸単位、やはり住宅を建てる単位としては四百戸でなければ成
立しないという見通しということでございます。四百戸を単位に四十三年度建設したい、ぜひとも協力願いた
い、こういう話し合いです。

一方、県ともわれわれは相談いたしました。最近のうちに県・市打ち合わせのうえで公団と、この土地の利用につ
きまして、市も水道及び下水道についてばく大な投資をしてあるわけでございます。これが解決を一日も早くはかる
ことを考えたい、こういうことで公団と話し合いたい、こういうふうな考えでありますので、ご了承をいただきたい

と思います。

次に、東洋紡あと地の点でございますが、これにつきましては、先ほど市長からお話あったとおりでございますが、私から特別つけ加えることもないと思いますが、経過といたしましては、昭和三十七年、四日市にも中央卸売り市場がほしいという考えを持った時期がございます。そこで、このあと地がかっこうの地ではないか、こういう考え方もちまして、当時理事者として市川部長が東洋紡本社に出向きまして、そういった希望及び譲渡するかどうか、こういう打ち合わせをいたしましたして、その当時の東洋紡の答えといたしましては、あの土地は東洋紡発祥の地である、今日譲渡するという考え方は毛頭持っていない、こういうお答えがあった。ついで昨年ごろ、五月ごろでございますが、当時の連合自治会からあつた地の文化、運動施設等のための利用を市長及び議会に強力に陳情がございまして、六月議会におきましてこれが採択されております。

そのうち、先ほど市長がお話ございましたように、国の手法といたしまして、都市開発資金というものがございまして、これによって四日市はその法律の指定区域ではございません。さらに工場あと地という制限がございまして住宅あと地、あるいは公園緑地に予定しても、これに適用がせられるような法改正について、これは市長はおっしゃいませんでしたが、市長のお供をして大蔵省の主計局の永岡主計官に直接会うなり、何回かの折衝を重ねましたが、今年度の予算及び今国会に対する法案の提出は間に合わない、こういうのが実状でございます。

これらの管理等について、当然管理責任をしっかりやらしてもらおうように東洋紡に対しては強力に申し出るというふうなこと、またぜひ責任を取ってもらおうということについては、市長がご説明せられたとおりでございます。以上でございます。

忘れましたが、東名阪の建設について。これも市長がおっしゃったとおりでございますが、当初、これが具体化する第一回の会合が県でございまして、その席に私出席いたしました。そのときにお聞きしたのは、知事から亀山以西は公共道路や、以東については道路公園がやってやろう。建設省もこれについては、了承した、この席に出ていられるので、これについての打ち合わせ会である。こういうことで、有料道路という構想がそのとき初めて打ち出されたのでございます。その席で、私は率先いたしました大谷さんの説のように、亀山以西は公共道路、そのために県は二十数億の財政負担をしてゐる。しかるに東名阪につきまして有料道路でいくということは、あまりにも不公平である。どうして了承できないではないか、こう申し上げました。

それについては、当時ことばとしては重要個所について側道をつけるから、地元には迷惑はかけない、こういう説明を知りみずからなすったわけです。帰りまして、議会の委員会にも報告申し上げ、そのうち機会あることにぜひとも側道については、忘れることのないように、あるいは当地出身の県会議員との懇談会等の場所におきまして、かならずこれを忘れんように申してきたような実情でございます。

今日いよいよ東名阪の用地買収、こういう段階になりました市にこの協力方を求めてきております。私どももいたしましたは、当初からの話し合いのとおり、これに対する側道ということばが不適當なら、連絡路と、こういう考え方はないか、用地買収については協力もとうていできない、こういう強い態度で話し合いを進めている段階でございます。

道路公園が買収して側道をつけるということが、理論上は困難ではございません。そういう場合においては、当然側道としてこれについて連絡路をつけるのが、当初からの私どもの希望である。県のお答えにもそうである、こういうことでございますが、先般、交通審議会を開かせていただいた席上でも、伊藤さんはじめ各議員皆さま、ぜひともこの件につきましては、少なくとも道路路についてはぜひとも同時に建設に当たられるように、理事者も議会も当地

出身の県会議員全力をあげてこれの実現について努力し、ぜひとも実現しなければならぬ、こういう考え方でありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 命によりまして、駐車場問題についてお答えいたしたいと思ひます。

市長から私が非常に研究をやっておるといふことでございますが、たしかに私研究いたしております。（笑声）一生懸命研究しております。がしかし、それ以上に自動車の増加率が多いので、私の研究がそのあとを追っていくといふような現状でございます。これは、全国的な傾向であろうと思ひます。

ちなみに、四日市の自動車の増加率をご参考までに申し上げますと、昭和三十年に三千九百二十三で、最近の昭和四十年には何とこれが二万六千二百四十六、この中には自動二輪車、いわゆるオートバイ、オートバイも二五〇〇以上、これが百二台含まれておりますので、約二万六千。そういたしますと、昭和三十年を百として約七百、このように自動車は増加をしております。それに伴いまして、駐車場の問題、あるいは道路の問題等が派生してきておるといふのが現状でございます。

で、いま大谷議員からのご指摘は、おそらく近鉄の駅前の付近のあの混雑した駐車場の問題だろうと私思うんでございますが、（大谷喜正君「そんなことじゃない。もっと広い、全般的に」と呼ぶ）とくに近鉄の駅前、これが一番よく目につくのでございますが、あれを一番早く解決する問題は、簡単に申し上げますと地下へ駐車場をつくるわけでございます。ところが、名古屋市のテレビ塔、あの付近につくりました地下駐車場、これに要する経費が車一台について約百八十万、そういたしますと百台で一億八千万、しかしこれはもう二、三年前から始めておりますので、現

在では二百万程度のをみなければいけない。そうしますと、百台で二億の金が必要というふうなことになるてまいりまして、はたしてこれが可能か不可能かということで、われわれはいつもこういうことで壁に突き当たります。

で、取りあえずのところでは車を緩速車道のそばに入れなければならないということでございますが、これはそういうわけにもまいりません。したがって、やはり中央通り、この七十メートル、これをやはり活用しなければいけない、この両緩速車道、それと金場・新正線、これも将来は金場から新正、あるいは中央緑地まで抜く計画を持っておりますが、いまのところまだ車両の通行量もそんなに多くはございません。したがって、現在ではいわゆる未舗装分について車両を駐車さすというような考え方を持っております。これについては、両方で約四百台程度のものとめられます。それから、もう一つは、近鉄駅前広場でございます。これにも約四十台ないし五十台のものがとめられます、こういうふうな思っております。

車にお乗りの方は、どうしても車に乗って、たとえばある商店なら商店の前まで乗って行かねば気がすまない方が多うございます。どうしても前まで行かれる、多少歩かれたほうが私は体のためにはいいと思ひます。ただ、五十メートル、百メートル、二百メートルぐらい、あるいは三百メートルというふうなところは、歩いていただくより方法はないんじゃないかと、こういうふうな思っております。勝手ないい方かと思われませんが、しかしそうでもしていただかないと、どうしても車はとめられない、駐車はできない。

民間の駐車場は、現在市内に六カ所ございます。これには二百五十台収容いたしております。これは、いずれも有料でございます。有料のところは、よく空いております。無料のところはどうしても多くくる、こういうふうな現状でございます。

なお、もう一つ将来の考え方といたしましては、西浦土地区画整理事業が完成した際には、駅裏にもこれを活用し

たい。駅裏のほうにも駐車場的なものを考えていきたい。同時に、いま駅前が非常に混雑しておりますのは三重交通のバスでございます。で、これは企画のほうとも話し合はしておりますが、西浦の道路網が完成した際においては駅西のほうへ出る車は、近鉄の駅裏から発着をさせる、そして東側、いわゆる一号線を通っている車をこんどできます赤堀・小杉線、こういうところの道路を利用して四郷なり高花平、あるいは水沢なりこういうところへもっていくということによって、多少でも緩和はできるんだというふうなことも考えております。

なおまた、この駐車場の問題につきましては、警察、いわゆる公安委員会との関係もでございます。したがって大谷議員からのご質問のように、われわれもまた今後警察当局ともよく協議いたしましたして、車をお持ちの方にできる限りご迷惑をかけないような方法にもっていきたいと思っております。

それから、もう一つ大谷議員の質問の中で歩道をもう少し減らしたら、歩道幅を縮少したらどうか、こういうご質問でございました。私たちは、四日市はよく立ち直りましたといわれますが、逆にいうとこせこせしてあって、落ちついていないというふうにも取れるんじゃないかと思えます。その中で、この中央通りというものが、いわゆるロードパークといえますか道路公園、こういうような形で何か市民にやわらかい緑の雰囲気を持たしてくれる一つの、唯一の道路でございます。また、歩道は十メートルございますが、歩道を縮少するということは、やはり車両優先、人間がゆっくり、のんびりと歩ける道路もほしいというふうな観点から考えてまいりますと、縮少するということについては、私多少疑問を持っております。

五十メートル幅の金場・新正線は、約千二百メートルございます。これも現在はあまり交通量はございませんので将来のことを考えていくならば、歩道幅を増やすということよりも、縮めることはいつでも縮められますが、歩道幅を広げるということは非常にむずかしいと思えます。やはりこれは、でき得ればこのままの形で置いておきたい。そ

れがひいてはいわゆる交通安全対策の一環にもなるのではないか、こういうふうに考えておりますので、よろしくひとつお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕（大谷喜正君「簡単にいいですよ」と呼ぶ）

○衛生部長（中山英郎君） 環境衛生行政のうちのし尿処理について、お答えいたします。

特別清掃区域外のし尿の処理でございますが、昭和四十年から市単独の清掃法に基づかない区域といたしまして準特掃、準特別清掃区域というものを設定いたしました。車両、人員の増加を得まして四十年から実施しておりますけれども、その区域は下野地区、それから中央部では川島神前の一部、桜地区の一部、それから南のほうでは河原田の一部というふうな三拠点を中心としてまいっております。

で、お尋ねのこの地区の実績を見えますと、し尿はいずれも申し込み処理でございますので、一応現在のところは車両の入るところで申し込み、準特掃地区の申し込みが得るといふふうに考えられまして、本年度におきましてはし尿の分は車両二台、人員二名という増加を得ていますので、その拠点をふくらます、めこぼれのあるところを、それからその地域周辺に決めるところを処理をする、こういう方針でおります。

将来の方向といたしましては、中央部における大方針といたしましては、中央部における水洗便所化、四月一日で現在で五百十三軒しかないようでございますが、この工事促進の余力をもってさらに収集の拡大を及ぼすという方針を基本方針としております。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 交通対策について、お答えいたします。

児童の安全ということにつきましては、これは一体どうだと。教育委員会といたしましても、安全教育ということを終始より安全ということで留意しております。

なお、数年前から通学路の指定をいたしまして、そこをかならず通るということもいたしております。また、新入生につきましては、実地に交差点などを渡る訓練をしたり、こういうふうな面と、反面ではPTAのほうでも安全教育の面を取り上げていただいておりますので、学校並びに家庭両々相まって生徒の安全ということを考えていきたいかように考えております。

具体的な方策としては、市長からもご説明がございましたけれども、最近、厚生省において児童の安全についての：（聞きにくい）五カ年間の構想でおやりになるということ承っております。その面からも四日市においても、市長がお答えしましたような五カ所の歩道橋をつくる、このうちの三カ所が大体中部西小学校、同幼稚園、それから中部東小学校と保育園、それから納屋、これらを対象にすることができる、こういうふうにご考えております。

それから、なお幼稚園と保育園の問題は、これはいろいろとむずかしい重要な問題であります。絶対数が足りないというところに原因があるのではないかと、というふうにご考えております。幼児問題審議会のほうから答申もいただいておりますので、その趣旨にのっとりまして一日も早くよい構想で今後取り進めていきたいと思っております。

○議長（日比義平君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 市長はじめ関係理事者から、非常に詳細にわたったご説明をいただきまして、ほとんどの内容につきましてはよくわかりました。了解をしたのでありますが、要望とさらに一部簡単に私見を述べて質問を終わりたいと思っております。

第一番に、都市改造の問題に関連して市長がいろいろと午前中の前川議員にもご説明されたのですが、都市改造の事業の性格の根拠としましては、何としても公害地に端を発して、そしてその土地にいろいろな施策を考えていくというところに問題がありますときに、この公害地の住民感情の一番もとをなす点につきましては、何としてももう少し親切的な気持ちをもって住民感情をやらげようという方法が必要かと思っております。

具体的には、申し述べませんが、計画ができる限り早く立って、そしてその計画の内容については、相当の時間をかけて関係地域の住民に対する納得、説明、了解を求めるところに一番大きな問題があろうと思っております。マスタープランけっこう、企画もちろんけっこうではありますが、細部の点について格別の留意を希望いたします。

次に、名阪国道問題については、市長並びに庄司助役から当時のいきさつをご説明になったのでありますが、第一点の有料か無料かの問題については、いまの庄司助役のご答弁を聞くと、いかにも有料是認という印象を受けるのであります。この点については、今後も十分とその趣旨、あるいは過去の経緯、関連道路の事情等々考え合わせて、そうしてこれが無料になるような折衝と努力を傾けていただきたいことと、あわせて万が一にも有料道路になったときには、知事のお話には側道を重点的に考えて付けるという言質があったかのようなご答弁をいただきましたが、重要線とはどの範囲を指すのが。過去から知事はなかなか頭脳明晰な方ですので、ややもいたしますと四日市市がいつもしてやられるような危険性が伴いますので、今後は十分そういったところに意を用いられて、市民全員がひとく名阪国道のことでござって利益を平等に受けて、そうして交通事情の洪水にならないようなご配慮が必要かと

私見を申し述べます。

次に、南部開発の点については、まことに苦勞をされて、しかも市長のご答弁では公園の造成は、中央遮断線地ができるできないにかかわらず当初平田市長の計画どおり押し進めるなどというお話を聞いたのでありますが、以来今日まで六年有余の歳月を要してある。これから十年待てばできるものか、二十年たった先にしかできないものかというところにつきましても、常識的によく判断いただきまして早期実現を希望するものであります。

次に、この近鉄路線の問題でございますけれども、なるほど四十数億になんんとする巨費を、利益を目的とする会社がそう簡単には高架線についての踏み切りを、簡単に応じないとは思いますが、さりとて市長の構想の一つの中にいわれましたように、これを前提にして地下道をつくったときに、これが永久的な地下道化して、高架問題はわれの子孫になる時期まであるいは見送られるという心配も、ないではないと思います。もしそんな心配はないんだとおっしゃれば、もちろん寸刻を争う問題ですから、地下道大いにけっこうだとは思いますが、かような懸念が少しでもあるとすれば、むしろ緩和策よりも永久的に市民が利益になるということにご留意になり、ちよっとこの問題をご検討願いたいと思います。

以下、いろいろとこまかい、あるいはその他お尋ね申し上げたいことがありますが、私も会派代表といたしまして関連質問を出すことも予想しておりますので、この程度にとどめます。

○議長（日比義平君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 お許しを得ましたので、大谷議員の質問に関連して要望とお尋ねをいたします。

質問説明の前後の関係で、大谷議員の発言とやや重複するところもあろうかと思いますが、お許しをいただきましたと思います。

その第一点は、児童の交通安全を考慮すべき点でございます。先ほど市長のご答弁にございましたので都市部の歩道橋建設による安全をはかろうという趣旨で、了解はいたしますものの、中央地区の校区改正問題における地元の反対の意見の一角にも、この施設が遅れておったために地元父兄の了解を得られる向が、ややまずかったのではないかとこのことを心配をいたしましたのでございます。そのほかに、都心部をやや離れた地区においても、農道その他の関連する道路等をすみやかに改修されて、通学路と指定され、児童の安全をはかっていただくことに最善の努力をお払いいただきたいことを要望いたします。

第二点は、駐車場の問題でございます。土木部長より通行街区その他等がいろいろ説明がございましたが、具体案としては西浦開発のみであるように承ったのでありますが、先に商工会議所の駐車場研究会が陳情し、採択されたやに承っておりますが、これによると、一、私の所有する空地利用であり、その場合は当該土地の固定資産税を免除するか、またはそれに見合う額の助成を行なうかの条件がつくものと思えます。二は、駐車場整備地域の指定を行ない、パーキングメーターを取り付け等により、駐車車の回転を早めるような方法にすべきではないか。三つに、恒久的対策として近鉄駅前地下駐車場及び諏訪公園地下利用駐車場の建設であります。

この計画については、前段申し上げた陳情書に計画書が添付してあると思えます。これは名古屋工業大学の渡辺先生によるもので、地元の意見が十分加味されてあります。

なお、全国各都市においても、駐車場問題を真剣に取り組み、隣接名古屋市、岐阜市においては、すでにその実現を見るに至っております。苦肉の策とはいえ、多治見市では緑地までもつぶして駐車場にしており、この緑地は皇太子殿下ご成婚記念の植樹でもあることを申し添えておきます。また岡崎市においても歩道を縮めて、車道を広くして

駐車をされている現状がありますが、先ほどの土木部長の説明には、やや問題を考えるものでございます。緑地の問題も非常に必要ではございまいしょうが、また歩道の広さの問題につきましても、いろいろの領分があらうかと思いますが、その対策について他都市においての駐車場公社設立準備委員会等も設立している市もかなりあるのでございまして、真剣に本問題にお取り組む決意を新たにさせていただきたいと思うわけでございます。その点につきまして、再度お伺いを申し上げるわけでございます。

第三点は、シヨッピンゲンセンターであります。ご存じのとおり戦前戦後を通じて商業の立地が大きく変わってまいりました。これが、商業に及ぼす影響が非常に大きいのでありますが、昨年来、通産省から打ち出されましたポラントリーチェーンが、現在、~~建~~屋を主体とするものが全国各地でできております。が、通産省ではさらに四十三年度より商業体質改善十カ年計画が打ち出されることで、これによると前半五カ年は組織化を主とし、後半五カ年間は大型化の指導だと漏れ承っております。それが実施に伴う百貨店法の改廃等を考えており、既存の零細商業者に与える影響は、まことに深刻な問題があると思えます。

幸い当市では、商業立地の計画を立てるための調査費として、すでに百万円を予算化していただいておりますが、これらを総合してシヨッピンゲンセンターの建設について、ご指導いただく方向についてお伺いをいたします。

第四点は、青少年ホームの建設であります。昨日の市長及び厚生部長のご答弁にありましたが、大企業は福祉施設が充実されているのに対し、中小企業とくに零細企業においてはその設備がなく、求人対策の点において非常に苦しんでおられるような現状でございます。また、公雪の町四日市が全国に伝えられておる今日、この役割りを果たすための福祉センターの必要をとくに迫るものであります。そうした趣旨を十分考慮されて、一日も早くその実現を待つものであります。

そこで、計画されておる青少年ホームの計画の内容をいまま少し詳しく、また建設される予定の日をお伺いを申し上げます。以上一点の要望と、四点についてお伺いをいたします。ありがとうございます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（丸鬼喜久男君）登壇〕

○市長（丸鬼喜久男君） 駐車場問題でございますが、私的空地の利用について考慮しろということでございますがこれらについては、十分検討させていただきたいと思えます。

なお、パーキングメーターの取り付けというのは、地下駐車場をこしらえておる前提でなければ、この許可がおりない。どうように伺っております。駅前地下駐車場等は、すでに建設省等の意向も伺っておりますが、非常に困難であるということでございます。

また、緑地、歩道をこわすということにつきましては、四日市の土地柄、私はこれはきわめて困難なことである。緑地は、やはり緑地として残しておくべきであると考へておる次第でございます。ご承知のように、名古屋市の道路は広いといわれておりますが、この都市の面積に占めるところの道路の割合は、十八％でございます。東京は十二％、パリが二十四％、ワシントンが四十三％というような数字が出ておりますが、こういうような状況を考へましたときに、道路をこわすというのはやはり時代に逆行するのではないか。駐車場いなり公園であり緑地であり歩道である、私は考へている次第でございます。

しかしながら、駐車場がなくてよいというわけではございませんので、この点につきましては、今後とも十分研究をさせていただきますと思えます。

シヨッピングセンターにつきましては、これはやはりほんとうの意味の都市改造というのは、やはり常々加藤議員も指摘になっておるところでございますが、従来ございませうところの店舗を上へ積み上げて、共同店舗にして、店舗の空いたところは緑地帯にするとか、子供の遊園地にするとか、駐車場にするというようなことが、私はやはりほんとうの都市改造というものは、私はそういうものでなければならぬと考えておるわけでございます。

四日市におきましても、やはりそういうような情勢も若干考えなければならぬと考えておりますが、シヨッピングセンターも場所等につきましては、今後ともまた研究を要する問題でございますから、せつかくこのような開発銀行の資金を利用してシヨッピングセンター、あるいは商店街がかならずできるという期待がございますので、今後とも通産省等のご指導を得てこの研究、あるいは成果を上げるような努力をいたしたいと考へるわけでございます。

青少年ホーム、福祉センターについての御質問でございますが、青少年ホームの計画と申しますものは、まだはつきりとした具体的なものもございませんが、私は四十三年度これを具体化したらというような考へ方を持っておりますので、また追って皆さんのご意見を拝聴したいと考えておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時八分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私は、先ほどわざわざ市長から丁重なご紹介をいただきました小林でございます。

私もまた、先ほど米の大谷議員の質問事項に関連いたしましたので、南部開発から一点、教育、福祉行政に関して一点合わせて二点につきまして追加質問をさせていただきます。

時間がございませんので、簡単に終わらせていただきますから、さようにご承知を願います。

まず最初に、先ほど庄司助役からご答弁のありましたように、南部開発の、とくに泊山の住宅団地の建設が、住宅公団がするとしても必ずしも明確な見通しがないということでございますけれども、しかしながら、四十三年度において四百戸の建設を予定しておるようでございますが、そうなりますと、ここに問題は、これらの住宅が建設されましたあとの、この方面の交通運輸対策がどうなるか、こういう点について私は深い関心を持たざるを得ないのであります。

ときめたかも近鉄の八王子線の問題が、やがて大詰を迎えようとしております。このことにつきましては、市長が先に年内電車の廃線、バス輸送でもって近鉄の四日市駅前につけてはどうかという意向のようでございますけれども、現在ですら相当な輸送難の時代でございます。しかもこのような住宅団地の建設が予定されていまして、果たしてそのような対策だけで、この問題が解決するであろうかと。とくに長期の見通しに立って考えますと、これですらまでもよりも便利に安全に確実な輸送ができるかどうか、そういう点を私は深く疑問に思うものであります。

したがって、この点につきまして市当局におかれても、もっと長期の展望に立ったところの交通運輸対策というものを、この際真剣に検討していただく必要があるかどうか、かように存するのでございます。

先ほど駐車場の件で三輪土木部長が言われましたように、とかくこういう交通道路行政というものは、十分なる用意をしておいても、またたく間に先を越されるという状態でございますので、そういうような観点からいたしました

も、この際ははっきりいまして上げましたような長期対策というものを、とくに総合的な対策というものを立ててなるお考えがあるかどうか、そういう点をお伺いしたいと思います。

それから、第二点は幼児の教育、保育に関するところでございます。

先ほど市長からご紹介のありましたように、私は四日市市幼児問題協議会の会長といたしまして、昨年十二月八日に市長並びに教育委員長から諮問されておりました幼稚園、保育園の適正配置のことについて答申をいたしました一員でございます。その当事者の責任といたしまして、この際この幼稚園、保育園の適正配置がいかに行なわれるか、それについては、やはり関心を持たざるを得ないのでございます。

とくに、あの協議会には訓頼、坪井両議員並びに教育長も参画せられておりますので、その経緯につきましては、詳しくは申し上げませんが、昨年十二月八日に答申を急いだということは、とりも直さずこの四十二年度の予算編成に間に合わせたからであります。

しかるところ、四十二年度の市の予算を見ますと、どうもこの答申の趣旨を盛り込んだ措置が取られておらない、そのように感じておられます。もっとも市長は、三月議会の予算説明におきまして、下野、川尻、貝家の共同保育所に対して補助金を出すということがいわれておりますが、金額は全部合わせましてもわずかに三十万円、それ以外に何らかの答申の趣旨に沿って予算措置をされたかどうか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

それから、もちろんこの問題につきましては、長期計画が必要であります。また、厚生部と教育委員会における調整が当然必要でありますので、現在おそらくこの調整をおわっておられると思っておりますけれども、いままでの話し合いがどの程度進んでおられるのか、その中間報告をひとつお願いしたいと、かように存ずる次第であります。

以上二点、簡単でございますが質問申し上げます、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 南部開発の問題に関連いたしましたして、この交通対策についてお答え申し上げます。

八王子線等につきましては、過ぐる議会におきまして、私が答弁いたしましたのでございますが、昭和四十二年十二月三十一日をもってこれを廃止すると。ただし、子西・八王子線が完成予定とカツコになっておるわけでございますが、これをさらによく考えてみますと、子西・八王子線が完成した暁において八王子線が廃止になるのではないかと、というような考えが出るわけでございますが、そのときに私はいろいろのまあ種々の情勢を考えまして、やはりこの前の市長と連合自治会長伊藤長太夫さんとの間に正式にこの署名捺印をされまして、契約をされとる次第でございますので、この趣旨を生かすべく将来とも努力を続けたいと考へとる次第でございます。

子西・八王子線につきましては、ご承知のように日永の一部において住宅の地帯におち当たって、難行しておるところでございますが、これにつきましては、立ち入りの調査をさせていただいておる次第でございますので、これにつきましては、できるだけ早い期間に、これが解決するように努力したいと思っております。ただ、八王子線が廃線になった場合に、あすこにございますところの南高等学校、あるいは笹川中学校、職業訓練所の生徒の輸送に難が生ずるのではないかと、関係でございますが、私はこの点につきましても、近鉄がかつて津新町から新松阪駅まで開通しておりますところの伊勢線を廃線いたしましたして、それをただいま伊勢線の廃線敷を使ってバスを輸送いたしておりますことでございますが、バス輸送で十分さばけ得るということを近鉄当局は断言いたしておる次第でございますので、将来ともこういうような調査に基づきまして、バス輸送等のさらにこまかい研究をしていきたいものであると考へとる次第

でございます。

幼児教育につきましては、非常に懇切なるご答申をいただいたとるわけでございまして、幼稚園、保育園等につきまして、各小学校区にぜひとも設けたいということは考えとるわけでございますが、やはりご答申をいただいたからすぐその翌年次にこれが着工できるものでもございませぬので、ご指摘のように長期的、計画的な観点から、このご答申に基づいて趣旨を生かしたいと考えておるわけでございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、幼稚園、保育園並びに私立の幼稚園、保育園等の調整もいたしまして、今後ともこのご答申の趣旨に沿いたいと考えておるわけでございます。でき得ましたならば、幼稚園、保育園につきましても、私立のものがこれからは私は増加したほうが好ましいのではないかと考えとる次第でございます。

○議長（日比義平君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） ただいまの市長説明に、ちよつと補足させていただきます。

本年度の予算の保育所にかかる面だけでございますが、本年度の予算を見ますときに、そういうものがあらわれてはおらぬのではないかといいことにつきまして、ちよつと報告させていただきましたと思います。

昨日、事故繰り越して皆さんにおはかりを申し上げてお許しをいただきました海蔵の保育園でございますが、これは八月の中ごろにでき上がることになっております。それから、その次に予定しておりますのは、国民年金の還元融資でもうヒヤリングも済みまして、見直しも立ちましたので、この次の議会あたりに計上したいと考えておりますのは、納屋のしらゆりでございます。これは、改修でございますが、非常に周囲が高くなっておりまして、ご承知のように盆地のような状態でございますので、これはぜひとも改修をいたしたい。

そのほかに、ただいま市長から私立の保育園を何とかして助成をしていきたいというようなことでございますが福祉法人であります愛育園に対して、これは山川さんが会長でございますけれども、三重の東坂部で社会福祉事業振興団から借り入れをいたしまして、建設計画を持っておりますので、これに対しましても市といたしましては、何らかの助成をしていきたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） ただいまの説明に、さらに補足してご説明申し上げます。

教育委員会において四十一年十二月に幼児問題協議会から答申を受けて、これが四十二年の予算に実施されていないということ、それからもう一つは現在委員会と厚生部はどのような調整をとっていくかと、こういうことであります。

この計画は、きわめて重要なものでありまして、今後増大してくるところの家庭の主婦の問題、これはかなり多数のかぎっ子というような、こういう問題が出てくると思えます。もう一つは、就学前の教育問題、幼児の教育問題がかなり大きなものとして出てくる。まあそういうふうな観点から、きわめて重要な問題でありますので、できるだけ厚生部と連絡を取って仕事を進めていきたい、こういうふうに考えております。

現在の段階といたしましては、答申の趣旨について厚生部と教育委員会と両者の共通した理解点を持つということ、一点であります。それからもう一つは、この答申の基礎になったところの四日市における幼児の保育の実体というものがございまして、そういうような結果に基づいて適正な配置を考える。で、これが厚生部と教育委員会と両者

でそれぞれの作業を進め、最後の段階においてそのできたところの案を持ち寄って調整するまゝこういうことで現在そういう作業の段階に進んでおります。

四十二年度におきましては、委員会ではしたがってそのような答申の趣旨に沿うところの施設の拡充というようなことは、いたしておりません。従来の委員会の方針によるところの学級の増ということも三カ所いたしてあるだけであります。むしろ四十三年度から、この問題は本格的に実施の段階に移るようなことになる、そういうふうにご考慮しております。

○議長（日比義平君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、公明党を代表いたしましたので、すでに通告してあります件につきましてお尋ねをいたします。でき得る限り重複を避けていきたいと存じます。

まず第一問に入って、教育行政についてお尋ねをいたします。

社会の発展において、教育がはたしている役割りはきわめて大きいと思ふ次第であります。これが民族の盛衰や一國の興亡を決定するということは、古今東西の歴史がよく物語っておるわけでありまして。とくに近代社会においては教育が国民生活の向上をもたらす強力な要因であるという考え方が、広く国の内外を問わず一般化してきておりますわが国の教育制度は、すでに明治五年に学制によって教育の機会均等をみまして、明治十四年には四年の義務制が敷かれております。また、明治四十一年には六年の義務制が敷かれ、昭和二十二年には九年の義務制が敷かれて今日に至っております。

しかし、その内容がアメリカや、あるいはイギリスなどから比較してあまりにも悪く、また、多くの問題が残されておる現状であります。義務教育の問題がすべての教育制度の基礎であるところから、まずその充実をはからねばならないと思ふのであります。そのような観点から、教育行政の諸問題についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど大谷議員からいろいろ質問をされました中の、幼児、保育園の問題については、いろいろお答えがありましたので、それを省いていきたいと思ひます。

次の、水沢小学校の増設の問題ですが、この議会においてもたびたびこのような問題が出され、できる限り善処をするという回答で終わっておるわけでございますが、水沢小学校のみならず市内一円の各校舎等の増改築の計画がすでになされておるわけでありまして。また、きのうからの質問にもよく聞いておるわけでありまして、まあとくに危険箇所といへば、このような水沢小学校等、あるいはその他の校舎にもあろうかと存じますが、あまりにも山間僻地というか、そういう面から非常に中心部から比較して、あまりにもかわいそうではないかというような気持ちもあるわけでありまして。

そういうようなことから、とくに僻地の、いわゆる市中心部より離れた各学校に対しては、特別な好意をもってこれらの諸設備の充実をすることが大切ではないか、このように考えております。したがって、このような教育五年計画、そういうものがあるわけでありまして、でき得る限り山間僻地のそういう小学校のですね、増改築、あるいは新築等に全力を注いで、しかも水沢小学校などにおきましては、非常に雨漏り等もあるようでありますが、そういう点を早急に直していただきたい、その点についてやっていただけるかどうか、この点をお伺いしたいわけでありまして。

次に、給食費の値上げの問題でございます。

この問題は、全国的な問題として政府も非常に力を入れておりますが、もちろん本市におきましても、給食については教育委員会などいろいろ努力はしていただいておりますが、今回におきまして市の教育委員会、あるいは学校の校長の名において六月一日より一人百円の給食費の値上げが実施されるようになっております。

この件も、私は一方的に教育委員会、あるいは校長の名において通達が出されたのではないかと、このように考えております。したがって、教育民生委員会においても、この報告がないやにも聞いております。あったにしても、市長は本会議の席上において明確にお答えになる、というような話さえ聞いておらぬのであります。いまだにそのことは今回の議会においては、発言をされておられません。

したがって、このような一方的なやり方から非常に住民も問題として非常に苦情を申してきております。市会議員の人たちが、こういうことをわかっておりますかというようなことで、お尋ねがあったわけですが、その時点におきましては、私もわからなかったもので、そのお答えはしなかったわけですが、このような問題が生じてきております。

このような給食費の値上げは、全国的にいま行なわれておるように思います。また、名古屋市等においては、そのような問題が現在市議会にかけられ、そして一時中断という姿になっております。まあこのような考え方も、おそらく市の教育委員会の甘い査定しかた、そして父兄にそのしわ寄せをしているかのように考えられるわけでありました。したがって、学校給食の献立表があったら、見せていただきたいと思うわけでありました。

さらに、そのような問題から野菜その他の購入時点における市場の日報などと照し合わせて、どのように、いわゆる費用が足りないからこのように値上げをするのであるという、こういう裏付けが必要ではないかと思うわけでありました。さらに、そのような一カ月百円の値上がりからして、現在の小学校、あるいは中学校の一人々々の一日のカロ

リー、あるいはたん白質、カルシウム等、ビタミン等の配分の資料がありましたら、提出をお願いしたいと思う次第であります。なければ、この一人百円値上げの裏付けがどうしても必要ではないか、このように考えるわけでありました。

いいかえれば、この給食費の値上げは別に議会にかけなくても、教育委員会単独でやれるのである、このようにいわれるればそれまでであります。いずれにいたしましてもこの一人百円の値上げということは、大きく今日までにおきましては税外負担のことから、非常にそのウエイトは大きい、大きな問題となりそうであります。したがって、その値上げの理由について、お答えをお願いしたい。

次に、学区制の問題であります。これもきのうから問題が出ておりますので、重複を避けたいと思います。ただいわゆる半強制的にこの学区制の問題が敷かれました。そして、地元民は非常に迷惑をこうむっている面もありません。したがって、それ以後の時点におきまして、今日においてその後どのような状況になっておるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

通告の第二問、東洋紡の空地における事故についてであります。先ほども大谷議員の発言の中に一部発言され、またお答えもあったわけですが、私はその面からちよっと角度を変えてお尋ねをいたしたいと思います。

さる五月十九日に本市の塩浜町にあります東洋紡あとに発生した毒ガの幼虫焼却作業中に、当市の衛生課予防係の田中清二さんが全身にやけどをし、市立病院で手当てを受けていたが、八日午前六時ついに死亡したという事件が毎日新聞に掲載されております。

この問題について、当日、先ほどもありましたように大ぜいの方がいたわけで、またその事件が起きて以来、死亡するまでの間における詳細な説明が、わかっておりましたらご報告を願いたいと思います。しかも田中さんは、片手

が不自由であると、このようなことを聞いております。これがほんとうならば、なぜそのような不自由な方を、このような危険な仕事をやらせたのか、このように疑うと同時に、あまりにもかわいそうではないかと思う次第であります。血の通った九鬼市政と、このようにこの壇上で聞いておりますが、あまりにもこのようなことであるならば、悲惨なことではないかと思うような次第であります。

なお、田中さんに対する補償等の問題について、どのようになさったか。また、当然東洋紡にもあの放置しておいた管理の責任上からしても、やはりこれらに対する、いわゆる田中さんに対するいろんな補償、あるいはその他に類する問題がどうなかったという点について、お尋ねをしたいと思います。

通告の第三問におきましては、きのう質問いたしましたので省きます。

通告の第四問、追分のバイパスの問題についてお尋ねをいたします。

近代社会に伴い、各種の自動車が増加され、今日の四日市南署の前あたりでは、一日約三万五千台から四万五千台という交通量になっていくと聞いております。さらに名四国道も開通されるならば、東西ともにさらに交通量が増加されることは必至であります。したがって、名四国道及び国道一号線連絡箇所は、現在の計画でありますと、平面で行なわれるということでもあります。四日市から亀山方面に向かって行く場合にはよいとしても、逆に亀山方面から名四国道に入る場合には、あの狭い個所に車が一時停止した場合、どのような状態になるかということはいくら及ばず、困難は火を見るよりも明らかであろうと思うわけであります。

たとえば亀山から四日市に向かい、あるいは鈴鹿の平田町などへ行く場合においても、加佐登に同じようなケースがあるように考えますが、あの場合におきましても、非常に困難な状態を起しております。したがって、あの姿を見てもこの追分バイパスもですね、それ以上に困難を来たすのではなからうか、このように考えるわけであります。

したがって、亀山から四日市に向かう場合の片面高架をすべきであろうと考えるわけであります。

このことについては、市当局だけではどうしようもないかと思えますが、いわゆる現在計画中ではありますがゆえにぜひこれを実現できるように、交通緩和ができるように取りはからいをすべきであると、このように考えるわけでありますが、この点について市長のお考えをただしたいと思えます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 教育行政について、お答えをいたします。

水沢小学校の増築の問題でございますが、これは過般ご覧いただいたようで、現在新五カ年でございますが、この年度の五カ年計画の後半、あとの後半に入っているということでございますので、ご了承をお願いいたします。

給食費の値上げの問題でございます。いろいろご心配をわざわざしておりますが、この給食費は現在低学年五百五十円、高学年六百円というところであります。これは、昭和四十年四月に決定いたしましたわけでございます。それ以後現在まで値上げはされていないわけであります。最近、物価の高騰と、それからパンの加工賃、それから粉乳ミルクが値上げされた。さらにミルクがアメリカから従来入っておりますのが、ストツプになりました。現在ニュージーランド、フランスから輸入してあるというふうなことが、値上げ原因で、材料費とパン、ミルク、この三点が値上げしている原因でございます。

大体、昭和四十年四月と昭和四十二年四月の一食当たりの原価計算をしてみますと、一食六円の値上がりというふうなことでありますので、この際、これを値上げしたいということでございます。

現在、本年五月の県内各市の給食費は桑名市が高学年七百八十円、低学年が七百三十円、津市では高学年が七百八

十円で低学年が六百十円、伊勢市では高学年が七百二十円、低学年が六百七十円、名張市におきましては高学年が七百円で低学年が六百六十円、鈴鹿市では高学年が六百七十円で低学年が六百三十円、大体こういうふうなことになっております。四日市も他の市と比較して、この辺の線に値上げするのが妥当ではないか、また理由もあるので踏み切ったわけでありませう。

ご要求のカロリー表とか献立表は、ただいま手元にございませんので、のちほど取り寄せて提出したいと思っております。

次に、中央地区の学区制の問題でございますが、いろいろご心配をわざわざお寄せしております。その後、一部住民登録を変更いたしましたして、希望する学校に行っている向もあるように聞いておりますし、調査もしておりますが、これらの問題につきましては、越境入学の問題もあると思っておりますが、委員会といたしましては、目下調査中でございます。近くこれらの処置について、教育的な見地から処置したい、かように考えております。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 旧東洋紡績の空地の事故についての問題について、お答え申し上げます。

東洋紡績工場あと約二万坪（六・六ヘクタール）でございますが、あのけさほどから議論されております二十数年間放置した雑草のはえるところに、数年前から毒ガ、あるいは蚊が発生しとるという苦情といたしましては、衛生課のほうへ毎年出とるわけでございます。それで、市のほうといたしましては、人家の近いところに東紡に連絡して、薬剤をうちの消毒現場職員によって毎年実施しとる。その時期は、例年大体六月の下旬ぐらいが出てきたわけでございますが、本年の場合、たまたまその地区の方が毒ガの幼虫らしいという通報を受けましたので、例年だとガになって

チヨウチヨウになって被害が出るということでしたが、その報告に基づきまして本年度はもう早くわいたかということ、私も行ったわけでございますが、保健所とすぐに連絡を取りまして、保健所の職員とともに現場に行きまして、その幼虫を見つけたわけでございます。

それで、そのときの状況では、あと三週間もすればチヨウチヨウになって付近の民家の方に非常に被害が及ぶと、こういう時期的な情勢判断をして、直ちにその日、これは六月の上旬だと思っておりますが、それで放つとけばチヨウチヨウになって困る事態が起きるという判断いたしましたして、その日に、朝通報を受けましてその日に直ちに市の消毒班を環境側消毒するのを切りかえまして、予防係長が総指揮で薬剤散布をしたのでございますが、あくる日行ってみますと、やはりまだ残つとるという報告を受けまして、思案投げ首でおわったわけでございます。

そこへちようど東洋紡績のほうからと、それから保健所のほうからと普通の薬剤散布では間に合わないんじゃないか、効果がない。それで、薬剤散布のほかに別の新しい手としてこの自衛隊の火災放射をやったらどうか、という提案が保健所のほうから出たわけでございまして、ただしこれははっきり私のほうといたしましては、民有地でございますので、名目はともかく民有地でございますので、市としての取り上げ方は環境衛生問題で付近を害しておることについて立ち上がる、こういうたてまえで土地所有者である東洋紡績と、それから保健所の要請ということで受けて立ったわけでございます。

先ほど、実施方法は九月の十九日、二十日午前八時三十分から十五時まで、まず作業編成隊といたしましては、衛生課は消毒班及び部長以下課長、責任者全部二十人。保健所が三名、東洋紡績が五名、陸上自衛隊第三十三普通科連隊の作業小隊、隊長以下二十名、それから警備といたしまして四日市市の消防本部から消防車一台、それから東洋紡績の自衛隊消防車一台、四日市市南警察の警察官四名こういう編成で十九日、二十日の二日間の予定で実施したわけで

でございます。

それで、当日は火災警報が発令中でございましたので、予行をやるといことが、消防本部の指令で中止しておいたわけでございますが、九時になりました火災警報が解除されましたので、午前中大体自衛隊と、それから市の消毒班、予行演習を三カ所において実施して、焼却の方法、作業形式の方法を現場において訓練したわけでございます。その結果、小区域において長さ三十メートル、幅十メートルの小範囲の区域に限って大協石油から提供を受けた廃油をまずじよら並びにひしゃくでもって散布し、そして草をぬらし、衛生課長の指示する号令によってこんどは自衛隊の小隊長の指揮する火災放射隊がわかって火災を放射すると。で、その場合には発射よし、発射完了という指揮命令をもってそれを撤去する。そしてやり方につきましては、段階につきましては、付近の延焼、あるいは暴発ということをおそれまして、一べんやったところからこんどは強い離れたところでやる、こういうことで実施いたしました。大体正規の放射演習を午前中やりまして、午後一時に大体第三回目の区域に入った際、作業といたしましては相当熟練してまいった段階でございますが、一区画のところ、まず衛生課長の指揮する廃油散布の完了に応じて退去するという命令直前に、一せいにまいた一面が発火をいたしました。私は、発火地点より大体自衛隊の隊長とありまして、七十メートルの後方におったわけでございますが、そのときにはつきり目撃したるわけでございますが、その際には、引火の際には全部市の衛生課の間は、火の中におったわけでございます。

それで、お互いに名前を呼び合うて、おらんかということ、全部二方向にわけて炎の中から脱出したわけでございますが、一人そでを燃やしてまだおるぞという声がありまして、私も現場のほうへ走って行ったわけでございますが、そのときにそでを焼きながら出てきたのが田中清二君でございます。それで、それを自衛隊の指揮官が倒しまして燃え上がっているのを消した、こういう状態でございます。それで、はたにおりました消防車の緊急連絡で

事件発生後おそらく二分程度で救急車が現場に到着して、係長が市立病院へ収容した。作業は三十分休憩して続行、こういう態勢を取ったわけでございます。

それ以後、その晩もわれわれも病院に行ったわけでございますが、当時といたしましては、両そでが焼けまして、足のほうは服は燃えてません。ただ脊中のほうの両関節と帽子がこげとる、こういったことで病状心配しておりますが、病院の方に、先生の話では今晚が一つの山であるということ、何ともいえない、ということでしたが、あくる日行きましたならば、病名は二度の火傷ということ、約三月ぐらいの保養を要するであろう、こういう診断であつたわけでございますが、一つの医学的な観察の予想といたしましては、こういったやけどのものにつきましては、一週間がひとつの目安になる、そして意識はなくなるまで全部はつきりしております、ということをお聞きしたわけでございますが、結局、一週間たち一つの山が越えて、食べものが食べられないが、足からリンゲルの注入とブドウ糖を補給しとるといった医療方面をやっておるわけでございますが、そういう心配した医療方面については、病院の先生に全部お願いしとるといふ処置を取ったわけでございますが、二週間目になりました。急に心配したのがよくなってきた。い報告を受けまして、いままで見守つたものを正式にこんどは市としての見舞いということにして、私と課長がまいりまして、ちようどそのときにはベットの床上で全身包帯取って状況を見たのでございますが、傷は腕の部分を除いて非常に好転しつつある、われわれも話したたわけでございますが、医者も非常によくなってきて、皮植については本人もやせておりますので、だれかの皮植をするようなことを考えておるんだと、こういうような非常に樂觀的なような、ありがたいようなことで、われわれ喜んで帰ってきたわけでございますが、その後三日を経ずして急遽夜間、夕方尿毒症が出てきたという報告を受けまして、私も急遽かけつけたのでございますが、その日の朝もう一回小便が出るという、出ないと困った状態になるということで帰ったわけでございますが、明け方所要の小便が出

ずになくなった、こういうのがなくなったときの状態でございます。

それから、その次にその身分の問題についてご説明させていただきます。

本人は、右手のほうが少し曲がって不自由な状態でございます。ただし単純なものを運ぶというような単純労務については、非常にまじめで支障なくやっておったわけでございます。それで、この人が八年ばかり前にそういう単純な、自分は普通の体じゃない単純労務者ということで、とくに臨時でもいいからということで、本人の志望によってまあやることを志望されたわけでございますが、そのときの正規職員としては身体検査もありますので、これは正規の職員、あるいは事務職員、技術職員としてはこれは採用不適合になったと思えます。

そういう臨時的な、また単純労務ということではじめは日給制度の臨時職員いうことで、これを衛生課へ配属になっていたわけでございますが、人事全般の構成上、臨時職員をなくする、また人事管理を明確にするという人事行政の改める時期に五年になりますが、そのときに臨時の職員から正規の予算定数に入った、予算化された嘱託いう身分に切りかえてあります。同時に、これは衛生部全体のことにいえることですが、こういう労務系統の間は、労務者災害保険に加入しております。田中君もこれに入っておったわけでございます。それで、普通でいう臨時の人間とは給与的には少し違う、こういうことが異なる状態でございます。

それで、この事故は事故としてわれわれも非常に残念に思っているわけでございますが、この処遇の問題、それから申慰の問題についても、なくなった日以来、いろいろ市長はじめ助役も直接そこに行ってもらいいろいろ相談したわけでございますが、非常に本人の、統一した見解といたしましてはひとつの公務執行中の、場所は民有地であっても公務執行中のひとつの殉職的な事故である、こういう判断をもちましてすべてを律する、こういう態度を取りましてこれは法的には労働者災害保険の対象となりますので、労働基準監督局へ報告をいたし、目下担当者が手続き中でござ

います。

それと、その他いろんな香典その他のものがありますが、そういう程度であります。

それで、もう一つの問題といたしましては、法的には取り扱いとしての金銭的給付は一応済みですが、とくに上司のはからいで見舞い、あるいは葬祭的な費用も含み気の雑だということ、弔慰的な意をあらわすべきであるということ、これは全く前例のない異例な弔慰的な性格を持った手続き中でございますが、いろんな会計上の条件がございまして、まだ最終的な支払いまでにはいってませんが、そういう心くみですべてのことをやっておる、こういうことでございます。

以上、終わります。(「東洋紡の」と呼ぶ者あり)

東洋紡の処理につきましては、私のほうから雷田工場長へ衛生課長が連絡し、また企画のほうから命令が、伝達がおくれていますというところで、東洋紡の本社へこういう事実があったことを通報して、それで私も現場で会ったわけでございますが、お通夜並びに告別式にも責任者が来とったわけでございますが、発表してよいかどうかわかりませんが、ある程度の香典も出されたようでございます。

市の態度といたしましては、市は市自体の職員手当てで公務によるところの殉職扱いすること、市は市の取るべき処置を取るということで、東洋紡についてはこうせい、あせいということを示しておらぬのですが、一つの感じ方といたしましては、まあことは過ぎるかと思えますが、二十年間ああいうふうに放置した状態における管理状態から、むしろわれわれといたしましては道義的に考えてもらうのは当然ではないかと、こういう見解を持っておりませんが、市自体といたしましては命令的なことは、いま処置をしてないというのが実体でございます。

○議長(日比義平君) 市長。

○市長（九鬼喜久男君） 追分バイパスの件で、お答えいたします。

すでに追分バイパスにつきましては、ご承知のように土地買収済みでございます。昭和四十三年度末に完成いたしましたことになっておりますが、四十三年度中もできるだけ早い機会にこれが完成をしてもらいたいというのを強く要望しとるわけでございます。

国道一号線との接点でございますところの采女の坂をおりたところの交差点は、平面交差でございます。でき得ましたならば立体交差にいたしましたことではないのでございますが、お話もたびたび申し上げておりますが、平面交差になっております。信号灯つけるとかいろいろなことが行なわれると思えますが、また、この二十三号線との接点にも平面交差になります。一部立体交差を含みますが、平面交差になります。国道一号線と二十三号線の追分の分離点が平面交差で、あのように渋滞をしておる現状でございますし、また国道一号線と桑名の長良川の大橋を渡ったところの東へ入る道路も平面交差、また国道一号線が三滝川の橋を渡ったところの西へ入る道路等につきましてもたいへん渋滞いたしておるような事情でございますので、でき得る限り立体交差が望ましいわけではございますが、ただいまのところどうしても平面交差しかできないというようなことでございますので、信号灯つけるとかいろいろの措置を講じまして交通が渋滞しないように、われわれといたしましても建設省に対して要望したいと考えておる次第でございます。

○議長（日比磯平君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えをいただいたわけでありますが、水沢小学校の、あるいはその他の問題におきましても、やはり腐食、あるいはそういう問題がなればなるほど早く急テンポに腐食の角度というものは増加されるわけ

ありまして、この五カ年計画の後半にあると、このようにお答えになったわけでありますが、どうか早急にこれを修理改造をぜひ実行していただきたい。この点については、要望をしておきたいと思えます。

また、給食費の問題でございますが、先ほど教育委員長は高いところばっかり例をあげられたようであります。たとえば大垣市などは、この問題は値上げしておりません。こういう例もですね、こういうところにあけていただいた、このように思うわけでありまして、やはりこの問題におきましても、文部大臣が文部省主催の都道府県教育委員会の席上におきましても、学校給食費に対しては無償でしたいと、このような発言をしております。こういう時点におきまして、さらに当市がこのように一人当たり百円の値上げをするということについては、いささか疑問を生ずるのであります。こういう観点から申し上げます。

また、当市におきましても、まだまだ節約、いろいろな面から一人百円という一律ではなくは、結局これだけ足りないんだからというものが必要ではなからうかと考えるわけでありまして。

また、先ほど申し上げましたが、この点について触れておりませんが、たとえ教育委員会として単独でこの問題をやるにいたしましたも、やはりこれをスムーズにいくためには、議会にも一応報告されて、そしてやはり議員、あるいはその他の関係の了承もですね、必要ではないかと、このように考えるわけでありまして。

九鬼市長の市政方針からいたしましても、きめのこまかい市政と、このように、あるいは市民にあたたかい市政を行なっていくという方針からいたしましても、これはですね、ちょっとその道理に反するのではないかと、まあこのように考えたわけでありまして。

こういう問題から、とくに市民といたしましては税外負担のこと、あるいは今回の百円値上げの問題、非常に生活の面においても非常に困窮を生じております。こういうことから、どうしても値上げしなければならぬ問題であれ

ばですね、いわゆる一般会計の中からでも若干でもこの補足はできないかという点と、それから文部大臣がお答えになられました来年度においては、学校給食を無償にすると、したいということばの間ですね、何とか市でこの問題は解決できないかという点についてお答えを願いたい、このように思うわけであります。

現在、小学生が一万八千九百九十名、中学生が一千八百四十七名、これは五月一日現在であります。このような大きなですね、数にはなっておりますけれども、どうかそういう点ご配慮願いたい、こういうことでございます。その点についてのお考えを、もう一度お答えを願いたい。

それから、学区制の問題でございますが、住民登録を変更してまでその学校に行きたいという子供の気持ちも、ちつともこの市の教育委員会は聞いていただけないという市民が多くあります。このように実施された以上はやむを得ないといえませんが、その時点におきましても、ぜひ教育長にも地元の一人々々とよく懇談をし、納得してうえでと、このように申し上げてまいりました。また、先ほど申し上げたこの給食費の値上げの問題にいたしましてもただ単に一方的にこの問題をやっただけでありまして、ほんとうにそういうものの反省が見られないという点に、非常に残念に思うわけであります。

このような問題をどうか市長は十分心得て、ひとつの問題に対してですね、もう少し市民の納得できるような、しかも協力できるような時点までですね、十分話し合いをしていただいたのちに、こういう問題を施行していただきたい。あるいは廃止なら廃止をしていただきたい、このように考えるわけであります。この点についても、十分今後再びこういう問題のないように、強くこの点については要望をしておきたいと思っております。

通告の第二問の点でございますが、先ほど衛生部長からごまかくお答えがありました。とくに衛生部長は、一応責任者としてこの場所に臨んだる以上、もう少しこういう配慮がなされなかったか、何とか救済の道はできなかったか

という点について、私はちょっと疑問を持つものであります。いずれにいたしましても先ほどの田中さんがこの四日市の職員にどうのこうのということではなくて、そのような不自由な人をなぜこの仕事にたずさわせたか、という点には疑問を持つものであります。この点について、もう一度明確なお答えを願いたいと思っております。

また、このように自衛隊、あるいは警備消防隊、このように大ぜいの方がこのように一緒に活躍をしたわけでありませんが、だれ一人としてこのような問題になるまで知らなかったという点について、衛生部長の責任者として臨んだる以上は、もう少しこの点について明確なお答えを願いたい、このように思います。

それから、いわゆる前例のない補償の手續きをしておると、このように、しかも道義的にも行なっておると、このようにいわれております。先ほどの衛生部長の話であります。市が悪いんじゃない、東洋紡、その所有者の責任である、これは当然そのとおりだと私は思いますが、いずれにしても承知をして臨んだ以上は、やはり同じ責任があるのではないかと、このように考えております。したがってこの田中さんの今後に対する生活の問題等も、やはり相当悩んでいらっしゃるの事実であります。ここまでめんどうみろということではございませんが、ある程度のやはり市が責任を感じてというか、持つというかそういう点でももう少し将来性のことも考えてあげていただきたい、この点についても補足してお答えを願いたいと思っております。

それから、追分のバイパスの問題でございますが、やはり市長はこのようにきまったらそれはどうしようもないというようなお答えでありましたが、いずれにしてもこのような交通の問題が年に約二十%の増加を見ている今日、困難を来たすことは火を見るよりも明らかであります。またその時点になって考えればいいといえどもそれまででございます。すけれども、何とかたえだめにいたしまして、市のほうからこういう実状だから何とかこれをしてもらいたいという働きかけでも市長から、あるいは土木部長から働きかけていただきたい、この点をとくに要望をいたしました。

いと思います。

先ほど申し上げました問題について、お答えをお願いいたします。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） お答えいたします。

先ほどご質問のありました雨漏りの点でございますが、これはすでに修理済みだそうでございます。ご了承を願います。

それから、給食費の値上げの問題でございますが、これは一食当たり約六円の値上げということで、現在学校では年間百八十五日で、月十八日前後の給食であります。これは月額百三円の値上げでありまして、そのうち三元は給食協会の分担金四割であるのを〇・五割さげてカバーしますから月百円の値上げをお願いすることになります。そういうことになっておりますから、ご了承をいただきたいと思っております。

なお、文部大臣が学校給食を無償にするという話がある、こういうお話でございますが、ちょっと私そのことは聞いておりませんのでいかがかと思いますが、ちょっといま暗算でやったのですが、人口二十二万、小学校で二万、約一割とそういう勘定で日本の全人口九千万として一割約九百万が給食児童だいたしますと、ただいまご質問のございました七百円ということは、その九百万人分ということにと、これは何百億、一千億を越すんじゃないかと思えます。

教科書の無償がなかなかいわれてから実現いたしますのに、相当月日経ってあるわけですが、学校給食につきましては、これは学校給食法がございすけれども、奨励法でございますので、やっていないところもあるそうでございます。そういうふうなことを考えますと、学校給食を無償にするということになりますと、まだ実施していただけない学校もたくさんございますので、その施設とか、たとえばなべ、かま、バーナーとかいろいろそういうものを考えてみますと、膨大な数字になって、ちよっと文部大臣のお話にはどうかと思えますが、しかし、ご趣旨の線に沿って自己負担を軽減するように考えたいと思えます。

学区側の問題についても、ご指摘いただいたような点について十分考えたいと、かように考えます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 身体の悪いのに、なぜその日排除できなかったかということでございますが、実は立ちどおしの仕事でございますして、そのほかにも少し肥満した職員もおりまして、けがされたというので、それを衛生課長が見つけて排除したわけでございます。ああいう状態とときに火が燃えあがるというようなことは、予見しておりませんので、むしろ単純な油まき作業ということにいけるということで、危険性を予知しなかったことについては非常に残念だと思いますが、よろうでまくという単純な作業については、十分耐えたということでございます、本人に対する甲斐の問題につきましても、私といたしましては実体を話しまして、殉職的な扱い方をもって処理していただいておりますので、十分甲斐の点はあらしむるものと考えております。

将来という意味ができましたが、家族のことかとも思いますが、それにつきましては、私自身はまだきいておりませんが、課長並びに担当の庶務担当者からいっぺん落ちついたらゆっくり話したいというので、そのことだろうと思っておりますので、話を聞いたうえで処置しうることは誠意をもって、やはり職員の問題でございますので考えて上司にはかつて処理をいたしたい、こういうふうにご考えております。

○議長（日比義平君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 時間もありませんので、これで質問は終わりたいと思います。

給食費の値上げの問題でございますが、いろいろとたびたびこの席上におきましても、給食センターというようなものをつくりたいと、あるいは、つくったかどうかという問題が出ております。この時点におきましていわゆるこのような大きな費用を必要と認める場合におきましては、やはりこのような給食センターをつくって、そしていけば少しくとも安く、しかもカロリーの あるものができるのではないかと、このようにも考えております。したがって給食センターを早急に四日市市に建設できるように、とくに要望をいたしておきたいと思っております。

また、先ほどの田中さんの件でございますが、どうか十分といえるほどまでひとつ家族の問題については、配慮をお願いしたい、この点について要望いたしましたして質問を終わります。

○議長（日比義平君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第二 議案第五十二号四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について、ないし

日程第八 議案第五十八号市道路線の一部廃止について

○議長（日比義平君） 次に、日程第二、議案第五十二号四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について、ないし日程第八、議案第五十八号市道路線の一部廃止についての七議案を一括議題といたします。

ご質疑ありましたら、ご発言を願います。

ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております七議案につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第五十二号ないし議案第五十八号の七議案を一括して採決を行ないます。

本件は、原案のとおり可決いたしましたしてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、議案第五十二号四日市市役所出張所設置条例等の一部改正について、ないし議案第五十八号市道路線の一部廃止についての七議案は、原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第五十九号昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給する期末手当等の特例に関する条例の制定について

○議長（日比義平君） 次に、日程第九、議案第五十九号昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給する期末手当等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第五十九号は、職員に支給する期末手当等の特別措置についての条例案でありまして、期末手当及び勤勉手当の支給率については、給与条例で定めておりますが、諸般の事情をも勘案のうえ、増額分として基本給月額額の百分の十一の額に一律四千円を加えた額、ただし、その額が八千五百円に満たないものについては八千五百円を、在職期間及び勤務成績を考慮して支給しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

なお、この特別措置に要する経費につきましては、一応、既決予算をもって立てかえ支出し、後日、補正予算を計上のうえご審議をおざらわしいと存じますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第五十九号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、原案のとおり可決いたしましたしてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、議案第五十九号昭和四十二年六月一日に在職する職員に支給する期末手当等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

午後四時二十六分休憩

午後五時二分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第十 議案第六十号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（日比義平君） 次に、日程第十、議案第六十号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第六十号は、固定資産評価審査委員会委員伊達貫一郎氏の任期が、きたる六月二十二日をもって満了となりま

すので、後任の委員として春木周生氏を選任申し上げたく、ご提案申し上げます。

なお、同氏の経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑ありましたら、ご発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第六十号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行います。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第六十号固定資産評価委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第十一　議案第六十一号人権擁護委員の推薦について

○議長（日比義平君）　次に、日程第十一、議案第六十一号人権擁護の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第六十一号は、人権擁護委員平田武郎氏及び森新八氏の任期がこのほど満了となりましたので、後任の委員として中川繁郎氏及び山森金平氏をご推薦申し上げたく、ご提案申し上げます。

なお、両氏の経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君）　ご質疑ありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第六十一号については、委員会付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行います。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第六十一号人権擁護委員の推薦については、これに同意することに決定いたしました。

日程第十二　委員会報告第四号請願書審査結果報告、ないし

日程第十四　委員会報告第六号陳情書審査結果報告

○議長（日比義平君）　次に、日程第十二、委員会報告第四号、ないし日程第十四、委員会報告第六号の三件を一括議題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
 別段ご質疑、ご意見もございませんので、本件を委員長のご報告どおり決定いたしました。ご異議ありませんか。
 「「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第四号ないし委員会報告第六号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
四	請願第七号	在日朝鮮公民の民族教育に対する保障について	総務	不採択
	請願第八号	高花平に消防出張所設置について		
五	陳情第一〇号	市立ひなぎく保育園舎及び便槽の破損対策について	民生教育	採択
	陳情第七号	市道追分町二号線側面石積み並びに舗装工事施工について		
六	陳情第八号	富州原地内閉鎖県道の復活再開について	建設	不採択
	陳情第八号			

○議長（日比義平君） なお、総務衛生、教育民生、産業水道、建設の各委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。
 各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしました。ご異議ございませんか。
 「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第六号 通格者名簿の提出に反対しその破棄について

二、理由

調査研究のため

昭和四十二年六月十五日

総務衛生委員会

委員長 前 川 辰 男

四日市市議会

議長 日 比 義 平 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第五号 寺方町二区排水路並びに側溝整備について

二、理由

調査研究のため

昭和四十二年六月十五日

教育民生委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 日比義平 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第九号 富田一色地区に公園設置について

二、理由

調査研究のため

昭和四十二年六月十五日

建設委員会

委員長 服部 昌弘

四日市市議会

議長 日比義平 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第一一号 三重県 業試験場の近代化と拡充に伴う土地提供について

二、理由

調査研究のため

昭和四十二年六月十五日

四日市市議会

議長 日比義平 殿

○議長（日比義平君） 次に、監査委員より、監査報告並びに現金出納検査の結果報告について、報告第九号ないし報告第十九号の十一件がまいてっております。

お手元に配付いたしておりますので、これによってご了承をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ六月定例会を閉会いたします。

連日ご熱心に審査をいただきまして、まことに苦勞さまでございました。

午後五時八分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 日比義平

四日市市議会副議長 山中忠一

署名議員 坂上長十郎

署名議員 野崎貞芳

